

季刊 社会保障研究

Vol. 25

Spring 1990

No. 4

研究の窓

社会保障再考——経済社会システムのワーカビリティの中で——……宮澤健一 326

平成元年度研究プロジェクト報告

研究課題 III 21世紀の社会保障に関する研究

『年金分科会』

公的年金制度の成熟時の給付と負担……花田恭 331

21世紀の公的年金制度——その長期的安定のための方策——……堀勝洋 342

21世紀における年金制度に影響を与える主要因……伏見恵文 354

『社会保障計量モデル分析分科会』

超長期社会保障モデルによる社会保障給付費の推計……岸功 364

——21世紀の社会保障研究会計量モデル分科会中間報告1——

社会保障給付費の将来推計（見通し）方法について……曾原利満 379

——21世紀の社会保障研究会計量モデル分科会中間報告2——

論文

年金政策と遺産行動……岩本康志 388

研究ノート

社会保障支出の財源代替がもたらす対外的効果……粟沢尚志 402

動向

社会保障法判例（古川訴訟控訴審及び上告審判決）……堀勝洋 407

——居宅での保護を望む被保護者に対して行った保護施設で
保護を行うという処分が違法違憲ではないとされた事例——

書評

社会保障研究所編『フランスの社会保障』……工藤恒夫 413

社会保障研究所編『西ドイツの社会保障』……藤田伍一 419

季刊社会保障研究（第25巻第1号～第4号）総目次……423

研究の窓

社会保障再考

——経済社会システムのワーカビリティの中で——

宮澤 健一

視界を、経済社会システム全般の運行という観点に定めてみよう。これまでの福祉や社会保障のとらえ方は、個人の責任では解決できない社会からの脱落に対する救済という、社会経済にとっていわば「付带的」なシステムとして位置づけられてきた。こうした見方が暗黙の底流、ないしは慣行となってきた理由は、従来の社会福祉・社会保障の発想起点は弱者救済にあり、救貧法的な見方をベースとして生成してきた残像が、強い影を落とし支配を続けてきたからである。しかし現代の事態の進展は、こうした見方をまったく陳腐なものとしている。

発想の転換が必要である。「付带的」システムとしてでなく、社会経済全体の中に一体として「組み込まれた」システムとしてこれを明示的に位置づけることが不可欠となった。なぜなら、現代の福祉の対象とするところは、基本的生活を維持できない一部の人々だけでなく、福祉ニーズをもつ国民すべてに「普遍化」したからである。ここにいう「普遍化」とは、近年、よく使われるようになった「ノーマライゼーション」とは意味が全く違う。ノーマライゼーションとは、老人、母子児童、障害者など、ハンディを負う人々もノーマルな平常の生活に参加できる態勢をとるべしとの見方である。そうした社会福祉における「平常化」も重要な柱だが、さらにもう一本の柱として、社会経済システムの中に組み込まれ「内部化された機能」をもつものとして、社会保障を位置づける発想をベースに据えることが欠かせなくなっている。いくつかの事例を挙げてみよう。

社会保障の運営手段としての社会保険は、はたして「保険システム」の機能を果たし得ているか、そのワーカビリティ（作動性）が問われる。というのは、欧米諸国に例を見ない人口高齢化の急速な進展は、社会保険料負担（年金・医療保

險)の大幅な増大を短期間のうちに余儀なくさせる。21世紀に向けて、現状の制度のままでは、保険機能が破綻に追い込まれることは目に見えている。問題の焦点は次にある。社会保険制度は、もともと「保険システム」としてのリスク分散機能と「社会保険」としての所得再分配機能の2面を併有しているが、近年、前者の機能低下は著しい。この事態に対して求められているのは、第1に、本来の保険システムと、それから分離可能な保障部分との、判別である。社会が、「自助」と「互助」と「扶助」の三者のバランスのもとで運行されるべしとすれば、第2に必要なのは、本来の保険システムと、それから切り離し可能な保障部分との識別に加えて、それと、自己負担・保険料負担・公費負担(間接税・直接税)との間の、公平で適格な対応づけである。かつそのことが、「保険市場」での、私的保険との適切な公私分担のもとで運行されることが、強く望まれる。

年金制度の在り方は、「労働市場」とも深いかかわりをもつ。今日の一争点、厚生年金の支給開始年齢を欧米主要国並みに引き上げる改定は、保険給付水準の維持をはかるうえでも、また本格的な高齢化社会での年金財政安定のための保険料率上昇レベルを、後代世代の負担が過大にならぬ範囲に収めるうえでも欠かせない。ただし、条件として、働く能力と意思をもつ高齢者の雇用機会を確保することが前提である。この前提をみたすには、従来の人生50年時代の雇用慣行や賃金体系を、人生80年時代の「雇用システム」へ転換させなければならない。

その最大のポイントは、長寿時代には、高齢者が受け取る側から、働いて保険料を負担する「現役」世代の側に移ることにある。それは第1に、保険を負担する期間と受給する期間とのバランスを、はかり直すことである。第2にそれは、

国民負担率の引き下げにも大きく寄与する。そのために、労働市場での雇用条件を整えること、例えば継続雇用・再雇用・定年検討・多様な勤務形態の開発が、世代間ワークシェアリング（仕事の再配分）に結びつくことが必須となる。

問題の他の重要な側面は「厚生省の経済官庁化」、ないし経済官庁への脱皮に示されている。その事例としては、1987年度予算要求で初めて実現をみた二つ、公的年金積立金の高利自主運用の導入と、健康科学産業に対する出融資制度の創設を、象徴的な例として挙げ得る。詳論には立ち入れないが、関連ないし競合する周辺分野まで視野に収めれば、前者は「金融市場」に、後者は「シルバービジネス市場」の産業活動に、強いかわりを生み出していることが注目される。

厚生年金・国民年金の積立金は、戦後一貫して大蔵省の資金運用部に財政投融資資金として一括預託が義務づけられてきたが、もともとそれは低利の財投源資のため創設されたものではない。それがようやく、自主運用が一部認められ、年金財源強化に向けて高利での運用が（1年前に発足の資金確保事業とともに）可能となった。積立資金は、年金福祉事業団を通じて民間の金融機関（信託銀行、生命保険会社など）に委託される。この公私分担における最大の問題は、民間側の受託が、金融市場の適正な競争のもとでなされ得るか、また、公共側に、そのための監視統御能力があるかである。委託決定では、生保・信託の保守的非競争的性格に抗して「合同運用」が崩されて各社ごとの「個別契約方式」がとられ、どんぶり勘定的な「一律配当」でなく「分離勘定方式」が採用された。

その結果、公的年金積立金運用に受託競争を呼び込み、金融保険領域への競争原理の導入につながった。他面これは「企業年金」分野で進行中の受託運用競争

や、「個人年金」市場での新商品競争と連動する。ついでにいえば「医療保険」市場でも競合が進展し、新商品として「介護保険」もスタートした。注目すべきは、介護費用保険の発売を機にシルバー市場の開拓が目指されていることで、保険商品にプラスして生活支援サービス提供など、異業種間の提携が進んでいる。

健康科学関連産業への出融資制度は、福祉行政での初の民間企業育成事業である。医薬品・医療機械でのバイオ、新素材、エレクトロニクス等、業際的な先端技術の研究開発に産業投資特別会計から出融資する制度として、医薬品副作用被害救済基金を改組し「医薬品副作用被害救済・研究振興基金」として発足、すでに異業種の共同出資の研究企業も設立されている。さらに本1990年には、社会福祉医療事業団を通ずる「介護機器レンタル業への融資制度」が創設された。

視野をシルバービジネス市場一般に拡大すれば、大手企業を含む諸企業の相次ぐ活発な進出が目立つ。シルバー市場での産業活動の特性は、第1に、その多くが情報ネットワークの中での異業種の参入・提携・横断的結合による「業際化」としてなされ、「連結の経済性」の追求が目指されていることである。第2に、揺籃期にあるシルバー産業では、その多角化・連結型の進出に付帯して、ノウハウ蓄積、市場開拓、ビジネスチャンスの獲得が、随伴している点にある。

現代の社会保障は、以上の例示が語るように、保険と金融のシステム、雇用と産業のシステムに深くかかわり、「市場」経済社会全体の中に組み込まれた一環となった。「福祉行政」も、社会保障の経済社会システムへの内在化という事態の進行を踏まえ、適切な公私分担への模索を含む再点検、再構築が要請される。

(みやざわ・けんいち 一橋大学名誉教授)

21世紀の社会保障に関する研究

本研究は、社会保障研究所の昭和60年度～平成元年度の5年間にわたるプロジェクトである。この研究プロジェクトは故福武直前社会保障研究所長の発意で設けられたものであり、その研究目的は次のとおりである。

「十数年後に迫った21世紀の日本社会は、世界に例をみない超高齢社会になることが確実に予見されている。その高齢社会においては、社会保障も現在の諸制度を根本的に問い直し、各制度の体系的整合性を確立するとともに、給付と負担の均衡がとれた制度に脱皮することが求められる。」

社会保障研究所は、昭和57年度以来3ヵ年にわたって『社会保障の基本問題』に関する研究プロジェクトを進めてきたが、昭和60年度から5年間にわたり、この研究を基礎として、『21世紀の社会保障』を所内外の研究者の協力のもとに、基幹的研究課題として追求している。」

本研究会の主査は、昭和60年度は福武直社会保障研究所長（当時）が務め、昭和61年度～平成元年度は宮澤健一一橋大学名誉教授が務めた。研究会の幹事および構成員は、年度によって異同があるが、平成元年4月1日における構成員は次のとおりである。

全体会議委員

主査 宮澤 健一（一橋大学名誉教授）
 小山 路男（社会保障研究所長）
 福武 直（東京大学名誉教授）
 地主 重美（千葉大学教授）
 社会保障研究所研究員（全員）

氏名省略

元社会保障研究所研究員（本研究期間中に研究所を退職した者で、引き続き研究に参加

する者）

城戸 喜子（聖学院大学教授）
 木村 陽子（奈良女子大学助教授）
 武川 正吾（中央大学助教授）
 都村 敦子（日本社会事業大学教授）
 野呂 芳明（東京学芸大学助手）
 幹事 曾原 利満（社会保障研究所主任研究員）
 下平 好博（社会保障研究所研究員）

分科会委員

1 年金分科会

牛丸 聡（青山学院大学助教授）
 花田 恭（厚生省人口問題研究所人口統計学研修室長）
 伏見 恵文（社会保障制度審議会事務局年金数理専門官）
 幹事 堀 勝洋（社会保障研究所調査部長）

栗沢 尚志（社会保障研究所研究員）

2 健康と社会保障分科会

池上 直己（慶応義塾大学助教授）
 漆 博雄（上智大学助教授）
 荻島 國男（厚生省児童家庭局児童手当課長）

高原 亮治（厚生省大臣官房企画官）
 知野 哲朗（東京学芸大学講師）
 福田 政弘（諫早市理事）

幹事 三上英美子（社会保障研究所研究員）
 武智 秀之（社会保障研究所研究員）

3 福祉サービス分科会

京極 高宣（日本社会事業大学教授）
 高萩 盾男（いわき明星大学助教授）
 高橋 紘士（法政大学教授）

- 三浦 文夫 (日本社会事業大学教授)
 矢野 聡 (東京海上メディカルサー
 ビス調査役)
 和田 敏明 (全国社会福祉協議会高年
 福祉部長)
 幹事 栃本一三郎 (社会保障研究所研究員)
- 4 家族の変容と社会保障分科会
 網野 武博 (日本総合愛育研究所研究
 第5部長)
 川名 英子 (経済企画庁経済研究所次
 長)
 木村 陽子 (奈良女子大学助教授)
 武川 正吾 (中央大学助教授)
 都村 敦子 (日本社会事業大学教授)
 山田 昌宏 (東京学芸大学専任講師)
 渡辺 秀樹 (電気通信大学助教授)
 幹事 下夷 美幸 (社会保障研究所研究員)
 大本 圭野 (社会保障研究所主任研究
 員)
- 5 労働の変容と社会保障分科会
 城戸 喜子 (聖学院大学教授)
 佐藤 厚 (東京都立労働研究所研究
 員)
- 田辺 忠史 (上智大学大学院生)
 土田 道夫 (独協大学助教授)
 野呂 芳明 (東京学芸大学助手)
 幹事 下平 好博 (社会保障研究所研究員)
- 6 社会保障計量モデル分析分科会
 岸 功 (大正大学助教授)
 幹事 曾原 利満 (社会保障研究所主任研究
 員)
 粟沢 尚志 (社会保障研究所研究員)

本研究会は、上記のように6つの分科会に分か
 れて研究を進め、研究結果の報告もこの分科会ご
 とに行うことを予定している。まず、本号では、
 「年金分科会」と「社会保障計量モデル分析分科
 会」の報告を行う。『季刊・社会保障研究』の第26
 巻第1号(平成2年6月刊行予定)には、「健康
 と社会保障分科会」の報告を収載する予定である。
 「福祉サービス分科会」、「家族の変容と社会保障
 分科会」および「労働の変容と社会保障分科会」
 の研究結果は、平成2年に所内研究資料として刊
 行する予定である。

(文責：堀 勝洋)

公的年金制度の成熟時の給付と負担

花 田 恭

I はじめに

公的年金制度は高齢者の所得保障の中心であり、
 企業年金および個人年金等の補完的制度の設計お
 よび運営は公的年金制度の基盤の上にある。個人
 の立場からみても、40年近く保険料を納め、20年

前後年金を受給するという一生の大半にかかるも
 のであり、老後のための貯蓄等の自助努力をはじ
 めとする生活設計も公的年金制度の給付と負担の
 程度に大きく影響を受ける。したがって、公的年
 金制度の財政は長期的に安定したものでなければ
 ならず、また、給付と負担の水準の将来見通しを
 明確にしつつ運営されなければならない。このた

め、各公的年金制度では少なくとも5年ごとに財政再計算を行い、制度の見直しを行ってきたところである。しかるに、現在、公的年金制度は6つの法律による制度に分立し、財政再計算は各制度の改正案と直近の状態に基づいて行われるため、それぞれの再計算結果を合算して公的年金制度の将来像を描くことは困難である。また、年金支給開始年齢をはじめとする制度改正も不可避であり、さらに、平成7年度を目途に公的年金制度は一元化されることとなっている。

ここでは、21世紀の前半頃を想定し、わが国の社会が高齢化のピークに到達しているとして、公的年金制度の年金財政を検証しつつ、給付と負担の水準および設計に検討を加えることとする。

財政計算の前提として、現行の分立している被用者年金制度は統合によるにせよ財政調整によるにせよ、各制度の独自の部分を除き同一給付および同一負担であり、財政的にもひとつのものとなすことができることとする。また、種々の経過措置は終了し、あるいは、無視できるものとなっているとする。さらに、年金の財政方式は制度の成熟化に伴い、現行の修正積立方式から賦課方式に移行しているものとする。

給付と負担の水準の検討には、年金支給開始年齢、給付乗率、年金改定方式、国庫負担割合等、現行制度にとらわれることなくさまざまに変化させて、給付と負担の均衡を測定する。この場合に、価格表示として平成元年度価格を用いるが、報酬比例部分も基礎年金部分も長期的にみれば報酬の上昇率で年金額が改定されていくので、報酬に対する相対的な価値で計測するものである。

各制度の財政再計算は財政の将来見直しを行い、その結果に基づいて給付を改定し、次期財政再計算までの保険料(率)を計画的に決定することにその目的があるが、この研究は人口の高齢化という枠組みのなかで、給付および負担の改定の相対的影響を計量的に検討するものであり、保険料(率)の推計自体に目的があるのではない。すなわち、公的年金制度の給付設計の変更について、年金財政の均衡の観点からは、どの程度の余地があるのかを把握するところに研究目的があると考えるも

のである。

II 将来人口と被保険者数

(1) 将来人口

西暦2000年以降の特定年次の将来推計人口は、戦後のベビーブームによる年齢構造の波動があり、賦課方式による年金財政にその及ぼす影響は小さい。そこで、厚生省人口問題研究所の将来推計人口[1]をもとに、その中位推計で高齢化がほぼピークに到達する2020年以降、2060年まで10年ごとの人口を、性・年齢5歳階級別に平均して、21世紀前半の将来人口として設定した。

図1がその将来人口の人口ピラミッドであり、このような年齢構造の人口は、総人口が緩やかに減少していきつつ、年齢構造は不変に保たれるようになっていくので、安定人口¹⁾に近づくものである。65歳以上人口の総人口に対する割合は、昭和60年の10.3%がこの21世紀の人口では23.2%へと上昇し、65歳以上人口の20~59歳人口に対する比率は、昭和60年の18.3%が48.8%へと急上昇している。すなわち、年金受給者世代の1人を被保険者世代の2人で支えることになっている。65歳の平均余命は昭和60年で男15.52年、女18.94年であるが、これがそれぞれ17.71年、21.64年に伸長すると仮定している。

将来人口推計によれば、65歳以上人口割合が最も高くなるのは、2045年頃で24.14%であり、65歳以上人口の20~59歳人口に対する比率は、2040年頃でピークの52.3%になるので、ここで仮定した

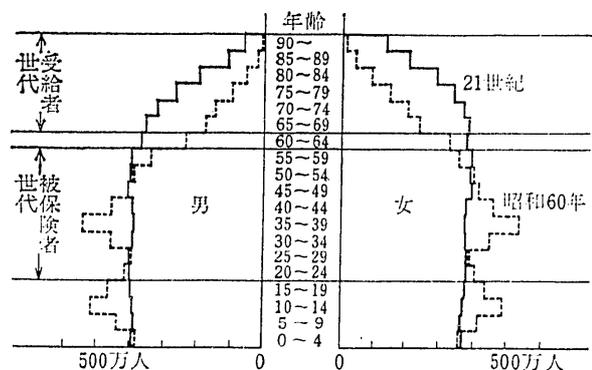


図1 21世紀と昭和60年の人口ピラミッド

21世紀前半の人口構造は、これらのいわば瞬間的な高齢化のピークではなく、高齢化の高原状態を表すものといえよう。

(2) 被保険者数

この将来人口をもとに、国民年金の被保険者数を性・年齢5歳階級・被保険者種別に推計した。

直近の加入率と過去の加入率の推移をもとに、平成元年(第114国会)に提出された改正法案に従って、学生の国民年金への強制適用を考慮し、5人未満事業所の厚生年金保険の適用の推進、20~24歳および35歳以降の女子の雇用率の上昇、厚生年金保険の支給開始年齢の65歳への引き上げに連動する60~64歳の雇用率の上昇を勘案することによ

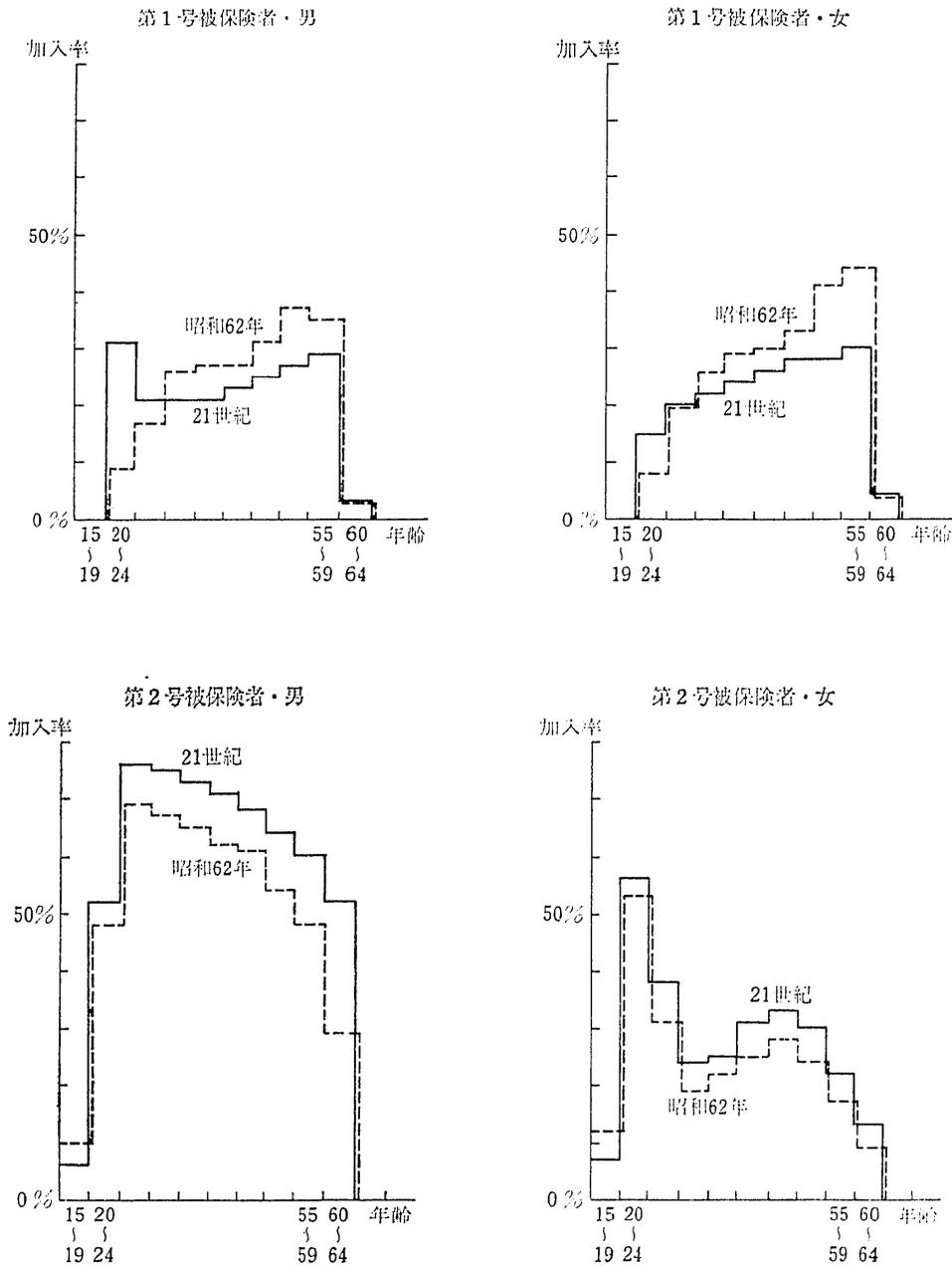


図2 被保険者の加入率

り、将来の加入率を設定した。共済年金については、加入率は全体として不変であるが、年齢別の調整を行った。また、国民年金の第1号被保険者数と第2号被保険者数の和を求め、その対人口比と将来にありうべき労働力率および失業率を勘案して調整を行った。第3号被保険者の加入率は、男子については上昇させたがその絶対値はごく小さく、女子については第1号被保険者と第2号被保険者の加入率の残余でほぼ決定される。女子の第3号被保険者数は、男子の第2号被保険者数の増加に伴い増加するが、女子の第2号被保険者数の増加により減少すること、および、若年において晩婚化の傾向があることから、加入率は現在の水準と同程度となる。仮定した第1号被保険者と第2号被保険者の加入率は図2のようである。

以上のように設定した加入率に、人口を乗じて被保険者数を求め、さらに、国民年金の第1, 2, 3号被保険者数の和を、性・年齢5歳階級別に人口と比較した。この差は任意適用者、未適用者、障害年金等の年金受給者、および、在外邦人の任意加入者によるものである。この差が妥当な範囲にあるかどうかを確認した。被保険者数は表1に示すように、第1号1,550万人、第2号3,440万人、第3号1,100万人となっている。これらを、現在の被保険者数と比較すると、第1号被保険者数は400万人程度減少し、第2号被保険者数は約100万人増加し、第3号被保険者数は微減となる。第2号および第3号被保険者数は、加入率の変化を人口の変化で打ち消すように働いたため大きな変化ではない。なお、このような加入率の設定は予測というものではなく、ひとつのシナリオというべきものであり、特定の仮定値の場合に制度の財政がどうなるかという影響の程度を計測するためのものである。

(3) 保険料・拠出金算定対象者数

ここでは、第1号被保険者の80%が保険料を納付しており、15%が保険料免除者、残りが未納者とした。この第1号被保険者数のうちの保険料納付済み者数と第2号被保険者数のうちの20~59歳の者の数、および、第3号被保険者数を加えると

基礎年金の拠出金算定対象者数となり、21世紀において表2に示すように5,490万人と推計される。

III 基礎年金制度

(1) 基礎年金受給者数

遺族基礎年金は18歳未満の子がいることを受給要件としているので、受給期間は短く受給者数は少ない。また、被保険者期間が短期で発生するので、現在でもすでに成熟しているとみられる。厚生省の昭和59年財政再計算[2]では、遺族基礎年金受給者数はほぼ28万人程度で推移すると見通されている。ここでは同再計算に使用された将来推計人口(昭和56年11月推計)[3]の将来生命表の死亡率から、本稿で用いている将来推計人口の将来生命表の死亡率が低下した分、遺族年金の発生率は低下するとした。また、第1号被保険者数と第2号被保険者数の合計が、昭和59年財政再計算よりも本稿のほうが増加していること等を勘案すると、総合して14%減少することとなり、遺族基礎年金受給者数は24万人と推計される。

障害基礎年金については、20歳前の障害による基礎年金と被保険者になってからの障害による基礎年金(便宜上ここでは20歳後障害基礎年金という)とがある。

20歳前障害基礎年金受給者数について、昭和59年財政再計算では、2000年以降は69万人からやや減少し66万人程度でほぼ一定となると推計してい

表1 被保険者数

(単位: 万人)

性別	第1号	第2号	第3号	計
男	790	2,370	10	3,170
女	760	1,070	1,090	2,920
計	1,550	3,440	1,100	6,090

表2 拠出金算定対象者数

(単位: 万人)

性別	第1号	第2号	第3号	計
男	630	2,150	10	2,790
女	610	1,000	1,090	2,700
計	1,240	3,150	1,100	5,490

表 3 基礎年金受給者数

(単位: 万人)

年金種別	男子	女子	計
老 齡 基 礎 年 金	1,160	1,490	2,650
20歳前障害基礎年金	40	30	70
20歳後障害基礎年金	40	30	70
遺 族 基 礎 年 金	10万未満	20	20
計	1,240	1,570	2,810

る。ここでは、この66万人に本稿の20歳未満人口と昭和56年11月推計の同時期の20歳未満人口比を掛けて、20歳前障害基礎年金受給者数を67万人と推計した。

20歳後障害基礎年金については、昭和59年財政再計算と昭和55年財政再計算[4]の障害の発生率を比較すると、全体として低下傾向にあることから、被保険者数の年齢分布も考慮したうえで、昭和59年財政再計算よりも発生率が20.7%低下するものとした。被保険者総数は昭和59年財政再計算の数値よりも、本稿のほうが2.4%増加している。これらを総合し、昭和59年財政再計算で86万人と見込まれている20歳後障害基礎年金受給者数は、本稿では71万人と推計される。

20～59歳人口に対する拠出金算定対象者数の割合を65歳以上人口に掛けると、ほぼ老齡基礎年金受給者数となる。しかし、このなかには、遺族基礎年金および障害基礎年金の受給者、加入期間が25年に達せず老齡基礎年金に結びつかない者等も含まれることになる。そこで、その分を減じて、老齡基礎年金の受給者数を2,540万人としたが、これは全員が40年加入(保険料納付済み期間)と仮定した場合に相当する。平均加入期間を37年とすると、老齡基礎年金受給者数は2,750万人と推計される。なお、この他に免除期間に係る老齡基礎年金受給者数を同様に推計すると、110万人程度となる。

以上の受給者数をまとめると表3のようになる。ここで性別に推計していなかった障害基礎年金については、性別の障害発生率を参考に推定した。これらの受給者のうち65歳以上の者の数と65歳以上人口を比較すると、無年金者数が推定できる。これは、前述のように平均加入期間の設定等で大

きく変化するのであるが、90万～150万人、65歳以上人口の3～5%になると推計される。

(2) 基礎年金給付費

本稿では、年金額および標準報酬月額等、以下において仮定する金額はすべて第114国会提出の国民年金法一部改正法案要綱および関係資料[5]によることとし、したがって、平成元年度価格で表示するものとする。また、遺族基礎年金の加算対象となる子の数、障害等級割合等の種々の仮定についてはその根拠をいちいちあげないが、前述の再計算資料および社会保険庁の事業年報[6]を参考に設定した。

遺族基礎年金の平均年金額は、66万6,000円(月額5万5,500円)に、子の加算の19万2,000円が平均1.5人分加算されて、95万4,000円とした。これに受給者数を掛けると、遺族基礎年金の給付費は2,300億円となる。

障害基礎年金の年金額は、1級が83万2,500円、2級が66万6,000円であるが、1級障害の割合が55%であると仮定し、平均年金額を75万8,000円とした。これに受給者数を掛けると、障害基礎年金の給付費は、20歳前障害分が5,100億円、20歳後障害分が5,400億円となり、合計で1兆500億円となる。

老齡年金については、加入期間40年換算で、年金額66万6,000円に受給者数を掛けて給付費は16兆9,400億円となる。このほかに、免除に係る給付費が、40年加入の年金額の3分の1の22万2,000円に受給者数を掛けて、2,500億円と算定される。両者を合計して、老齡基礎年金の給付費は、17兆1,900億円となる。

以上の給付費を合計すると、基礎年金給付費は総額で18兆4,700億円と推計される。

(3) 拠出金算定対象額および国庫負担額

20歳前障害基礎年金給付費5,100億円の40%と、免除期間に係る老齡基礎年金給付費2,500億円の全額が、特別国庫負担額であり4,500億円となる。

拠出金算定対象額は、基礎年金給付費18兆4,700億円からこの特別国庫負担額4,500億円を減じた

額であり、18兆200億円である。

拠出算定対象額の3分の1が国庫負担で賄われるので、6兆100億円が拠出金に係る国庫負担額となる。これに特別国庫負担額を加えて、国庫負担額は6兆4,600億円となる。

(4) 保険料および拠出金

拠出金算定対象額は、各制度が拠出金算定対象者数に応じて負担するので、被用者年金制度の拠出金は13兆9,500億円となる。これは、拠出金算定対象額の77%にあたる。なお、1人当りの拠出金単価は年額で32万8,000円となる。

拠出金算定対象額から被用者年金制度の拠出金を減じた額が、国民年金の拠出金相当額であり、4兆700億円である。このうち3分の2が国民年金保険料から賄われることになる。1人当りにすると拠出金単価の3分の2であるので、年額21万9,000円、月額にすると1万8,200円となる。これは、純賦課保険料である。

なお、これがそのまま国民年金の保険料となるのではなく、積立金²⁾の運用による利子収入等による分、減額した額となる。積立金は年度の支出の何倍あるかで測られるが、例えば、これがほぼ支出に等しい程度であるとする。支出はほぼ拠出金相当額と考えてよいので、保険料収入に対しては、2分の3倍した1.5年分あることになる。運用利率から年金改定率を除いた実質利率が年1.5%とすると、その1.5倍の2.3%だけ保険料が減額される。積立金が支出の2年分あれば、保険料は4.5%減額できることになる。このように、実質利率の高低と積立金の規模で徴収保険料は大きく変わり、純賦課保険料1万8,200円のかなりの程度減額されうるものである。

以上、基礎年金制度についてみてきたが、国民年金には基礎年金のほかに、独自給付として第1号被保険者を対象とする付加年金がある。また、改正案では付加年金を含み上乘せ給付を行う国民年金基金制度の実施が図られている。しかしながら、国民年金基金は任意加入の制度であり、財政方式も積立方式となっているので、本研究では除外した。

IV 被用者年金制度

(1) 受給者数

ここでは21世紀前半頃における公的年金制度を考えており、厚生年金保険と共済組合の年金制度は、給付について共通のいわゆる2階部分を有することになる。これ以外は職域年金として制度ごとの独自給付とされることとし、この推計からは除外した。また、現行の厚生年金基金制度では、厚生年金本体の代行部分を含んでいるが、推計の便宜上ここでは代行をしていないものとした。

昭和59年財政再計算では、遺族年金受給者数は2035年頃に652万人でピークになり、2050年で591万人までなだらかに減少していくと見通されている。ここでは、この遺族厚生年金受給者数をもとに、本稿の第2号被保険者数と昭和59年財政再計算による厚生年金被保険者数との比、および、第3号被保険者数の第2号被保険者数に対する比の違いにより推計すると、被用者年金制度の遺族年金受給者数は679万人となる。

障害年金受給者数も同様に、昭和59年財政再計算をもとに、被保険者数の比を掛けて算出し、さらに、障害脱退率の低下傾向を見込むと、53万人と推計される。このうち1級障害者数が15%で8万人、2級障害者数が40%で21万人、3級障害者数が45%で24万人とした。

老齢年金受給者数は性別に、被用者年金制度への加入期間が25年以上の者と25年未満の者に分けて行った。まず、被保険者世代の人口に占める第2号被保険者の割合を、受給者世代の人口に掛けて、全員が40年加入としたときの受給者数を得る。次に、20歳未満と60~64歳の加入者に対応する分を加算した。この40年加入換算の老齢年金受給者数は、男子990万人、女子600万人となった。次に、平均加入期間を、男子で25年以上の者について平均38年、25年未満の者は18年とし、女子の25年以上の者は平均33年、25年未満の者は15年として、平均加入期間と受給者数の積、すなわち延べ加入期間が等しくなるように受給者数を配分した。被用者年金制度の老齢年金受給者数は、男子の加入

表 4 被用者年金受給者数

(単位: 万人)

年金種別	男子	女子	計
老齢年金 (25年以上)	940	300	1,240
老齢年金 (25年未満)	230	930	1,160
(40年換算)	(990)	(600)	(1,590)
障害年金	40	10	50
遺族年金	10万未満	680	680
計	1,210	1,920	3,130

期間25年以上(旧法の老齢年金相当)が940万人、25年未満(旧法の通算老齢年金相当)が230万人、女子の25年以上が300万人、25年未満が930万人となる。

もとより、このような加入期間による振り分けはかなりの程度、意図的に変化させることができるが、延べ加入期間の枠のなかで、65歳以上の人口、老齢基礎年金受給者数等との比較において妥当なところを求めてみたものである。

以上による被用者年金制度の受給者数を性別に推定したものを表4にまとめた。

(2) 給付費

まず、遺族年金の平均単価を設定する。昭和62年度の新規裁定の遺族厚生年金の平均年金額には、経過的な寡婦加算が含まれている。これは、新法施行日前に公的年金加入期間を有していないときに、65歳以後に支給される老齢基礎年金の額が、65歳未満に支給される中高年の寡婦加算より低額にならないようにするためのものであり、将来の年金財政としては基礎年金に吸収されるものである。したがって、この分を減額し、さらに、平成元年度価格にするために、1.063³⁾を掛けて遺族年金の単価を月額5万4,300円とした。これを年額にし受給者数を掛けて、被用者年金の遺族年金の給付費は、4兆4,200億円となる。

障害年金は、障害等級別に昭和62年の障害厚生年金の平均年金額を平成元年度価格に換算し、前記の障害等級割合で平均した結果、月額を5万6,300円とした。これを年額にし受給者数を掛けて、障害年金の給付費は3,600億円となる。

改正法案の資料から、平成元年度の現役男子の

標準報酬月額を28万8,000円とした。これに昭和62年度の厚生年金保険の実績の男女比から、現役女子の標準報酬月額は16万2,000円とした。40年加入の男子の平均年金月額は8万6,400円、女子は4万8,600円となる。これらと、40年加入換算の受給者数から、被用者年金の老齢年金給付費は13兆8,000億円となる。

以上を合計すると、被用者年金制度のいわゆる2階部分の給付費は、18兆5,800億円となる。

(3) 総報酬額

性別に年齢別昇給指数として、昭和59年の厚生年金保険の財政再計算の数値を使用した。この昇給指数と年齢5歳階級別の被保険者数から、男子の平均報酬月額が28万8,000円、女子で16万2,000円となるように、性・年齢階級別の報酬月額を設定した。この報酬月額に被保険者数を掛けて合計することにより、総報酬額は102兆6,700億円となる。

(4) 保険料率

被用者年金制度が負担する拠出金は、13兆9,500億円であった。このうち3分の2が保険料で負担すべき額であり、9兆3,000億円である。これに、独自給付の給付費18兆5,800億円を加えると、27兆8,800億円が保険料で賄うべきものとなる。これを総報酬額で割り算すると、保険料率が求まり27.2%となる。これを労使折半で負担することとなる。

これも基礎年金の保険料と同様に、実際に徴収する保険料率は、積立金の利息収入等でこの純賦課保険料率よりも低率となる。例えば、拠出金と給付費を合わせた支出は、32兆5,300億円であるが、この1年度分の積立金があるとすると、積立金を実質的に維持するとしても、利率と年金改定率の差の実質利率による利息を支出してもかまわない。この利息は、実質利率を1.5%とすると4,900億円になり、これを総報酬で除して保険料率に換算すると約0.5%になる。したがって、積立金額の水準によって、徴収する保険料率はかなりの程度変化するのである。

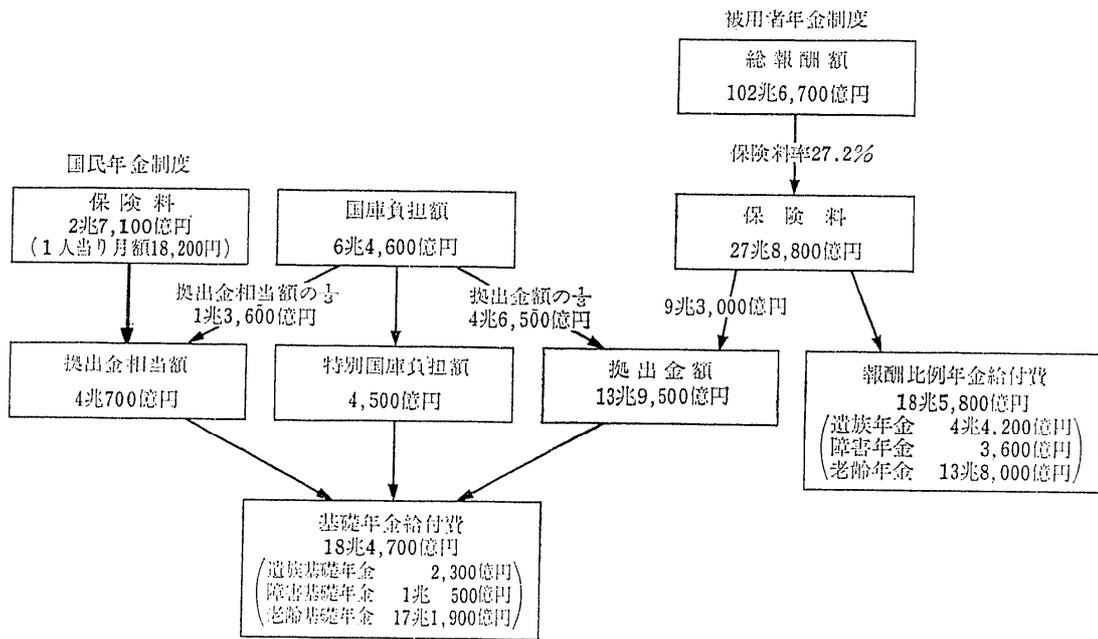


図3 給付額と負担額

以上、基礎年金と被用者年金制度の標準的なひとつのケースとして、給付と負担の試算をしてみた。これらをまとめて図示したのが、図3である。

V 給付と負担の設計変更

(1) 年金支給開始年齢

21世紀においては高齢社会に対応するため、被用者年金制度の支給開始年齢は65歳に引き上げられているものとしたが、これが60歳のままであると仮定した場合の保険料率の上昇を推計してみる。

この影響は、給付費が直接増加することと、60～64歳の被用者年金への加入率の低下によるものが考えられる。

60～64歳の被用者年金制度の加入率が、男女とも仮定されていた昭和62年度からの上昇分の半分しか上昇しないものとする。すなわち、男子で40%、女子で11%になるものとする。60～64歳の被保険者数は、およそ50万人減少するところになる。

この被保険者数の減少による報酬額の減少はこの年齢階級の平均報酬額から、1兆6,100億円と算定される。これは総報酬額の1.6%減に相当する。

60～64歳の受給者数の増加については、被保険者であるために受給者とならない者の数を差し引き、また、60～64歳での加入期間の減少により、65歳以上の受給者の給付費が減少することを考慮する。40年加入の受給者数に換算すると、男子で200万人、女子で110万人の増加となる。これによる報酬比例部分の給付費の増加は、男女合わせて2兆6,900億円となり、定額部分の給付費は、2兆2,100億円の増加となる。これらを合計して独自給付の増加額は4兆9,000億円となる。

基礎年金については、60歳以上での被用者年金制度への加入者が減少することで、国民年金の平均加入期間が多少短縮し、基礎年金給付費が減少するが、およそ800億円程度と推計される。

以上の給付費の増減により国民年金の保険料で月額100円弱の引き下げ、被用者年金制度の保険料率は5.2%の引き上げで、32.4%となる。5.2%のうち、給付費の増加により上昇する分は4.8%、被保険者の減少による分は0.4%と推計され、給付費の増加の影響が大きいことがわかる。また、60～64歳の被保険者数の減少がもっと大きい場合も想定されるので、支給開始年齢の影響は重大である。

(2) 基礎年金の給付水準の変更

基礎年金の月額を5万5,500円から1,000円増額したとする。これは、1.8%の増額であり、この割合ですべての費用が増加する。したがって、国庫負担は1,200億円の増加、国民年金の保険料は300円の引き上げで月額1万8,500円となる。被用者年金制度の保険料率は0.2%上昇し、27.4%となる。また、逆に年金月額を1,000円減額すると、上記と同じだけ減少または引き下げとなる。

したがって、基礎年金の月額を6万円とすると、国庫負担は5,200億円の増加、保険料月額は1,500円増加して1万9,700円となる。給付水準を切り下げて、月額5万円とすると、国庫負担は6,400億円減少し、保険料月額は1,800円減額され1万6,400円となる。

(3) 報酬比例部分の給付水準の変更

被用者年金制度の報酬比例部分の給付乗率を1,000分の0.5引き上げたとする。報酬比例部分の給付費は1兆2,400億円の増加となり、保険料率は1.2%引き上げられ28.4%となる。逆に給付乗率を1,000分の0.5引き下げたとする、国庫負担は上記と同額の減少となり、保険料率は1.2%引き下げられ26.0%となる。

給付乗率を0.5%引き上げると標準的な年金額は、月額5,800円増加するが、これと同額を基礎年金の引き上げで行うと、保険料率は0.9%の上昇となる。基礎年金の引き上げのほうが対象者数は多いので給付費の増加は大きい、国庫負担があるので、保険料率の引き上げ幅は小さい。

(4) 年金支給開始年齢と給付乗率

年金支給開始年齢を60歳とし、保険料率が変わらないようにするためには、給付乗率をどの程度切り下げたらよいか推計してみる。前記の支給開始年齢60歳の場合で、保険料率を27.2%に維持するとすれば、保険料で賄う費用を27兆4,900億円に抑えなければならない。これから、基礎年金相当の定額部分の給付費と拠出金の費用を除くと、給付乗率が1,000分の7.5の場合の報酬比例部分の給付費21兆3,200億円を16兆300億円としなければ

ならない。これから給付乗率を逆算すると1,000分の5.6となる。

(5) 国庫負担割合の変更

国庫負担を拠出金算定対象額の2分の1に増加させると、国庫負担は3兆円増加して9兆4,600億円となる。これにより、国民年金の保険料月額は4,500円引き下げられて、1万3,700円となる。被用者年金制度の拠出金のうち、保険料で賄う額は2兆3,200億円減額される。これを保険料率に換算すると、2.3%の引き下げであり、保険料率は24.9%となる。

(6) ボーナスの算入

現在の被用者年金の各制度では、保険料や報酬比例部分の算定基礎としている「報酬」⁴⁾にボーナスを含めていない。ボーナスが平均3ヵ月⁵⁾支給されているとして、これを報酬に含めたとする。

拠出にのみ含めるとすると、報酬総額は25%増加し、128兆3,400億円となるので、保険料率は5.5%引き下げられて21.7%となる。これは年金財政にとっては、保険料の取り方の問題であり財政への影響は小さいように見えるが、ボーナスの額は被保険者または事業所ごとに大きく異なるので、年金制度に与える影響は大きい。

ボーナスに掛ける保険料を給付にも反映させるとする。前述の保険料率27.2%をボーナスに掛けると、新たに6兆9,800億円の原資が生ずる。これを報酬比例給付に上積みすると、給付乗率で1,000分の2.8に相当することになる。あるいは、この原資で報酬比例部分についてだけ、年2回のボーナス給付を行うと、1回につき毎月の報酬比例部分の2.25倍の給付が行える。

(7) 給付改定方式の変更

現行の公的年金制度では、毎年、消費者物価指数に基づき物価スライドで給付改定を行い、財政再計算期には、前回財政再計算年からの賃金上昇率の累積で給付改定を行っている。したがって、長期的にみると賃金上昇率で年金の給付改定を行

っているといえる。ところが、今後とも賃金上昇率で給付改定を続けていくと、現役世代では賃金から差し引かれる税および社会保険料の増大に伴って、可処分所得の伸びは賃金上昇率よりかなり低くなることが予想される。一方、年金受給者世代では公的年金に対しては各種の所得控除により税負担がそれほど大きくなると考えられること、社会保険料のうち年金保険料はないことにより、可処分所得は給付改定率に近い伸びを示すと考えられる。そこで、ここでは税と健康保険料を現行制度のままとして、年金保険料が増額しても被保険者と受給者で可処分所得比が、現在と同じになるような給付改定率としたとき、年金財政に与える影響を推計してみる。

被保険者のモデルとして、報酬月額が28万8,000円、ボーナスは3ヵ月分の被用者で、妻と2人の子を扶養している者を考える。受給者のモデルは、平均標準報酬月額が28万8,000円で40年加入の報酬比例年金と、夫妻がそれぞれ月額5万5,500円の老齢基礎年金を受給している者を考える。

所得税および住民税の税制、ならびに健康保険料については、現在の水準が実質的に(賃金上昇率で測って)不変のままとしたときの可処分所得⁶⁾を算定する。被保険者の可処分所得は、社会保険料月額3万3,800円および税月額9,000円が報酬月額から差し引かれて24万5,200円となる。一方、受給者の可処分所得の月額は国民健康保険料9,000円が差し引かれるだけであり、18万8,400円である。したがって、報酬額に対する年金額の比率は68.5%であるが、可処分所得比は、現在76.8%となっている。

21世紀に年金の本人分の保険料率が α に上昇したとし、現在の可処分所得比を一定に保つものとする、年金額は賃金上昇率で年金の給付改定した場合の額の β だけでよいことになる。可処分所得比が一定という条件と、給付費と保険料の関係を連立方程式⁷⁾にして解くと、 β は94.4%となる。すなわち、基礎年金月額の5万5,500円が5万2,400円、夫婦2人のモデル年金額19万7,400円は18万6,500円で被保険者と受給者の可処分所得はつり合うこととなる。この場合の保険料率2

α は、25.7%となり、賃金上昇率で給付改定をしたときの27.2%より1.5%低下する。

現実には、税額も健康保険料も増加し、その負担は受給者世代より被保険者世代に多く掛かることになると思われるので、年金改定率はさらに低くても可処分所得比は保たれよう。また、モデルの設定によっても、これらの数値は変わると考えられるが、この例からみても年金財政への影響は大きく、重要な検討課題であろう。

〔付 記〕

本研究は社会保障研究所のプロジェクト「21世紀の社会保障に関する研究」の年金分科会の一部をなすものであり、草稿の段階で地主委員をはじめ同分科会委員により討議をしていただいた。特に、堀幹事には第V節について有益な御助言を多々いただいた。厚く感謝の意を表したい。

注

- 1) 年齢別の出生率と死亡率が一定のまま人口が推移すれば、総人口は増加または減少しながらも、年齢構造は不変となる。これを安定人口という。さらに、出生率が人口再生産の水準に等しくなれば、総人口も一定となるが、このような人口を静止人口または定常人口という。
- 2) 賦課方式で財政運営がなされる制度であっても、実際の運営にあたっては、給付に支障をきたさないように支払準備金としての積立金を保有する。また、純賦課保険料(率)は年度ごとに変動するが、徴収保険料(率)は安定させる必要があるため、そのためにもある程度の積立金を保有する。
- 3) 老齢基礎年金の40年加入の年金額は、平成元年度4月分以降、月額5万5,500円に改定される。昭和62年度の月額は5万2,208円であったので、昭和62年度価格を平成元年度価格に換算するには、 $55,500/52,208=1.063$ を掛けることとする。
- 4) 例えば、厚生年金保険法では、第3条第1項第3号で「報酬」を定義しており、「3月を超える期間ごとに受けるもの」は、「報酬」に含めないこととしている。
- 5) 労働省の毎月勤労統計調査月報によれば、昭和63年平均で、事業所規模5人以上でサービス業を除く調査産業計の「特別に支払われた給与」(ボーナスに相当)は月額6万8,685円であり、「きまって支給する給与」(報酬に相当)は月額23万3,887円であるので、ボーナスは年間で3.5ヵ月分にあたるが、ここでは従来の慣例により3ヵ月分とする。
- 6) 可処分所得は次のとおり。
 - 被保険者
報酬月額を28万8,000円、ボーナスを3ヵ月とす

ると、年間収入は432万円となる。給与所得控除後の給与所得は簡易給与所得表から296万1,000円となる。社会保険料控除は、健康保険について政府管掌保険として本人負担の保険料率は4.45%であり、年金保険について厚生年金保険として本人負担保険料率は7.3%であるので、合計15万3,800円となる。さらに、所得税では、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除（2人分）、基礎控除がそれぞれ35万円あり、住民税（平成2年度以降適用）ではそれぞれ30万円ある。これらを控除すると、所得税の課税総所得金額は80万4,900円となり所得税は8万円である。住民税の課税総所得金額は105万4,900円となり、市町村民税の均等割を2,700円として、所得割が3万1,600円、道府県民税が2万1,100円となり、地方税額は5万5,400円となる。税はボーナスにもかかるので、税の月額はこちらの合計を15ヵ月で除した9,000円となる。可処分所得の月額は、報酬月額から社会保険料の月額と税の月額を減じた24万5,200円となる。

○年金受給者

年金月額は本人の報酬比例年金と老齢基礎年金、および、妻の老齢基礎年金を合わせて19万7,400円となるが、公的年金等控除および基礎控除等により、所得税および住民税の課税総所得額は0となり、課税されない。国民健康保険料が月額9,000円かかるとして、この世帯の可処分所得の月額は18万8,400円となる。

7) 年金の本人分保険料率が α となったときの年金改定率の低下を β とすると、次の連立方程式が成り立つ。

$$\begin{aligned} & (1) \text{ 可処分所得比を一定とする。} \\ & \{ \text{報酬月額} - \text{健康保険料月額} - \text{報酬月額} \times \alpha \\ & \quad - \text{税月額} (\alpha \text{ の関数}) \} \times \text{可処分所得比} \\ & = \text{年金月額} \times \beta - \text{健康保険料月額} \end{aligned}$$

ここで、

$$\begin{aligned} \text{税月額} = & (\text{給与所得} - \text{健康保険料年額} \\ & - \text{基礎控除等} - \text{報酬月額} \times 12 \\ & \times \alpha) \times \text{所得税率} \div 12 + (\text{給与所得} \\ & - \text{健康保険料年額} - \text{基礎控除等} \\ & - \text{報酬月額} \times 12 \times \alpha) \times \text{地方税率} \\ & \div 12 + \text{地方税均等割額} \end{aligned}$$

$$(2) \text{ 保険料率と給付費の関係による。} \\ \text{総報酬額} \times 2\alpha = \text{給付費 (賃金スライド)} \times \beta$$

参考文献

- [1] 厚生省人口問題研究所編『日本の将来推計人口、昭和61年12月推計』、厚生統計協会、1987年。
 - [2] 厚生省年金局数理課監修『年金と財政』、社会保険法規研究会、1985年。
 - [3] 厚生省人口問題研究所『日本の将来推計人口、昭和56年11月推計』研究資料第227号、1982年。
 - [4] 厚生省年金局『厚生年金保険・国民年金、昭和55年財政再計算結果』年金数理シリーズ、No. 9、1981年。
 - [5] 「年金改正特集」『週刊社会保障』第43巻、5月8日号、社会保険法規研究会、1989年。
 - [6] 社会保険庁編『事業年報、昭和62年度版』、社会保険協会、1988年。
- (はなだ・きょう
厚生省人口問題研究所人口統計学研修室長)

21世紀の公的年金制度

—その長期的安定のための方策—

堀 勝 洋

I はじめに

公的年金は、老後における生活保障の柱である。したがって、来るべき21世紀においても、その制度が揺るぎのない安定的なものである必要がある。そのためには、基本的に次の2つのことが重要である。第1は、公的年金制度の構造・仕組みが公正なものでなければならないことである。さもなければ、現行制度を不公正と考える人々の不満がやまず、制度が不安定化するからである。第2は、公的年金の財政が健全なものでなければならないことである。公的年金制度は基本的に勤労世代が老齢世代を支える仕組みであり¹⁾、したがって公的年金の給付と負担は、両世代の所得のバランスを考慮し、適正なものでなければならない。

以上の2つの観点から現行の公的年金制度をながめると、必ずしも公正とは思われない仕組みが残されているとともに、長期的にみて公的年金財政が健全といえる状態にはない。このことは、本研究プロジェクトの花田報告「公的年金制度の成熟時の給付と負担」(以下「花田推計」という。)からも明らかである。すなわち、現行制度を維持したままでは、21世紀の前半頃において、国民年金の保険料額は月額1万8,200円(平成元年度価格)、被用者年金の保険料率は32.4%(60歳支給開始)となり²⁾、とうてい国民が負担できるような水準には収まらないことが推計されているのである。

したがって、わが国の公的年金制度を21世紀においても安定的なものにするためには、さらに一層その給付と負担の適正化を図っていく必要がある。本稿はこの課題のための具体的方策について

検討したものであるが、もうひとつの大きな課題である被用者年金の支給開始年齢の引上げの問題についても検討した。すなわち、第II節では給付の適正化、第III節では負担の適正化、第IV節では支給開始年齢の引上げの問題について論じている。なお、この3つの最重要課題のほかに、現在の公的年金制度にはいくつか是正を図るべき問題があるが、本稿では触れ得なかったため、これについては堀〔9〕〔10〕等を参照されたい。

II 給付の適正化

(1) 給付水準の是正

公的年金の給付水準は、基本的に次の2つのことを考慮して決定されるべきである。第1は老後の生活の基礎的生活を支えるに足りるものであるかどうかということであり、第2は公的年金の費用を負担する勤労世代の所得とバランスがとれているかどうかということである。

従来から、公的年金の給付水準をめぐる議論のひとつに、公的年金だけで老後の生活を賄うのに十分なものでなければならないという主張があるが、筆者はそのようには考えない。基礎的な生活費は公的年金で賄い、それを超えた豊かな生活は、個人の自助努力(個人年金、貯蓄等)や企業年金などによって確保されるべきである。国家によってすべてが給付されるのではなく、努力の結果を各人が享受できるようにすることこそが社会の発展に寄与すると考えるからである。

さらにもうひとつ、従来の給付水準をめぐる議論で誤っていると思われるのは、給付水準について世帯単位で論ずるのではなく、個人単位で論

じていることである。年金の受給権は個人に与えられるが、老夫婦の世帯では共同で消費がなされているのである。したがって、公的年金が基礎的生活を支えることができるかどうかは、夫婦の年金額を合計して考える必要がある。例えば、妻が低額の国民年金の老齢年金を受給していたとしても、夫がある程度の厚生年金または共済年金を受給していれば、世帯としての年金の給付水準は相当なものとなるのである³⁾。

ところで、公的年金が賄うべき基礎的生活費とは何か。これについてはさまざまな考えがあり得るが、ビザリッジ的な定額のナショナルミニムムではなく、ILO 条約や大陸型の年金制度にみられる従前所得の一定率の保障という考えを採るべきである。ただし、昭和61年4月からのわが国の制度のように、所得比例給付に最低生活保障的な定額給付を加味した2階建て年金制度は、考え方としては優れたものとして評価し得る。

どれくらいが基礎的生活費かは最終的には国民の合意によって決められるべきであるが、公的年金の財源を賄う勤労世代の所得とのバランスを考慮すべきである。この場合、次の4つのことを考慮に入れる必要がある。第1は、老齢世代は通常夫婦2人であるのに対し、勤労世代は子供を有するという世帯構造の違いである。第2は、勤労世代は教育費や住宅ローンという大きな消費支出を抱えているという消費構造の違いである。第3に、勤労世代にはボーナスがあるのに年金受給者にはそれがないため、比較する場合は年収で比較しなければならないことである。第4は、勤労世代の所得水準と公的年金の給付水準の比較に際しては、実際に受け取る可処分所得で行うべきであるということである。公的年金の大部分が課税されず、高齢者の保険料も勤労世代と比べて少ないため、収入額で比較するのと可処分所得で比較するのでは、大きな差が生ずるからである。

ところで、わが国の公的年金の給付水準は、自営業者と被用者とでは大きく異なっている。したがって、この2つは分けて論ずる必要がある。

まず、自営業者は国民年金から定額の老齢基礎年金が支給され、その月額が平成元年4月から1

人5万5,500円、夫婦で11万1,000円とされた。このような額は、昭和63年家計調査年報の高齢者無職世帯の消費支出1世帯1ヵ月平均21万2,877円(60歳以上の勤労者世帯は28万2,133円)と比較すると低きに失する。これは、被用者にはある2階部分の所得比例年金が自営業者にはないためである。そして、これは自営業者の所得把握が困難なため、国民年金の保険料を定額にせざるを得ないことから生じている。

ところで、自営業者と被用者には次のような違いがあり、必ずしもその年金水準を同じにする必要はないと考えられる。第1に、被用者は定年などによって収入が途絶えるのが一般的であるに対し、自営業者は健康である限りいつまでも働くことができることである。第2に、自営業者は一定の資産によって営業を行っているのに対し、被用者は通常このような営業用の資産をもたないことである。自営業者はこの資産の売却によって老後の資金を得ることができるのである。第3に、自営業者は通常家族ぐるみで営業を行い、老後も跡を継いだ子によって扶養されることが多いことである。

しかし、以上のような事情があるにしても、老齢基礎年金だけでは老後の生活費として十分とはいえず、特に単身者の水準が低い。このため、昭和60年改正の際、国民年金法の附則1条の2として、「基礎年金の水準、費用負担のあり方等については、社会経済情勢の推移、世帯の類型等を考慮して、今後検討が加えられるべきものとする。」という規定が設けられた。

これを受けて、平成元年の政府の年金改正案では、自営業者に2階建ての年金制度を設けるべく、国民年金基金の設立が提案された。しかし、この国民年金基金構想には、次のような大きな問題がある。第1に、国民年金基金は完全積立方式で運営されるため、賃金や物価に完全にスライドして年金額を引き上げることが不可能なことである。したがって、それが老後の生活を支えるに足りるものとなるかどうかの保証はない。このことは、昭和44年改正によって設けられた付加年金(月額350円(現在は400円)の付加保険料を納めること

により、拠出した1ヵ月につき180円（現在は200円）老齢年金額が引き上げられる。）がインフレによって大幅に減価し、当初期待された機能を果たしていない現状をみれば明らかである。第2に、この国民年金への加入は任意であり、したがってすべての人がこの年金を受けるようになるわけではないことである。むしろ、その保険料について1人月額6万8,000円夫婦で13万6,000円もの大幅な社会保険料控除が認められるため、医師、弁護士等の高額所得者に極めて有利になることは、野口〔6〕、村上〔12〕等で痛烈に批判されているところである。

したがって、筆者としては、自営業者にも公的年金としての所得比例年金を強制加入により導入すべきであると考えている。（なお、この自営業者の所得比例年金は、前述した理由により、被用者に対する所得比例年金と完全に同じにする必要はない。）そのためには、拠出面でも現在の定額保険制から定額プラス定率の保険料に変える必要がある。すなわち、現在月額8,000円の保険料を例えば5,000円の定額保険料と所得比例保険料に変え、年金を現在の老齢基礎年金プラス所得比例年金に変えるわけである。所得把握が不十分な自営業者に所得比例保険料を導入することは不合理を拡大するとの批判も成り立ち得ようが、すでに国民健康保険ではこのような所得を前提にした応能負担に受益負担を加味した保険料が課されているのである。

以上のようにすれば、自営業者も所得比例年金を受給できるようになり、スライドも行うことができるようになるほか、次のようなメリットも生じよう。すなわち、定額保険料は低所得者に過大な負担を課し逆進的になるが、以上のように応能負担を加味すれば、このようなデメリットも軽減される。そして、能力に見合う負担を免れている高所得の自営業者も、高所得の被用者と同じように、公的年金制度に応分の負担をするようになるのである。今後国民年金の保険料は年々増額していかざるを得ないが（本研究プロジェクトの花田推計では、21世紀前半頃において1人月額1万8,200円、夫婦で3万6,400円もの定額保険料を拠

出しなければならない。）、以上のように応能負担を加味することにより、保険料を低所得者にとってより負担可能な額にすることができる。社会保険は「拠出は能力に応じ、給付はニーズに応じ」の原則によるべきだといわれるが、上記の提案はまさにその要請に沿い、垂直的所得再分配を可能ならしめるのである。

次に、被用者年金の給付水準について検討する。被用者年金の給付水準は、専業主婦に対する老齢基礎年金とその夫への老齢基礎年金プラス所得比例年金というモデルで考えられている。そして、平成元年度の厚生年金のモデル年金額は、夫婦に対する老齢基礎年金11万1,000円（5万5,500円×2人）と夫の所得比例年金8万6,400円（28万8,000円×7.5/1,000×40年）の合計19万7,400円とされた。このモデル年金月額（19万7,400円）は、この夫が厚生年金に加入した40年間の標準報酬月額を現在の価格に再評価して平均した平均標準報酬月額28万8,000円の69%とされている。この平均標準報酬月額（28万8,000円）は現在の厚生年金加入者の標準報酬月額の平均でもあるので、勤労世代の平均賃金の69%の老齢年金を夫婦2人に支給するものとみることにもできる。この69%という代替率（replacement rate）は、昭和63年の毎月勤労統計調査によるボーナス3.13ヵ月分を考慮すると、年収対比で54.7%になる。

このようなモデル年金額は、昭和60年改正による給付水準の引下げにもかかわらず、依然として高すぎるのではないかと筆者は考えている。月額19万7,400円というのは、昭和63年の家計調査年報による高齢者無職世帯の1ヵ月1世帯当たりの消費支出21万2,877円の92.7%にも達する。また、社会保障の最低基準を定めたILO第102号条約では代替率を40%とし、それより高い基準を定めたILO第128号条約の代替率は45%であるが、わが国のモデル年金の代替率は前述したように年収対比で54.7%にも達しているのである。

最も問題なのは、21世紀における被用者年金の保険料率が、花田推計では65歳支給開始で32.4%、60歳支給開始でも27.2%にもなり、とうてい国民が負担できるような水準ではないことである。し

たがって、保険料を負担可能な水準にするためには、被用者年金の給付水準をさらに引き下げていく必要がある。この場合、最低保障的な老齢基礎年金額を引き下げるのではなく、2階部分の所得比例年金額を引き下げるべきである。所得比例年金額は「平均標準報酬月額×給付乗率（10/1,000～7.5/1,000）×加入期間」で計算されるが、所得比例年金の引下げはこの給付乗率の引下げによって行うべきである。花田推計によると、給付乗率を7.5/1,000から0.5/1,000引き下げることにより、60歳支給開始の場合の保険料率27.2%を26%と1.2%ポイント引き下げることができる。したがって、給付乗率を5/1,000にすれば、保険料率は21.2%（ボーナス3.13ヵ月分を考慮すると、年収対比で16.8%）になり、負担可能な範囲に収まる。このように給付乗率を5/1,000にした場合のモデル年金月額を平成元年改正をもとにして計算すると、夫婦2人の老齢基礎年金額11万1,000円プラス夫の所得比例年金額5万7,600円（28万8,000円×5/1,000×40年）の合計16万8,600円となる。この年金額（16万8,600円）の平均標準報酬月額（28万8,000円）に対する代替率は58.5%（3.13ヵ月のボーナスを考慮した年収対比で46.4%）となり、ほぼILO第128号条約の基準程度となる。なお、以上のような給付水準の引下げは既得権を尊重しながら徐々に行う必要があり、そのためには旧年金額を保障したうえでスライドを停止し、新年金額がスライドにより旧年金額に達した後からスライドを開始するという方法を探るべきである。

ところで、以上の代替率はすべて名目賃金対比であり、可処分所得対比ではその率はもっと高くなる。昭和63年の家計調査年報による勤労者世帯の実収入に占める可処分所得の割合（以下「可処分所得割合」という。）は84.4%なので、現在の厚生年金老齢年金のモデル年金の69%という名目賃金対比の代替率は、可処分所得対比では81.8%にもなる⁴⁾。しかも、今後勤労世代の租税および保険料負担は急速に増えていくと考えられるので、名目賃金対比で69%の給付水準を維持するという政府の考えでは、可処分所得対比の代替率はどん

どん高くなっていくと予想される。現に、家計調査年報による勤労世代の可処分所得割合は、昭和50年の91.3%から昭和63年の84.4%にまで年々下がってきているのである。公的年金の給付水準について代替率を維持するという考え自体は妥当であるが、それは名目賃金対比ではなく、可処分所得対比でなければならぬ。そして、可処分所得対比での代替率を一定にするように年金額を改定していくようにすれば、名目賃金対比の場合と比べて年金の引上げ額は少なく済む、その結果保険料率も低くて済む。花田推計によれば、21世紀前半頃における被用者年金の保険料率27.2%（65歳支給開始）は、年金保険料率の増加のみを考慮した可処分所得対比の代替率を一定にするという条件の下では、25.7%で済むという結果が得られている。この推計では、所得税、住民税および健康保険の保険料は一定と仮定しているが、実際にはこれらも増加するであろうから、これらをも考慮した可処分所得対比の代替率を一定にすれば、さらに年金保険料率は低くて済むであろう。

最後に、現在のモデル年金額は、被用者の夫と専業主婦からなる世帯について算定されている。しかし、女子の労働力率が昭和63年で48.9%にも達している現在においては、妻も所得比例年金を受給する可能性は高く、以上のようなモデル年金額は必ずしも現状に合うものとはなっていない。また、今後とも女子の労働力が高まることが予想されるため⁵⁾、将来は夫婦とも所得比例年金を受給するようなモデルに変えていく必要があるだろう。この場合の代替率の算定に当たっては、妻の賃金を考慮する必要があることはいまでもなく、分母には夫婦の賃金、分子には夫婦の年金額をとる必要がある。ただし、妻は夫と違って出産、育児等による非稼働期間があるため、妻の賃金や年金額にはそれを考慮に入れてモデル年金額を算定する必要がある。

(2) スライドの是正⁶⁾

現在公的年金のスライドは、次のようにして行われている。まず、4～5年に1回行われる財政再計算と次の財政再計算の間は消費者物価の上昇

率による自動スライドが行われ、財政再計算時には政策スライドが行われる。この政策スライドは、1階の基礎年金については老後生活の基礎的消費支出の伸び等を勘案して行われ（厚生省年金局〔1〕18頁）、2階の所得比例年金についてはいわゆる賃金スライドが行われている。そして、このスライドによって、将来にわたって代替率の69%を維持するとされている⁷⁾。

ところで、この所得比例年金の政策スライドは、各人の過去の標準報酬月額を、全加入者の平均標準報酬月額の伸び率によって再評価することにより行われている。すなわち、名目賃金の伸び率にスライドさせているわけである。しかし、今後勤労世代が実際に手にする可処分所得は、租税および社会保険料の引上げにより、名目賃金の伸び率よりは低い伸び率になる可能性が高い。そうすると、名目賃金の伸び率にスライドさせた年金額の伸び率は、勤労世代の可処分所得の伸び率よりも高くなり、可処分所得対比の代替率は高くなっていく。このようなことは——年金の給付水準が低いのなら別であるが——望ましくなく、したがって今後は名目賃金ではなく可処分所得の伸び率に応じてスライドさせていく必要がある。西ドイツでもこのような方向での議論がなされている（社会保障研究所編〔5〕166頁（穴戸伴久稿））。

ただし、可処分所得スライドにするには、技術的にやっかいな問題がいくつかある。第1は、可処分所得は通常家計調査で得られるが、これは世帯を単位としているため、個人単位で受給する年金のスライド率としてはベースが異なり、妥当であるか疑問があることである。第2に、可処分所得割合（実収入に対する可処分所得の割合）は各人の賃金額、他の収入額、家族構成、居住地域等によって異なるため、誰の可処分所得を採るかによって結果は大きく異なることである。例えば、低所得者や大家族の者の可処分所得割合は高所得者や小家族に比べて一般的に高いであろう。家計調査は、この意味で全被用者の賃金の分布や家族構成等を忠実に反映するものとはいえない。名目賃金が被用者年金の全加入者の標準報酬月額を平均することによって確実に得られるのと対照的で

ある。第3に、年金受給者も租税や医療保険の保険料を負担しているため、可処分所得スライドする対象は名目年金額でなくいわば可処分年金額について行わなければならないが、これは技術的に困難である。すなわち、今後租税および社会保険料が増えるというのは、勤労世代のみならず年金受給世代についてもいうことができるので、そのことを考慮に入れる必要があるのである。

以上のような問題があるにもかかわらず、筆者は次のいずれか2つの方法により、可処分所得スライドを行うべきであると考え。第1の方法は、被用者年金の加入者を代表できるだけのサンプリング調査を行うことによってその可処分所得を把握し、その伸び率によってスライドするものである（実態可処分所得スライド）。しかしこの方法では、過去の分について可処分所得スライドを行うのはおそらく不可能である。第2の方法は、まず各年のボーナスを含めた賃金額を算出し、その額を有する典型的な家族（例えば、夫婦と子2人）が負担する租税および社会保険料を理論的に求め、前者から後者を控除した可処分所得の伸び率でスライドさせるというものである（理論可処分所得スライド）。

以上の第2の方法の変型として、次のようなものが考えられる。すなわち、租税と医療保険の保険料については、勤労世代だけでなく年金受給世代も負担している⁸⁾ので、年金受給世代が負担しない年金保険料の伸びだけを考慮に入れたスライドを行うというものである。このようなスライドこそ前述した花田推計（年金の給付水準を可処分所得対比で一定に保つ）の意味するものであり、その場合の保険料率は名目賃金スライドの場合の保険料率27.2%から25.7%に低下することが示されている。

可処分所得スライドは、もはやその当否を論ずる時期を過ぎ、その具体的あり方を検討すべきときに至っていると考えられる。21世紀の公的年金制度の安定化に向けて、早急に検討を加え実施に移すべきである。

III 負担の適正化

公的年金制度の安定化を図るためには、単に給付を適正にするだけではなく、負担をも適正にする必要がある。わが国の年金制度は、給付に必要な資金をすべて事前に積み立てるのではなく、年金制度の成熟化や人口の高齢化に応じて徐々に保険料を引き上げていくいわゆる修正積立方式を採用している。したがって、負担の適正化という面でもまず第1に必要なことは、この保険料の引上げを確実に行うことである。長期的な保険料の設定に関する現在の考え方は、①単年度収支が赤字にならないこと、②積立金の取崩しという事態の発生を避けること、③経済情勢が短期間のうちに急激に変動した場合にも対処できる一定の準備金を保有すること、④後代になるほど保険料の引上げ幅が大きくなるよう配慮することの4つの条件の下に、段階的に引き上げていくというものである(厚生省年金局(1)9~10頁)。

平成元年度の厚生省の財政再計算では、国民年金については毎年400円、厚生年金については5年ごとに2.2%ポイント保険料を引き上げることとしている。今後このような引上げを怠るようなことがあれば、それだけ後において急激な保険料引上げが必要となり、負担の公平が阻害される事態が招来されかねない。したがって、公的年金の負担については、長期的視野に立った判断が求められるのである。

次に、負担の適正化という面で現在最も大きな問題は、ボーナスを保険料の賦課対象にしていないうことである。わが国においては、ボーナスは被用者の賃金のなかで大きな比重を占めている。昭和63年の毎月勤労統計調査によれば、ボーナスはきまって支給する給与の3.13ヵ月分であるし、民間被用者の支給率を基礎に支給されている国家公務員のボーナスは、平成元年度から5.1ヵ月分となっている。年金保険料の対象として、このように大きな所得が賦課徴収を免れているのである。

本来、保険料は負担能力に見合っただけ課すものとするならば、ボーナスを含めた総報酬について課すべ

きである。特にボーナスは産業や企業規模によって支給率に格差があり⁹⁾、毎月の賃金だけに保険料を課すとすれば、実質的な保険料率を異ならせているとみることでもできる。しかも、賃金の高い大企業ほどボーナスの支給率が高い傾向があるため、保険料率は比例的でなく逆進的になっているとさえいえる。

労働保険はすでに総報酬に対して保険料を課しており、医療保険もボーナスに対して低率ではあるが保険料を課している。年金保険料についても早急にボーナスに対し保険料を課す方向にもっていく、高齢化に伴う費用負担の増大に対処できるようにすべきである。花田推計によると、3ヵ月分のボーナスを保険料の賦課対象に含めると、保険料率は27.2% (65歳支給開始) から5.5%ポイント引き下げられて21.7%で済むという結果が得られている。

ただし、ボーナスを保険料の賦課対象にすると、現在の標準報酬月額制度を改める必要がでてくるとともに、平均標準報酬月額によって年金額を計算する現行の年金額算定方式を改めざるを得なくなるであろう。また、ボーナスを保険料の賦課対象にすると、年金額もそれに応じて高くなる(花田推計では所得比例年金の給付乗率に換算して2.8/1,000 高くなる)ので、所得比例年金算定の給付乗率を引き下げる必要がでてくる。

次に負担の適正化という観点から見直すべきものに、標準報酬月額の上限の問題がある。この上限は財政再計算のたびごとに引き上げられ、平成元年度の財政再計算では月額47万円から53万円に引き上げられた。この標準報酬月額の上限は、公的年金の性格からしてあまりに高額の年金を支給するのは妥当ではないため、その額に見合う保険料の限度を設けたものと考えられる。

しかし、今日においては、給付との対応関係を考慮して保険料を決めるという私的年金のアナロジーで公的年金を考えるのではなく、保険料は公的年金の費用を賄う財源の一種であると割り切る方が妥当ではないかと考えられる。すなわち、かつて納めた保険料が年金として返ってくるのではなく、勤労世代が老齢世代を扶養するのが公的年金

制度であるという考えに変わった今日においては、保険料の賦課対象所得を一定額以下にするという根拠も薄くなったと考えるべきではなからうか。

健康保険の保険料の上限は71万円になっているし、労働保険の保険料はすでに総報酬に対し課され上限はない。したがって、今後この保険料賦課対象所得の上限を相当程度引き上げていくべきである。ただし、この上限を引き上げると、所得比例部分の年金額も高所得者について引き上げられることになるので、これについて何らかの抑制の仕組み（例えば、年金額に上限を設ける等）を検討する必要がある。

次に、厚生年金の適用事業所に勤務する65歳以上の者は、共済組合加入者と異なって、現在年金保険料を拠出していない。しかし、これらの者も負担能力がある以上、年金保険料を負担すべきである。65歳以上の自営業者は国民年金の保険料を拠出していないが、わが国においては自営業者グループと被用者グループは本来別々の保険集団に属し、保険料の拠出年齢を同じにしなければならない必然性はない。なお、これとの関連で述べておきたいが、65歳以上の雇用者に対しても満額の老齢厚生年金が支給されているが、共済年金と同様支給するのをやめ、給与の低い被用者には在職老齢年金を支給するようにすべきである。

次に、公的年金の負担の問題に関し、国庫負担率の引上げが議論的となっている。現在原則として基礎年金額の3分の1とされている国庫負担率を2分の1ないしは3分の2に引き上げようというものである。この引上げの理由は、大まかに、①保険料という形で直接労働者や国民が負担するのではなく、租税による国庫負担が望ましいこと、②国民年金の定額保険料を現在の月額8,000円から今後最終的に1万6,100円（政府案）まで引き上げていくのは不可能であること、の2つにまとめることができる。②についてはある程度説得力があるが、①についてはどの程度妥当性があるのであろうか。

野党や労働組合の主張に往々にしてみられるが、年金額の引上げだけ主張して保険料の引上げも租税の引上げも反対という無責任な議論は論外であ

る。また、防衛費の削減や行政改革などにより他の財政支出を削って社会保障に回すべきだという主張もあるが、具体性や現実性に欠けあまり有効な議論とは思われない。さらに、国庫負担には法人税が含まれて資本側が負担するから望ましいという主張もあるが、これは商品や賃金への転嫁の可能性を考慮せず、かつ、保険料には50%もの事業主負担があることを無視した議論である。

結局、保険料と比べて国庫負担が望ましいとする一応の根拠としては、①国庫負担の方が累進的であること、②公的年金についての国の責任を示す必要があること、の2つが考えられる。しかし、①については、国庫負担には累進的な所得税だけでなく、逆進的な間接税や転嫁可能な法人税などが含まれており、全体として累進的になっているかどうかは分からない。また、②についても、国庫負担といえども結局は国民が負担するものであり、なぜ国庫負担をすると国の責任が果たされたことになるのか明らかではない。

公的年金制度というのは、社会連帯の思想に基づいて勤労世代が老齢世代を順繰りに扶養するものととらえるべきであり、その負担は能力に応じて行うべきである。そうすると、基本的には、所得に比例して拠出した保険料を中心とする財源調達が望ましいと考えられる。したがって、前述したように、ボーナスを保険料の賦課対象にし、かつ、賦課対象所得の上限を大幅に引き上げるという変更を加えたうえで、現行の国庫負担制度を維持するのが望ましいと筆者は考えている。

しかし、国民年金の定額保険料は、応能負担という原則に反し、かつ、将来の保険料額は多くの人々の負担の限界を超えるおそれがある。このため、前述したように、国民年金についても応能負担の要素を導入する必要がある。それでもなお保険料の負担ができない人が多くなれば、その段階で基礎年金の国庫負担率の引上げを検討すべきである。

IV 支給開始年齢の引上げ

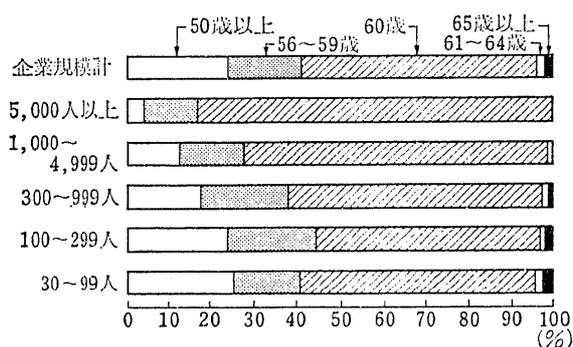
現在、老齢基礎年金の支給開始年齢は65歳であ

るが、被用者年金の支給開始年齢は60歳となっている（ただし、厚生年金の女子および共済年金については現在60歳への引上げの途中にあり、船員や坑内員等は55歳である）。このため、老齢基礎年金の支給開始年齢に合わせるとともに、将来の年金財政の安定化を図るために、被用者年金の支給開始年齢を65歳に引き上げることが大きな課題となっている。支給開始年齢を65歳に引き上げれば、60～64歳の者には老齢年金を支給せずに済み、かつ、これらの人が働くことになれば保険料を拠出する側に回るため、将来の年金財政の厳しさはかなり緩和される。花田推計によれば、21世紀前半頃における被用者年金の保険料率は、65歳支給開始の場合は27.2%、60歳支給開始の場合で32.4%と推計されている。平成元年度の厚生省の財政再計算では、厚生年金の保険料率は、ピーク時においてそれぞれ31.5%と26.1%であり、いずれも相当大幅な保険料率の軽減が見込まれている。

このため、政府の平成元年度の年金改正案では、男子については平成10年度から、女子については平成15年度から61歳にし、その後3年ごとに1歳ずつ引き上げることが盛り込まれていた。しかし、この案に対しては反対が強く、結局衆議院で「厚生年金保険法附則第八条の規定に基づく老齢厚生年金の特例については、次期財政再計算の際において、厚生年金保険事業の財政の将来の見通し、高年齢者の就業の機会の確保等の措置の状況、基礎年金の給付の水準及びその費用負担の在り方等を総合的に勘案して見直しを行うものとし、これに基づく所要の措置は、別に法律をもって定めるものとする。」という附則をつける形で修正され、今回も支給開始年齢の引上げは見送られた。

以上のような支給開始年齢の引上げに対する反対の理由は、主として65歳までの雇用が確保されていないからというものである。しかし、このような主張が妥当なものであるかどうかについて筆者は疑問に思っており、以下で詳細に検討したい。

まず第1に、定年年齢がまだ65歳になっていない段階で、支給開始年齢を65歳に引き上げるのは時期尚早であるという主張がある。確かに図1にみられるように定年年齢を61歳以上にしている企



(資料) 労働省「雇用管理調査」(昭和63年)。

図1 一律定年制における定年年齢別企業割合

表1 60歳代前半層の就業実態

	年 齢				
	60	61	62	63	64
	%	%	%	%	%
〈男〉					
就 業 者	75.8	73.5	72.2	70.2	63.3
・ふだん主に仕事をしている	69.9	65.0	64.0	61.1	52.1
・仕事をかたわらにしている	3.9	7.1	6.7	7.2	8.1
・ふだんは仕事をしていない	2.1	1.4	1.6	1.9	3.1
不 就 業 者	24.2	26.5	27.8	29.8	36.7
〈女〉					
就 業 者	43.9	44.3	40.3	34.1	35.8
・ふだん主に仕事をしている	30.1	29.1	27.6	22.2	22.3
・仕事をかたわらにしている	12.0	13.5	10.3	9.5	11.0
・ふだんは仕事をしていない	1.8	1.8	2.4	2.4	2.6
不 就 業 者	56.1	55.7	59.7	65.9	64.2

(資料) 労働省「高年齢者就業実態調査」(昭和60年3月)。

業は極めて少ない。しかし、これは定年と引退を混同する議論であり、定年後も多くの人が働いていることを無視している。表1によれば、男子は60歳で4人に3人が、64歳でも3人に2人が就業しているのである。問題はこの就業率が年々下がってきていることであり、これは清家〔2〕によれば厚生年金の受給によるところが大きいとされる。今後年金制度の成熟化による相当の額の年金が支給されるようになると、ますます高齢者の就業率が下がっていくものと予測される。このように就業率が下がった段階で支給開始年齢を引き上げるには大きな困難が伴うため、支給開始年齢を引き上げるとすればできる限り早期にそのスケジュールを国民に提示しておく必要がある。

ところで、多くの人はできる限り長く働きたいと考えている。例えば、平成元年2月に行われた総務庁長官官房老人対策室の「長寿社会にお

ける男女別の意識の傾向に関する調査」によれば、何歳くらいまで収入を伴う仕事をしたいかという問いに対する男子の答えは、65歳くらいまでが31.5%、働ける限りが23.3%、70歳くらいまでが19.9%と、これだけで4分の3を占めている。したがって、このような希望に応えるためにも、高齢者が長く働ける環境条件を整備しておく必要がある。しかし、60歳からかなりの額の年金を支給するという現行制度を維持すると、経営者も労働者も60歳以後の雇用について熱意をもって取り組まないおそれが強い。したがって、60歳代前半層の雇用確保がなされるまで年金の支給開始年齢を引き上げるべきでないという主張は、以上のような事情を考慮しない議論であり、いつまでたっても高齢者の雇用は確保されないであろう。むしろ、このような論理を逆転させて、高齢者の雇用を確保するためにこそ支給開始年齢を引き上げて、経営者や労働者に60歳代前半の雇用確保のための対策を講ずるよう迫るべきではなかろうか。もちろん、労使が時間をかけてこの問題に取り組めるよう、年金の支給開始年齢の引上げは徐々に行う必要がある。

そして、このような高齢者の雇用を確保できる客観的条件は、次の2つのことにより十分であると考えられる。第1は若年労働者の減少であり、それを補うものとしての中高年労働者の活用である。厚生省人口問題研究所の昭和61年12月の将来推計人口によれば、20~39歳の人口は昭和60年の3,583万人から平成22年の3,282万人に約300万人減少する。他方、60~64歳の人口は同期間中に541万人から987万人に約450万人増加する。現在でさえ人手不足がいわれているなかで、将来の労働力不足を補うには高齢者の活用を図るのが最善である。

第2は、日本的ワークシェアリングの促進である。現在の日本の労働者は働きすぎだといわれている。平成元年版の『労働白書』73頁によれば、日本の1人当たりの年間労働時間は2,168時間にも達し、これは欧米諸国の労働時間（西ドイツ1,642時間、フランス1,645時間、イギリス1,947時間、アメリカ1,949時間）と比べて200~500時

間多い。したがって、今後はこの労働時間の短縮が課題とされ、昭和63年5月27日の閣議決定「世界とともに生きる日本——経済運営5ヵ年計画」や昭和63年6月17日の閣議決定「第6次雇用対策基本計画」では、年間の総労働時間を1,800時間に短縮することが決定されている。この短縮された労働時間を高齢者の雇用に回すことにより、高齢者の雇用を促進することが可能になると思われるのである。この日本的ワークシェアリングを別の見方からすると、若年の労働者は60歳代前半の高齢者の生活費を年金保険料の形で負担する代わりに、自分の労働時間（賃金）を削って高齢者の雇用（賃金）に回すことになり、若年の労働者は労働時間は減るにもかかわらず、手取りの賃金は変わらないということになる。

もうひとつ、年金の支給開始年齢の引上げの根拠を述べたい。それはわが国の平均寿命の伸びであり、それは年金の受給期間を延長させたという側面があるほか、高齢者が健康になったことをうかがわせ、したがって労働期間の延長の可能性をも示唆するものである。山本〔13〕は等価支給開始年齢という概念を用いて、厚生年金の支給開始年齢の引上げには合理性があるという興味深い計測結果を示している。この等価支給開始年齢には、2つの異なる考えがある。ひとつは、平均寿命の伸びにもかかわらず、年金の平均受給期間を一定にするように支給開始年齢を設定するというものである。もうひとつの等価支給開始年齢の考えは、保険料の平均拠出期間と年金の受給期間の比率が一定になるように支給開始年齢を設定するというものである。このいずれの考えを採っても、平成22年から厚生年金の支給開始年齢を65歳にするという今回の政府案には合理的根拠があるとしている。

諸外国における公的年金の法律上の支給開始年齢は65歳とするものが多いが、実際の支給開始年齢はそれよりも若干早まっている（表2）。これは、高齢者の失業や健康の衰えに応じて、年金を早期に支給する制度を設けているためである。諸外国が年金の支給開始年齢を65歳にしているからといって、必ずしもわが国の支給開始年齢を65歳

表2 OECD 諸国における老齢年金の支給開始年齢

	Legal retirement age		Average retirement age	
	Males	Females	Males	Females
Australia	65	60	n. a.	n. a.
Austria	65	60	61.3	58.6
Belgium	65	60	63.3	60.7
Canada	65	65	65.1	65.1
Denmark	67	67	n. a.	n. a.
Finland	65	65	65.1	64.9
France	60	60	62.4	
Germany	65	65	62.0	60.8
Greece	65	60	n. a.	n. a.
Iceland	67	67	n. a.	n. a.
Ireland	66	66	n. a.	n. a.
Italy	60	55	n. a.	n. a.
Japan	60	55	62.3	60.6
Luxembourg	65	65	60.6	63.0
Netherlands	65	65	n. a.	n. a.
New Zealand	60	60	n. a.	n. a.
Norway	67	67	n. a.	n. a.
Portugal	65	62	66.0	63.8
Spain	65	65	63.9	
Sweden	65	65	n. a.	n. a.
Switzerland	65	62	n. a.	n. a.
United Kingdom	65	60	65.4	60.4
United States	65	65	63.6	63.3

(資料) OECD, *The Future of Social Protection*, 1988, p. 36.

にする必要はないが、諸外国より早い年金支給は負担面を考えると、国際競争力を弱める要因のひとつになると考えられる。近年における高齢者の就労に対する諸外国の考えは、労働生活から年金生活へのなだらかな移行を確保するというものであり、退職年齢の弾力化である。わが国においても、年金の支給開始年齢を65歳に引き上げることにしたとしても、労働生活から年金生活へスムーズに移行できる体制を整えるべきである。

平成元年の政府の年金改正案では、支給開始年齢引上げの緩和策として、65歳前に年金を繰上げで受給する場合の繰上げ減額年金制度の導入を提案した。しかし、この繰上げ減額年金制度は、すでに国民年金で実証されているように、多くの人に繰上げ受給の誘因を与え、しかも減額幅が大きい¹⁰⁾ため、公的年金の生活保障機能を弱める原因となる。したがって、筆者はこの繰上げ減額年金に代わる新しい仕組みを導入すべきであると考えている。

この新しい仕組みとして、スウェーデンなどで設けられた部分年金をわが国にも導入すべきであるとする主張が多くみられる。しかし、この部分年金の制度は、若年労働者に雇用を分け与えるため、高齢者が一定の労働時間を削減することを支給の条件としているものが多い。しかし、果たしてわが国でそのような労働時間削減の確認ができるのか、あるいは若年労働者に雇用を分け与える必要があるかなどわが国への導入に問題なしとしない。また、部分年金は欧米諸国で必ずしも成功しているわけではないとする報告もみられる(村上¹¹⁾)。

したがって、わが国においては、①まず60歳代前半層の雇用を確保する方策を講ずるとともに、②65歳までの所得を確保する方策を講ずることにより、年金の支給開始年齢引上げの条件整備をすべきである。この場合留意すべきは、支給開始年齢の引上げは形式的には60歳から65歳であるが、わが国の男子の平均退職年齢は62.3歳である(表2)ため、事実上2.7歳の引上げで済むということである。

上記の①については、昭和63年10月25日の厚生省と労働省による「長寿社会を実現するための施策の基本的考え方と目標について」に述べられている施策を着実に実行することである。すなわち、そこでは、60歳代前半層の継続雇用を中心とした高齢者の雇用就業機会の拡大を図るため、同一企業同一企業グループ内における継続雇用の推進、再就職の促進、生涯能力開発の理念に立った教育訓練の振興・自己啓発の促進、シルバー人材センターの育成等がうたわれている。なお、清家¹³⁾35頁は、60歳代前半の雇用を促進するため厚生年金の労使の保険料を軽減することを提案しているが、過渡的な施策として検討に値しよう。

次に、②の65歳までの所得を確保するための方策としては、以下の4つの施策が考えられる。第1は、雇用保険との連携である。高齢者が失業した場合は、雇用保険の失業給付と公的年金がともに支給されているが、この重複給付をまず調整することが必要である(年金の方を支給停止すべきである)。次に、60歳代前半の者の失業について

は、現在最大限 300 日とされている雇用保険の基本手当の支給期間¹¹⁾をもう少し延長するとともに、失業がさらに長引いた場合は、それに引き続いて被用者年金の方から65歳まで早期退職年金を支給するようにすべきである¹²⁾。この場合の早期退職年金の額は、65歳からの年金額の60ないし80%程度とし、就労へのインセンティブをもたせるとともに、65歳からの年金は減額をしないこととする。なお、藤田〔7〕はヨーロッパ諸国の部分年金の実態は失業手当の一種であると考えられると述べているが、そうであるとすれば、部分年金を設けるより、上記で提案したように、雇用保険の方から給付を行う方が筋が通ることになる。

第2は、健康を害して働くことができないような場合に早期退職年金を支給することである。一定程度の障害がある場合は障害年金が支給されるが、そのような程度に至らない場合でも健康がすぐれないため働けない場合があり得る。この早期退職年金の額も65歳からの年金額の60ないし80%程度とし、65歳からの年金は減額しないものとする。なお、この早期退職年金は医療保険の傷病手当金との調整が必要なことはいうまでもない。

第3は、労働生活から年金生活へのなだらかな移行を容易ならしめるため、60歳代前半層のパート賃金を補う年金を支給することである。例えば、パート賃金と年金額を合計して、65歳からの年金額の60ないし80%程度になるような年金を支給するわけである¹³⁾。ただし、この場合ボーナスがあればそれを賃金に加え、そうすることによって不当に年金を受給することがないようにする必要がある。

第4は、企業年金の活用である。退職から65歳の年金支給までを橋渡しするつなぎ的な企業年金を支給するよう、年金当局および財政当局が強力に指導することが望まれる。

以上のような措置を講ずることにより、年金の支給開始年齢を65歳に引き上げるべきである。

注

1) 公的年金には老齢年金のほか遺族年金や障害年金があり、したがって公的年金制度が老齢世代だけを扶養するものとは必ずしもいいきれない。しかし、

老齢年金の占める比重が圧倒的に大きいため、本稿では老齢年金を中心に検討する。

- 2) 厚生省の平成元年度の財政再計算でも、ほぼ同じような結果が得られている。すなわち、国民年金の保険料額は2010年から月額1万6,100円(平成元年度価格)に、厚生年金の保険料率は2020年から31.5%(60歳支給開始)になると推計されている。
- 3) このようなことを無視した公的年金の現状説明がなされることがしばしばある。例えば、芝田〔4〕56頁は、国民年金の老齢年金の平均支給額は低く(拠出制年金月額2万8,830円、福祉年金月額2万6,600円)、しかも老齢年金受給者総数に占める国民年金老齢年金受給者数の占める割合が非常に高い(64%)と述べ、わが国の公的年金の水準が低いことを示唆している。

たしかに、国民年金の老齢年金額は低く、かつ、それが大部分を占めていることは事実であるにしても、このような議論は二重の意味で誤解を招くものである。第1は、本文で述べたように、年金の給付水準を個人単位でとらえて、世帯単位でとらえていないことである。社会保険庁の社会保険事業年報等政府の年金統計は個人単位であるため、世帯の年金収入をとらえるには不適當なのである。また、この芝田論文は、公的年金制度の給付単位の仕組みに十分な考慮を払っていない。すなわち、昭和60年法による改正までは、国民年金は夫婦で2つの年金、被用者年金は夫に夫婦2人分の年金を1つ与えるという考えに基づいていたため、国民年金の受給者が多くを占めるというのはいわば当然のことである。したがって、国民年金の年金額はそれを2倍して被用者年金の額と比較し、国民年金の受給者数はそれを半分にして被用者年金の受給者数と比べるべきものなのである。これに拍車をかけているのが、被用者の妻の国民年金任意加入であり、低額の国民年金の受給者数を多くみせかけている要因であるが、夫がある程度の額の被用者年金を受けている限り、これは問題とするに足りない。さらに、国民年金は10年年金等の経過的な年金が多く(これらはいずれ解消される)、かつ、65歳前の繰上げ減額年金が多いため(これはある意味で自業自得である)、額が低くなっているのである。

第2に、自営業者が被用者になったりその逆の場合でも、年金が2つ支給される。このような場合、その人の年金額はこの2つを合計しなければならず、また年金受給者数もそのことを考慮する必要がある。しかし、現在の政府の年金統計はこのことを考慮していないため、見せかけ上年金額を低くしたり、年金受給者数を実受給者数とは異ならしめているのである。

以上で述べたこと以外にも、この芝田論文には統計的処理やその解釈に多くの誤りが見受けられる。

- 4) ただし、公的年金に対しても租税や医療保険の保険料が課されるので、このような計算は妥当ではない(代替率が過大になっている)が、年金受給者の租税および保険料の負担は相当軽減されているので、

- 一応の目安にはなる。
- 5) 例えば、平成元年2月に行われた総務庁長官官房老人対策室の「長寿社会における男女別の意識の傾向に関する調査」によれば、主婦の就業に賛成する者が多い。すなわち、「家事は多少犠牲になっても職業につくほうがよい」「家事に支障をきたさない範囲で職業につくほうがよい」を合わせた割合は、男子が78.5%、女子が86.3%となっている。
- 6) 公的年金のスライドのあり方については、堀〔8〕で詳細に論じたので参照されたい。
- 7) 平成元年度の厚生省の財政再計算では、今後の基礎年金の改定率は3.9%、所得比例年金の改定率は4%と仮定している。このため、将来的には公的年金に占める基礎年金のウェイトが下がり、69%という代替率も維持できなくなるのではないかと思われる。
- 8) ただし、年金に対する課税は大幅に減免されている。障害年金や遺族年金は非課税であり、老齢年金は公的年金等控除等により269万9,000円(月額22万4,900円)まで所得税が非課税である(65~69歳の老夫婦世帯)。また、医療保険の保険料も、被用者保険の被扶養者となっている者は全く負担せず、国民健康保険の保険料の賦課対象所得は公的年金等控除後の老齢年金額とされているため(障害年金および遺族年金は賦課対象所得とされない)相当減額されている。
- 9) 例えば、労働省の毎月勤労統計調査によれば、事業所規模別の賞与の支給率は、500人以上の規模で夏季1.97ヵ月、年末2.15ヵ月、100~499人の規模で夏季1.63ヵ月、年末1.84ヵ月、30~99人の規模で夏季1.24ヵ月、年末1.42ヵ月となっている。
- 10) 現行の老齢基礎年金の減額率は、60歳からが42%、61歳からが35%、62歳からが28%、63歳からが20%、64歳からが11%となっているが、この減額率は平均余命が大幅に伸び現在では過剰に減額するものとなっていると考えられる。したがって、たとえこの繰上げ減額年金の制度を設けるとしても、現在の平均余命に数理的に見合う減額率にすべきである。
- 11) ただし、個別延長給付、特定個別延長給付、広域延長給付、全国延長給付等により、受給期間がさらに延長される場合がある。
- 12) 傷病・障害の場合に、1年6ヵ月(または傷病が治癒したとき)までは医療保険から傷病手当金が支給され、その後は年金保険から障害年金が引き続いて支給されることとなっているのが参考になろう。
- 13) 退職共済年金の受給権者が民間企業に再就職した場合は、その給与の額に応じて年金額が減額されているが、このような方法も参考になろう。

引用文献

- 〔1〕 厚生省年金局『年金制度の課題と改正の視点』、平成元年。
- 〔2〕 清家 篤「高齢者の労働供給に与える公的年金の効果の測定」『日本労働協会雑誌』No. 359, 平成元年8月。
- 〔3〕 清家 篤「高齢化社会の雇用ビジョンと年金制度」『総合社会保障』、平成元年9月。
- 〔4〕 芝田英昭「公的年金制度の水準と民主的改革的方向」『賃金と社会保障』No. 1015, 平成元年8月上旬。
- 〔5〕 社会保障研究所編『西ドイツの社会保障』、東京大学出版会、平成元年。
- 〔6〕 野口悠紀雄「経済教室」『日本経済新聞』平成元年8月4日朝刊。
- 〔7〕 藤田至孝「経済教室」『日本経済新聞』平成元年3月30日。
- 〔8〕 堀 勝洋「公的年金のスライドの在り方について」『季刊・社会保障研究』Vol. 21, No. 3, Winter 1985。
- 〔9〕 堀 勝洋「年金改正と今後の課題」『高年齢を生きる』22, 昭和61年。
- 〔10〕 堀 勝洋「公的年金改革の今後の課題」『日本年金学会誌』第7号, 昭和62年。
- 〔11〕 村上 清「部分年金は成功しているか——欧州諸国の経緯と実情について」『週刊社会保障』No. 1518, 平成元年1月16日。
- 〔12〕 村上 清「国民年金基金は公的年金か私的年金か」『生命保険経営』第57巻第4号, 平成元年7月。
- 〔13〕 山本正也「支給開始年齢の合理性を考える」『週刊社会保障』No. 1525, 平成元年3月6日。
(ほり・かつひろ 社会保障研究所調査部長)

21世紀における年金制度に影響を与える主要因

伏見 恵文

I はじめに

わが国は、21世紀に向けて大きく変貌してゆくであろう。このなかで、年金制度もまた、長期に安定することを求めて改革が進められている。

本稿では、変化した21世紀の経済社会において年金制度と深く関連をもつであろう事項をとりあげ、それが年金制度に及ぼす影響を中心に検討することとした。とはいっても、遠い将来の経済社会をどう描きそれを年金制度との関連でどう切るかは、かなりの自由度があり、本稿の内容は極めて大胆かつラフに描いたひとつの「絵」にすぎない。

とりあげた事項は、人口高齢化、経済との関連、企業年金、情報ネットワーク化である。人口の高齢化と年金制度については、21世紀における人口構成が変化したときの年金財政への影響、人口の高齢化のみに対処するために必要な経済成長率とその年金制度への影響を中心に検討を加えた。経済との関連については、経済成長率を高め想定して2つのシナリオを描き、所得分配、就業構造の視点から分析を行った。企業年金については、その普及・発展と年金資産の増大について検討した。情報ネットワーク化では、コンピュータライゼーションが家庭にまで及ぶと想定したときの年金サービスのあり方についてごく簡単に触れた。

II 人口の高齢化

(1) 人口要因の大きさ

今後の急速な人口高齢化が年金制度に与える影

響については、もっとも重要な問題のひとつとしてこれまで繰り返し指摘されてきており、とりわけ、年金給付費増高の主要因といわれている。

実際、賦課方式を採った場合の保険料率に相当する費用率（総給付費／総報酬額）を下記のように分解して、

（総給付費／総報酬額）

=（高齢人口／生産年齢人口）

×（受給者割合／被保険者割合）

×（1人当り年金額／1人当り報酬）

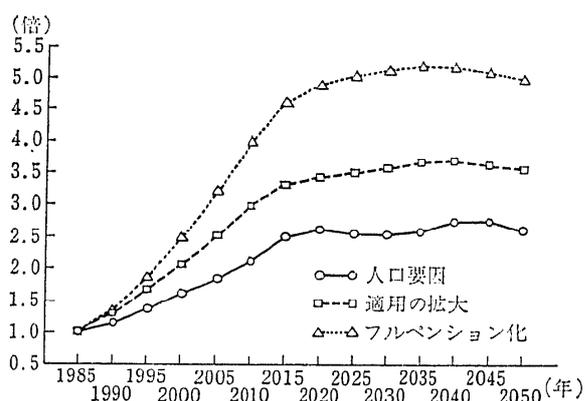
人口の高齢化要因（右辺第1項）と、適用範囲の拡大（右辺第2項）や受給される年金のフルペンション化（右辺第3項）といった制度の成熟化要因の別にその将来動向を考察してみれば、後者については、

① 国民皆年金が名実ともに進んでおり、制度間の構成に変化が生じることこそあれ、とりあえず、これ以上そう大きな適用の拡大を見込む必要がない。

② 前回の昭和60年改正によって、年金水準は将来にわたってほぼ一定に保たれることになった。

ことから、制度の成熟化要因の費用率の増加に対する寄与はあまり大きくはないといえる。したがって、増加の大部分は人口要因によってもたらされると推測されよう。

事例として、昭和60年改正以前の旧厚生年金保険制度における上記3要素の費用率増加に対する寄与の推移を計算してみると、図1のようになる。図に示すように人口要因は旧厚生年金保険制度下においても増加の約半分を占めており、年金水準



(注) 図は、○までの高さが人口要因のみによるもの、□までの高さが(人口要因)×(適用の拡大)によるもの、△が(人口要因)×(適用の拡大)×(フルペンション化)=全体の伸びを表す。

図 1 厚生年金保険の増高要因

の将来にわたる一定化が図られた現行法の体系下では、なおそのウエートを増していよう。

このように、人口の高齢化は確かに年金給付費の増高の大きな要因となっているが、今、21世紀を考えると、問題は、この年金制度をすでに安定化しているであろう21世紀の超高齢人口構成をもつ社会が支え切れるかどうか、あるいは、支えるためには国民はこれからどの程度の努力をしてゆけばよいのだろうか、ということになるのではないか。

以上のような問題意識から、この章では、人口要因のみによって必要となる経済成長とその周辺を中心に考察を進める。また、人口に限らず将来推計には誤差がつきものである。このため、21世紀の予想人口が変動した場合の年金制度への影響についても考察することにする。

(2) 人口推計の変動

21世紀の人口については花田論文[1]で示された人口を基準とする。したがって、この基準人口下での被保険者数、年金受給者数、給付費等の推計値はすべて花田氏の推計結果をベースとする。

厚生省人口問題研究所の昭和61年12月推計には出生力の推移の違いによって、低位、中位、高位の3推計が示されており、花田推計はこのうちの中位推計に基づいている。一方、現実の合計特殊出生率の推移をみると相変わらず低下傾向にあり

表 1 低位人口と基準人口の比較

	低位人口 (万人)	基準人口 (万人)
0~14歳	2,650 (21)	3,050 (23)
15~64歳	6,620 (54)	7,020 (54)
65歳以上	3,050 (25)	3,060 (23)
総 計	12,330	13,130
20~59歳 (再掲)	5,890	6,270
65歳以上人口/ 20~59歳人口	51.8%	48.8%

(注) () 内は総人口に対するパーセンテージを表す。

現在では1.6台にある。また、死亡率は変化させず出生力のみ変化させた場合、上方に修正しても下方に修正してもほぼパラレルに変動すると考えられることから、本稿では低位推計をもとに下方修正した場合を考察する。

下方修正した21世紀の人口(以下、低位人口と呼ぶ)の推計は花田氏と同様2020年以降、2060年まで10年ごとの低位推計人口を性・年齢5歳階級別に平均して求めた。

表1に低位人口の推計結果および基準人口との比較を示した。低位人口は1億2,330万人となり基準人口に比べ800万人減少する。また、年金受給世代を支える被保険者数の割合を表す65歳以上人口の20~59歳人口に対する比率は51.8%と、基準人口に比べ3%上昇し、高齢化がさらに深刻になることを示している。次に、年齢階級別に人口をみると、65歳以上では、3,000万人台でほとんど変化していない(10万人程度の減少)。したがって、人口の減少は年少層(400万人)および生産年齢層(400万人)で起こっている。このこと、特に生産年齢層の人口減少が年金制度への影響のあり方を特徴づけることになる。

以後、年金制度への影響の程度を考察するが、人口以外の他のすべての仮定は花田論文で用いられているものをそのまま流用し、変更は加えないこととする。

低位人口をもとに被保険者数を推計すると、総数は5,730万人と、6,090万人から360万人、率にして6%も低下する。この減少数を第1, 2, 3

号別にみても、それぞれ、90万人、210万人、60万人となる。こうした被保険者数の減少は、被用者年金制度においては総報酬額の減少に直接に結びつき、その額は5兆8,000億円（率にして5.6%程度）に上ると推計される。また、基礎年金制度においては拠出金算定対象者数の減少をもたらす（総数で340万人）、拠出金単価および国民年金保険料の増額要因となる。

次に、年金受給者数への影響をみると、基礎年金受給者については、低位人口と基準人口の間で高齢者人口に大きな差がないことから、老齢基礎年金および遺族基礎年金の受給者数についてはほとんど差がなく、20歳前の障害発生をも含む障害基礎年金において10万人強の減少となるだけである。被用者年金の受給者数については、老齢年金については同様に変化はほとんどなく、障害年金についても絶対数があまり多くないことからせいぜい2万～3万人の減少でしかない。遺族年金については、その受給者数が第2号被保険者数に相関していることから40万人程度の減少が見込まれる。

こうした受給者数の変動に伴って、年金給付費も若干は変動する。まず、基礎年金給付費についてみると、老齢基礎年金で500億円の減、遺族基礎年金では100億円の増となる。一方、障害基礎年金は1,100億円の減となるため、基礎年金給付費の総額は1,500億円減少し18兆3,200億円となる。このうち、特別国庫負担額は4,300億円（200億円の減）、拠出金算定対象額は残りの17兆8,900億円（1,300億円の減）と推計される。したがって、国庫負担総額は6兆3,900億円となり、700億円程度減少する。このように、基礎年金給付費の減少の程度は1%に満たない。次に被用者年金制度の報酬比例年金部分の給付費をみると、老齢年金で400億円程度、障害年金では200億円程度減少する。また、遺族年金では2,700億円ほど減少するため、総額で3,300億円、率にして2%弱減少して18兆2,500億円となる。この額と基礎年金勘定への拠出金額13兆8,500億円の3分の2を合わせた27兆4,800億円（額にして4,000億円、率にして1.5%程度の減）を被用者年金制度は保

表2 21世紀の低位人口下と基準人口下における年金財政諸数値の比較

項目	低位人口	基準人口
被保険者総数	5,730万人	6,090万人
第1号	1,460万人	1,550万人
第2号	3,230万人	3,440万人
第3号	1,040万人	1,100万人
拠出金算定対象者数	5,150万人	5,490万人
第1号	1,170万人	1,240万人
第2号	2,950万人	3,150万人
第3号	1,040万人	1,100万人
基礎年金受給者数	2,800万人	2,810万人
被用者年金受給者数	3,110万人	3,150万人
基礎年金給付費	18兆3,200億円	18兆4,700億円
拠出金算定対象額	17兆8,900億円	18兆200億円
国庫負担額	6兆3,900億円	6兆4,600億円
報酬比例年金給付費	18兆2,500億円	18兆5,800億円
総報酬額	96兆8,700億円	102兆6,700億円
拠出金単価	19,300円	18,200円
被用者年金費用率	28.4%	27.2%

険料として負担することとなる。

21世紀のほとんど定常状態下における国民年金の保険料水準をみるには、基礎年金の1人当り拠出金単価をみればほぼ十分である。この単価を求めるには拠出金算定対象額の3分の2を拠出金算定対象者数で割ればよいが、以上みてきたように、対象額のほうにはそれほど大きな変化はないが、対象者数のほうは5,490万人から5,150万人へと340万人、率にして6%程度減少すると推計されるため、単価は月額で1万8,200円から1万9,300円へと1,100円上昇することとなる。次に被用者年金制度における保険料率の変化をみると、分母となる総報酬額が5.6%低下するのに対し、分子となる負担総額も1.5%と基礎年金給付費の減少に比べ若干大きくなるため、基準人口下では27.2%であったものが低位人口下では28.4%と、国民年金の保険料の増加率6%より1.6%ポイントほど低くなる。

以上みてきたように、出生力を変化させることによって生じる人口の変動の年金財政への影響は主に被保険者サイドから作用し、出生力を低下させた場合には年金財政を悪化させることが分かる。逆もまたいえよう。表2に、基準人口下と低位人口下における年金制度の状況を示す諸数値の比較を示しておく。

人口の変動の要因には、他に死亡構造の変化、移民が考えられるが、前者については突然変異的な事象が発生しないかぎり予測に大きなずれは生じないだろうことから、本稿では除外した。後者については別の観点から後で言及したい。

(3) 人口高齢化と必要とされる経済成長

OECD レポート[2]に、退職世代に移転される年金給付費の増加を賄うにどれだけの実質の勤労世代1人当りの所得の伸びが必要かを、人口高齢化の要因のみに限定した場合について計算する簡単なモデル(付録)が3つ紹介されている。

このモデルでは、勤労世代と退職世代の2世代のみを考え、勤労世代のみが生産を行い、退職世代には年金給付としてその一部が移転されることにより、両者に生産が分配される。このとき、

モデル1:

- ① 費用率(総給付費/総所得)を一定
- ② 平均年金額を一定

モデル2:

- ① グロスの代替率(平均年金額/勤労世代1人当り所得)を一定
- ② 勤労世代1人当り可処分所得(所得から保険料負担を差し引いたもの)を一定

モデル3:

- ① ネットの代替率(平均年金額/勤労世代1人当り可処分所得)を一定
- ② 勤労世代1人当り可処分所得を一定

を仮定した場合、2世代間の人口割合が変化して高齢化が進展したとき、勤労世代1人当りの所得はどの程度上昇しなければならないかをみている。

モデルのうち、1は所得の伸びが人口割合の伸びに一致することは自明であり、仮定の設定も現実味のないものなので考察の対象外として、まずモデル2をみている。

モデル2における勤労世代1人当り所得(X)と人口割合(D)の関係をみると、グロスの代替率を R として、

$$\frac{dX}{X} = \frac{R \times D}{1 - R \times D} \times \frac{dD}{D}$$

となる。この式を用いて21世紀の安定人口に至る

までに必要な勤労世代1人当り所得を求めるために、安定人口をおおむね2030年とし、1987~2030年の平均伸び率を期首と期末の弾性値の平均としてごくラフに計算してみると、0.5%程度となる。なお、代替率は厚生年金の老齢年金のモデル年金額の水準である68%と設定した。OECDの計算では、代替率の3分の2として1985~2040年平均で年0.37%の増加が必要としている。こうしてみると、必要な勤労世代1人当り所得の伸びはそれほど大きくはなく1%を超えることはまずないといえる。

ここで注意しなければならないことは、モデル2においては、勤労世代1人当り所得が伸びると同時に費用率すなわち保険料率も伸びることである。費用率(C)は、

$$C = R \times D$$

と表され、その伸びは人口割合の伸びに一致する。したがって、21世紀の費用率は現在の2.7倍にまでなってしまう。これを被用者年金の保険料率としてみると、30%前後(積立金の運用収入を考慮していない)となる。この保険料率は、21世紀の制度の成熟した被用者年金制度における保険料率にかなり近い値となっており、勤労世代の負担の増加のほとんどが人口の高齢化からくることのひとつの傍証になっているといえよう。

勤労世代1人当り所得が伸びることによって生ずるもうひとつの問題は、ネットの代替率が上昇することである。モデル2の仮定では、勤労世代1人当り可処分所得が一定のままに、平均年金額は勤労世代1人当り所得に連動して伸びるのであるから、ネットの代替率は必然的に上昇することになる。実際、ネットの代替率を R' とすれば、

$$R' = \frac{R}{1 - R \times D}$$

であるから、グロスの代替率を68%とすれば、21世紀のネットの代替率は現在の水準の1.3倍程度と、かなり大幅に上昇することになる。相対的にみれば、21世紀の退職世代はより裕福に、その退職世代を養う勤労世代はより貧困になっていくともいえよう。こうしたなかでは、2世代間の対立感情、とりわけ、勤労世代の不満が醸成されてゆ

くこともありそうなことである。このモデル2の仮定①は、現行被用者年金制度下での年金額水準の決定方式と同様であり、たとえ、このモデルが単純なカリキュアみたいなものであるにしても、今後の公的年金制度のあり方を検討していくうえで、ひとつの示唆を与えるものといえるのではないか。

モデル3ではネットの代替率を一定にしているので、勤労世代1人当り所得 X の伸びも以下のようになり、

$$\frac{dX}{X} = \frac{R' \times D}{1 + R' \times D} \times \frac{dD}{D}$$

モデル2に比べ7割程度の伸びでよい。また費用率も、現在(1で表す)と21世紀(2で表す)とで比較して、

$$\frac{C2}{C1} = \frac{D2 \times (1 + R' \times D1)}{D1 \times (1 + R' \times D2)}$$

となり、モデル2に比べ、 $(1 + R' \times D1)/(1 + R' \times D2)$ 分、すなわち、2割弱小さくてすむ。

以上検討してきたモデルは、現実を極端に抽象化したごく単純なモデルであり、計数的な意味もあまりないものではあるが、

- ・人口の高齢化を賄うに必要な経済成長はそれほど大きいものではない。
- ・年金額水準の決定のあり方について、可処分所得を考慮にいった場合、年金制度への影響は大きい。

ということは指摘できるのではないか。

(4) 後期高齢者の増大

人口の高齢化はまた、高齢者層の人口構成にも変動を与える。すなわち、後期高齢者人口(75歳以上人口)の増大化である。昭和62年現在の75歳以上人口は523万人であり、総人口の4.3%にすぎず、65歳以上人口に占める割合でみると39.3%となっている。ところが、21世紀の安定人口下では、75歳以上人口は1,627万人と、現在の3倍にもなり、総人口の12.4%、65歳以上人口の半数以上、53.2%にも達する。

このような後期高齢者人口の増大は年金の使い道、いわば「年金の効用」の変化(ないし低下)

をもたらす可能性がある。経済企画庁[3]によれば、寝たきり老人数は2000年には100万人を突破すると予測されている。この傾向がそのまま続けたらば、21世紀の安定人口下では160万人近い人が寝たきりになるであろう。こうした人達への年金の支給額は総額で2兆円近くになる。寝たきり老人のような人達の消費は、一般の人とは異なり、入院・介護費用が突出し、他の項目は絶対額においても低いものとなる。もちろん、元気な老人も多いようだが、高齢の老人の状態はさまざまであり、その要求もまたさまざまである。

こうした点を考えるならば、老人のさまざまな要求に応えるため、年金が医療・社会福祉分野の社会保障との関連でどのように調整されるのか、年金制度のほうから年金としてではなく現物給付として支給する道を開くべきか、を含めて幅広く検討すべき問題であろう。

III 国民経済との関連

(1) 問題の設定

年金財政は経済に深く関連している。年金の収入サイドからみれば、被保険者数は労働力市場の需給の状況に、また、報酬額は賃金水準に連動している。欧米諸国のように失業率の高い国においては、それが年金財政の状況を決定する最も重要な要素のひとつとなっている。さらに、積立金を形成するわが国の年金制度においては、利子率が重要な要素となる。支出サイドからみれば、賃金、物価が重要な要素となる。

遠い将来の経済状態を描くのは不可能に近い。したがって、21世紀の経済と年金について論ずることは無謀な試みともいえる。しかし、思い切った仮定のうえで、両者の関連の一側面をみることも無益なばかりではあるまい。

今、実質国民総生産のこれからの長期の伸び率を与えられたとしよう。そうすれば、賃金と物価(および利子率)の相対的な関係はおおむね決定されてくる。この場合、年金支出のほうは、名目額で異なろうと相対的な関係はあまり変化がないであろう。一方、収入については、特に実質成長

力が高い場合、高齢化社会の労働力供給の問題から、保険料の基礎となる報酬の動きが平行的ではなくなる可能性がある。本稿ではこの点に着目していくつかのシナリオを作り考察を進めてみる。

(2) 国民所得の分配

国民所得のうち、年金制度の財源となる雇用者所得および個人企業所得は、昭和61年においてそれぞれ 69.3%、10.4% となっている。ここで、国民年金の定額保険料を支払うことになる個人企業所得は別として、雇用者所得の動向に着目すれば、その伸び率は、国民所得の伸びとほぼ同程度に推移してきており、国民所得に占める雇用者所得の割合は、ここ5年間ほぼ69%を前後している。

さて、国民所得の将来であるが、暗い21世紀を描いてみても筆者には耐えられないので、経済企画庁が2000年までの予測として掲げた実質成長率4%が以後もほぼ持続されると考えてみる（もう少し低成長でもよいかもしい）。ただ、こうした高い成長率も、マイクロエレクトロニクス化やバイオテクノロジーの発展等のいっそうの技術革新、商品・サービスの高度化・差別化等が進めば、今後雇用の拡大が予想されているサービス産業を含め、その生産性の向上が期待されるのではないだろうか。この高い成長率の設定も全くの夢であるばかりではあるまい。

一方、労働力供給についてみると、昭和61年現在では、労働力人口6,020万人、労働力率は62.8%となっている。成長率が上記の4%として、21世紀の安定人口下（2030年）での労働力供給の状況を眺めるため、経済企画庁の2000年までの予測に用いた雇用弾性値を用いて単純に延長してみると、21世紀の労働力需要は7,500万人程度になる。この需要が国内で完全に満たされるとして、21世紀の生産年齢人口（15～64歳人口）7,800万人から供給されるとしたならば、21世紀の労働力率は96%にも上る。こうした関係は、一定数の摩擦的失業者の存在、労働力化されない相当数の学生の存在等のため全く不可能とってよい。

以上のことから、ひとつのシナリオが描ける。それは、労働供給の不足分を生産性の向上によっ

て補うことである。その結果として、国民所得に占める雇用者所得の割合が下がった状態ができていく。一方、わが国の公的年金制度、特に被用者年金制度はその収入源を大部分この雇用者所得に依存している。このことは、年金制度は経済成長の恩恵を一部分しか受けられないことを意味する。Ⅱ節でごくラフではあるが、人口の高齢化による年金に対する負担の増加を賄うに必要な経済成長率はそれほど高くなくてもよいこと、また、負担の増加の大部分は人口の高齢化によるものであることを示したが、その論旨もこのシナリオを補強しているといえよう。

もちろん、よって立つモデル、仮定に違いのある話ではあるが、このシナリオからみれば、年金に対する負担が将来過重になりすぎるという議論も、国民所得のうち相対的に小さくなるパイにその財源を限定しているために起こるものであるといえよう。こうしてみれば、国民所得の分配面における他の所得、例えば、企業所得についてもさらに多く年金制度の財源に加えるというのも一考であろう。その場合、より現実的だと思われるのは、基礎年金拠出金への税金の配分を多くすることであろう。こうすることによって、被用者年金制度のみならず、国民年金の負担も考慮に入れることができる。あるいは、被用者年金の適用除外をさらに進め企業年金化することも考えられなくはない。

別のシナリオとして、国内所得も伸びるが、雇用者所得（国内）も同様に伸びるというケースが考えられる。これは、現在すでにかなり社会問題化している外国人労働者に頼ることや、労働のパートタイム化の進展等により特に女子、高齢者の労働参加が高まることによって実現するかもしれない。

現在、パートタイム労働に対する雇用環境の整備が進んでいるが、21世紀にはこれらの被用者は被用者年金制度の適用を受けると考えたい。また、いろいろ問題もあるだろうが外国人労働者についても適用が進むとしてみたい。そして、実際に保険料を負担する第1号、2号の被保険者の就業者数に対する割合が、21世紀においても現状の90%

に達するとしたならば、就業者を需要7,500万人目いっぱいみると、現状の5,200万人から5,000万人に下がると推計されている第1, 2号被保険者は1,700万人も増加し、6,700万人に達する。つまり、支える側が3割以上も増加することになる。したがって、負担もそれだけ軽くなる。

全く夢のようなシナリオを描いてみたが、その程度はどうか、こうした方向に動く可能性は十分ある得ることではなからうか。

(3) 就業構造

前項の第2のシナリオに関連して、特に女子の労働参加についてみる。

女子の労働力率は昭和55年の46.9%から昭和60年には47.7%に上昇し、実数でみて5.3%の増加となっている。この傾向は、産業のサービス化、雇用形態のパートタイム化が今後も継続していくこと、また一方で、女性の自立化といった意識面での変化傾向も考えられるので、高学歴化等の要因による若年労働力の低下にもかかわらず、中高年を中心とした労働参加の高まりから、今後も堅実に続くものとみてよいだろう。経済企画庁の推計では、2000年には労働力率47.5%、労働力人口は2,609万人で、うち20～59歳は約2,100万人になると推定されている。

2000年以降は、人口の高齢化のさらなる進展から、労働力人口は伸び悩みないし減少すると見込まれ、女子の労働参加者数の伸びにもマイナス要因として働く。ただ一方で、パートタイム化の進展は、労働力需要を喚起する方向に働くから、この需要圧力によって女子の労働力率を急激に引き上げ、絶対数においても女子の労働参加が促進する可能性がある。高い経済成長率はこの追い風となる。

高齢者の労働参加も、これからは、今述べたことと同様な理由から改善される可能性がある。また、これは老齢年金の65歳支給を前提としたとき、改善されなければならない部分である。

IV 企業年金の発展

(1) 企業年金の普及

企業年金は、企業が従業員の老後保障を目的として行う私的年金制度であるが、その形態としては、厚生年金基金、適格退職年金、非適格年金、自社年金に分かれる。日本経済新聞の昭和61年6月の調査によれば、企業年金を導入している企業のうち、55.3%が適格退職者年金、26.1%が厚生年金基金、17.2%が両者の併用、1.4%が自社年金および非適格年金となっている。このように企業年金のなかでは、厚生年金基金および適格退職年金がほとんどを占めているので、本稿ではこの2つのみを検討の対象とする。

厚生年金基金は、昭和41年10月に制度が発足して以来、毎年150前後の基金が設立されていき、昭和46年には800基金を超えた。その後設立のテンポは鈍化した。昭和61年の改正で設立要件が緩和され、単独設立の場合加入員は従来1,000人以上必要であったものが800人になったこともあり、前年に比べ43基金増え1,134基金となった。さらに、62年度末には1,194基金と、近年増加の傾向を示している。これに伴い、加入員数も昭和61年度末で727万人、昭和62年度末には764万人と増加傾向にある。また、昭和63年度には、設立に必要な加入員数はさらに500人に下がり、また、いわゆる地域型総合設立の途も開かれるとともに、加算部分の通算制度の導入、解散基金の支払保証制度の創設、小規模基金の共同事務処理事業の開始、年金数理人制度の発足等、制度の充実・強化

表3 厚生年金基金の基金数および加入者数の推移

年度末現在	基金数 (基金)	加入者数 (万人)
昭和50年	929	535
55	991	596
56	1,008	618
57	1,025	634
58	1,043	656
59	1,063	679
60	1,091	706
61	1,134	727
62	1,194	764

表 4 適格退職年金の契約件数および加入者数の推移

年度末現在	契約件数 (件)	加入者数 (万人)
昭和50年	57,234	459
55	61,437	584
56	62,775	626
57	64,008	649
58	65,346	687
59	66,841	724
60	68,268	756
61	71,203	788

が図られている。

適格退職年金は、一定の要件を満たす企業年金については税法上の優遇措置を行う制度であり、昭和37年から実施されている。

表 4 に適格退職年金の契約件数と加入者数の推移を示した。この表からみて、適格年金も着実に発展してきていることが分かる。契約件数はこの数年、年 2% 程度、加入員数は 4~5% 増加してきており、昭和61年度末にはそれぞれ、7万1,000件、788 万人になっている。加入員数でみれば、厚生年金基金と同程度の規模である。なお、受託機関別にみると、生命保険会社の件数が圧倒的に多くなっているが、これは、生命保険会社の場合、受託対象の企業が従業員15人以上であるのに対し、信託銀行の場合 100 人となっているためである。昭和61年度末の生命保険会社の契約件数は、6 万件に上るが、そのうちの88%、5万3,000件が従業員 100 人未満の企業である。

このように、企業年金は着実に普及・発展してきており、昭和62年9月末には、株式上場会社 1,889社のうち86%、1,625社が厚生年金基金ないし適格退職年金を実施している。一方、厚生年金基金ないし適格退職年金加入者の厚生年金保険被保険者に占める割合は、昭和61年末現在で56%である。こうした状況にある企業年金の今後であるが、上でみたきたような、地域の商店街等にある企業が共同で基金を設立することのできる地域型総合設立等の厚生年金基金の整備や、適格退職年金はもともと中小企業にも設立しやすいものであるが、昭和61年には設立人員基準を20人から15人に下げる等の緩和措置をとっていることなどから、特に、中小企業を中心にさらに普及・発展してい

くと考えられる。人口の高齢化は、企業にとっても従業員の中老年層の増大を意味し、さらに定年の延長も進むことから、退職金コストの増大化対策に有効な手段を講ずる必要性がますます高まるということも、企業年金導入への強いインセンティブとして働こう。さらに、予定されている地域型国民年金基金が創設されれば、21世紀においては、企業年金（ないし、個人年金）の普及はかなりの程度に達すると考えられる。21世紀の老人は、公的年金を支えに、企業年金さらには個人年金も相まって、個人のニーズに即した生活を送ることが期待される。

さて、企業年金の水準を厚生年金基金についてみると、実際に支給されている額は昭和62年度末現在、受給権者平均で月額 2 万 1,600 円程度で、代行相当額の1.49倍になっている。一方、基金が予定している給付水準を示すいわゆるプラスアルファは基金の単純平均で91.5%となっていることから、年金水準は代行相当額の約 2 倍、4 万 3,000 円程度になる。また、昭和 49 年改正以来急速に普及してきた加算型の基金では、プラスアルファが基金単純平均で112%、なかには300%を超える基金もある。このため、企業年金と公的年金を合わせるならば、現役世代との可処分所得比較でこれを超える例も多く出てこよう。企業年金を合わせて検討する場合は、個人の従前所得との比較においてなされるのが筋であろうが、公的年金との何らかの調整の必要性が出てくる局面もあり得よう。

(2) 企業年金資産の増大

企業年金の普及・発展とともにその保有する資産も急速に増大している。表 5 にその推移を示したが、昭和61年度末には、厚生年金基金と適格退職年金の両者を合わせて22兆 7,000 億円に達している。今後、この年金資産はますます増大していくだろう。それは、企業年金の普及が進み、加入者数も増加するということがあろうが、普及率が現状のままかとしてもかなりの年金資産の増大が見込めるのである。というのは、企業年金は財政方式として積立方式を採用しているが、完全積立

表 5 企業年金の年金資産の推移
(単位：兆円)

年度末現在	総額	厚生年金基金	適格退職年金
昭和50年	2.4	1.4	1.0
55	8.0	4.9	3.1
56	9.7	6.0	3.7
57	11.8	7.3	4.5
58	14.0	8.8	5.3
59	16.6	10.4	6.2
60	19.5	12.3	7.2
61	22.7	14.5	8.3

ではなく、いわゆる事前積立となっているため、特に、設立当初は、将来の給付に見合う積立の行われていない債務が存在するからである。ところが、事前積立方式による積立を行っていても、時がたち制度が成熟化していくとともに完全積立に近づくことから、21世紀に向かって、こうした債務は資産化していくことになる。

このことをみるため、企業年金の普及率が現状のまま推移するとした場合の21世紀における年金資産額を推計してみた。つまり、推計の前提としては、21世紀において、厚生年金基金ないし適格退職年金加入者の厚生年金加入者に対する割合（以後、加入率という）は56%、給付額は代行相当額の2倍とし、これを21世紀の人口にあてはめた。また、財政方式は、完全積立方式になっているものとした。なお、適格退職年金では、給付は大部分が一時金または有期年金で支給されているのが現状であるが、すべて終身年金化しているものとした。

推計結果によると、21世紀における年金資産は、現状の普及率のままでも110兆円（平成元年度価格）に上る。この額は、現在の公的年金全体の積立金よりも大きく、対GNP（昭和62年度）比で30%を超える。この額は、企業年金の普及の進展を考えると、さらに膨らむと予想され、例えば、加入率が10%上昇したとすると、資産額は130兆円になる。こうした巨大な資金の形成は国民経済に多大な影響を与えようが、本稿では指摘するだけにとどめる。

V 情報ネットワーク化と年金サービス

社会の情報化は著しいテンポで進んでいる。そして、21世紀には、大部分の家庭にまでパソコンが浸透し、それらは光ケーブルで接続されることにより、一大情報ネットワークが形成されていよう。こうした時代になれば、年金版ホームバンキングも夢ではない。被用者年金の保険料は企業から、国民年金の保険料は家庭から直接振り込まれ、年金支払通知等のさまざまな通知類も直接家庭に電送される。また、年金相談も自身のパソコンを使って行われる。さらには、被保険者記録等蓄えられた自分の情報の公開要求も多くなるかもしれない。このとき、パソコンのIDは社会保障番号的なものでなくてはなるまい。また、こうした状況に対応するよう、事務処理体制が整備されなければならないことは論を待たない。

【付録】 OECD モデルについて

Q：総生産

P：総人口

S：総人口に占める勤労世代の割合

X：勤労世代1人当たり所得

Y：勤労世代1人当たり可処分所得

B：平均年金額

とすると、

総生産 Q は、

$$Q = P \cdot S \cdot X$$

と表される。この総生産は勤労世代と退職世代に分配されて、

$$Q = P \cdot S \cdot Y + P \cdot (1 - S) \cdot B$$

となる。

一方、費用率＝保険料率 C は、

$$C = \frac{X - Y}{X} = \frac{P \cdot (1 - S) \cdot B}{Q}$$

と表される。また、老年人口指数 D は、

$$D = \frac{1 - S}{S}$$

である。

ここで、仮定のちがいによって3つのモデルを

考える。

〈モデル1〉

このモデルでは C および B を一定とする。このとき、分配の式から、

$$P \cdot S \cdot X = P \cdot S \cdot X \cdot (1 - C) + P \cdot (1 - S) \cdot B$$

この両辺を $P \cdot S$ で割り、整理することにより、

$$X = \frac{B \cdot D}{C}$$

を得る。ここで、仮定から、

$$\frac{dX}{X} = \frac{dD}{D}$$

すなわち、 X の増加率は D の増加率に等しくなる。

〈モデル2〉

グロスの代替率 $R \left(R = \frac{B}{X} \right)$ および Y を一定とするモデルである。

この R を用いれば、分配の式は、

$$P \cdot S \cdot X = P \cdot S \cdot Y + P \cdot (1 - S) \cdot R \cdot X$$

となり、この式を整理して、

$$X = \frac{Y}{1 - R \cdot D}$$

を得、さらに、 D で微分すれば、 Y, R が一定であることから、

$$\frac{dX}{X} = \frac{R \cdot D}{1 - R \cdot D} \cdot \frac{dD}{D}$$

を得る。

〈モデル3〉

このモデルでは、ネットの代替率 $R' \left(R' = \frac{B}{Y} \right)$ および Y を一定とする（つまり、 B と Y ）。

このとき、 $B = R' \cdot Y$ から、分配の式は、

$$P \cdot S \cdot X = P \cdot S \cdot Y + P \cdot (1 - S) \cdot R' \cdot Y$$

となり、この式を整理して、

$$X = Y \cdot (1 + D \cdot R')$$

となり、 D で微分することにより、

$$\frac{dX}{X} = \frac{R' \cdot D}{1 + R' \cdot D} \cdot \frac{dD}{D}$$

を得る。

〔付言〕

本研究は社会保障研究所のプロジェクト「21世紀の社会保障に関する年金分科会」の一部をなすものであり、草稿の段階で地主委員をはじめ同分科会委員により討議をしていただいた。特に堀幹事には本稿の全体の構成に関しての貴重な助言をいただいた。また、花田氏には氏の論文における推計内容を快く提示していただいた。ここに深く感謝の意を表したい。

参考文献

- [1] 花田 恭「公的年金制度の成熟時の給付と負担」
 - [2] OECD, "REFORMING PUBLIC PENSIONS," *SOCIAL POLICY STUDIES*, No. 5, 1988
 - [3] 経済企画庁総合計画局『21世紀への基本戦略』, 1987年
 - [4] 厚生省人口問題研究所編『日本の将来推計人口, 昭和61年12月推計』, 厚生統計協会, 1987年
 - [5] 厚生年金基金連合会『昭和62年度厚生年金基金事業年報』, 1989年
 - [6] 第一生命保険相互会社『企業年金白書(62年版)』, 1987年
 - [7] 『Newton』増刊号「21世紀はこうなる PART 2」, 教育社, 1989年
 - [8] 厚生省年金局『厚生年金保険・国民年金, 昭和59年財政再計算結果』年金数理シリーズ, No. 15, 1985年
- (ふしみ・よしふみ
総理府社会保障制度審議会事務局年金数理調査官)

超長期社会保障モデルによる社会保障給付費の推計

—21世紀の社会保障研究会計量モデル分科会中間報告 1—

岸 功

I はじめに

社会保障の将来の姿を検討するには、さまざまな要因を考慮することが必要であるということがしばしばいわれる。たとえば社会保障を人口高齢化や経済成長と相互依存関係にあるものとしてとらえるという見方が必要だといわれる。しかし諸要因の関係をどのようにとらえることが必要であるか、ということになると意見は分かれるかもしれない。われわれは社会保障の規模などが経済成長などにどのような影響を及ぼすかを明示することが必要であるという立場から、社会保障と人口高齢化と経済成長の相互依存関係を探るために計量経済モデルによって作業を進めている。

計量経済モデルも短期モデルの場合だと近い将来の経済状態を予測することが役割であり、予測した数値が実現するかどうか問題にされる。さらに予測値の当り外れが分かった後で、予測の際にあらかじめ前提された諸条件が再吟味される。その検討を通して現実の経済を一層よく理解するために役に立つということも、短期モデルが果たすもうひとつの役割である。

それに対してここで扱うような20年から30年も先のことまで取り扱う超長期モデルの役割としては、個々の予測数値の当り外れを問題にするわけにはゆかない。そうではなくて、社会保障の給付や負担の規模が経済成長や人口にどのような効果をもっているかを検討することが主要な役割であると思う。

21世紀の社会保障を考える場合に、国民所得の

伸び率などをあらかじめ想定し、その想定のもとで社会保障の給付や負担がどれくらいになるかを推計する方法がある。この方法だと社会保障の規模が国民所得の成長に反作用する側面が扱われないことになる。しかしそのところを検討しようとしたとき、超長期モデルの作成が必要になったわけである。

このようにわれわれの超長期モデルでは、社会保障と人口と経済成長の三者の相互依存関係を明示的に扱おうとするものである。ただ実際には人口は厚生省人口問題研究所の将来推計を外生的に与えているので、このモデルとしては人口の増減に対する社会保障や経済成長の影響を明示的に扱ってはいない。

II モデルの構成

1) 4つの部門

この超長期社会保障モデルは、まず数十本の方程式からなる単純な計量経済モデルを作成しこれを基本モデルと呼ぶことにする。基本モデルでは後に述べるように社会保障の扱い方が簡便であるが、最終テストの結果も良好といえるものであった。それに対して、基本モデルの一部を変更し将来の社会保障制度関連の諸計数を組み入れて計算できるようにしたものを拡張モデルと呼ぶことにし、将来推計はこの拡張モデルによって行うことにした。

さきに述べたように、社会保障と人口と経済成長の三者の相互依存関係を明示しようとするのであるから、基本モデルにおいても年金や医療など

社会保障は内生変数として扱うべきであることはいうまでもない。しかし今回の関数の計測期間内に年金制度の大きな改正が行われているので、そのような制度変更をうまく処理して最終テストをクリアするには一層複雑なモデルを必要とするように思われた。

基本モデルは大ざっぱに分けてみると経済部門、労働部門、政府部門、社会保障部門からなっている。経済部門は単純な供給モデルであり、また貯蓄＝投資を前提にしているのだから、基本的には生産関数と貯蓄関数が大きな問題となるが、他の部門との関係では、名目 GNP などを決定することが役割である。政府部門と社会保障部門は経済部門へそれぞれの貯蓄を与えるのが役割である。

しかし社会保障部門の貯蓄は、その収入（社会保険料、公的負担、積立金の運用収益など）と支出（公的年金、医療保険、労働保険などの給付）との差額であるから、経済・労働・政府などの各部門との関係がある。

2) 経済部門

まずはじめに前期末の資本ストックと労働部門で決定される今期の就業者数によって実質生産額を決めて、それに GNP デフレーターをかけて名目 GNP を得る。次に固定資本減耗を求め、また政府部門から与えられた税収額を用いて一定の方式で間接税マイナス補助金を求める。こうして国民所得を決める。

貯蓄は、定義式を貯蓄＝民間貯蓄＋政府貯蓄＋社会保障貯蓄としたが、経済部門では民間貯蓄を求める。民間貯蓄関数の説明変数として民間可処分所得を用いた。民間可処分所得は名目 GNP から民間以外（政府と社会保障と海外）の最終消費と貯蓄その他を差し引いて求める。

そして最後に固定資本形成と資本ストックを求める。ここでは基本的には総資本形成＝総貯蓄＋固定資本減耗が常に成立するものと前提した。そして、先の生産関数では民間資本ストックを説明変数にしているのだから、民間設備投資を求めなければならない。その際にここでは直接に民間設備投資関数を用いるのではなく、総固定資本形成から

民間住宅や在庫増加や公的部門（政府と社会保障）の固定資本形成などを差し引いた残余を民間設備投資額とした。これを民間設備投資デフレーターで実質化したものを期首の資本ストックに積み上げて、次期の資本ストックとする。

3) 労働部門

経済部門へ就業者数を与えるために、男女別年齢別に求めた推計式によって労働力（参加）率を決定し、外生的に与えられた人口に乗じてそれぞれの労働力人口を求める。その合計に全体の平均完全失業率を乗じて就業者の総数を得る。これは生産関数の説明変数となるものであるから、いわゆる労働の質を導入することがひとつの課題となる。そこで労働の質の指標として、男女別年齢別にみた「決まって支払われる現金給与額」（労働省「賃金構造基本統計調査」各年次）の相対的な格差を用いる。各年次の男子45～49歳の現金給与額を基準として男女別年齢別の質換算指数を求め、先の失業率を掛ける前の労働力人口に乗じて男女別年齢別の質換算労働力人口を得る。その後からその合計に全体の完全失業率を乗じて、質換算の就業者数とした。

労働力率関数の説明変数には、進学率や保育所定員などがあるがいずれも外生的に与えた。

4) 政府部門

国民経済計算体系では、一般政府には中央政府と地方政府と社会保障基金が含まれているが、このモデルでは、中央政府と地方政府を「政府部門」とし、社会保障基金は別に「社会保障部門」として独立させてある。

低所得者への社会手当の支給費用・生活保護費・公費負担医療の費用などは国や地方の政府部門の社会扶助金の一部として計上されている（国民経済計算では恩給も社会扶助金に含まれている）。これらは政府から家計への所得移転であり、受給した家計がその一部を普通の商品や非商品（公立学校の授業料支払いなど）を購入するために支出するので、最終的には家計最終消費や貯蓄として計上される。社会扶助金は社会保障部門で扱う。

5) 社会保障部門

国民経済計算では、社会保障基金は国の社会保障特別会計・共済組合・健康保険組合・厚生年金基金などで構成され、児童手当もここに含まれている。そして「政府から家計への移転」として社会保障給付（社会保障基金の給付）と社会扶助金その他が計上されている。また社会保障負担といえ、本人および雇主が負担する社会保険等の保険料である。

そこで社会保障部門の貯蓄は、年々の収入（社会保障負担と国庫負担と年金積立金の運用収益などの財産所得や民間移転の純受取など）から支出（年金・医療・失業給付などの給付と事務費など）を差し引いた残余である。この残余のなかには繰越金や積立金への繰入金などが含まれる。

なお健康保険組合や共済組合や基金などの業務上の支出の一部は社会保障基金の給付としては計上しないで、対家計民間非営利団体としての組合による支出として計上される。そこで国民経済計算では社会保障部門の収入の一部が民間部門へ経常移転されるとみなされる。基本モデルのなかで社会保障部門の民間移転等の純受取はこのような移転支払後の純受取が含まれている。

また基本モデルでは、社会扶助金を社会保障部門に含めてある。しかし社会保障給付はいわゆる社会保険給付などだけで定義し、これに社会扶助金を合算した給付総額を社会保障・扶助金給付と呼ぶことにする。

III 基本モデルの概要

〔注 関数の計測期間は昭和50（ただし例外では51, 52）年度から62年度まで、単位は10億円、10万人で、一人当りの場合には10万円である。バー付きは外生変数である。ダミー変数 Z_x は、昭和 x 年以降はゼロで、それ以前の期間は1の値（logの場合には、同じく1と2）をとる。〕

推計式の係数の下の（ ）内は t 値である。末尾の〔 〕内は昭和62年度の実績値である。〕

(経済部門)

$$\begin{aligned} \log(\text{質換算就業者1人当り実質国民総生産}) \\ = 2.09 + 0.45 \times \log(\text{民間資本ストック(前} \\ (14.3) (12.5) \\ \text{年)}/\text{質換算就業者数}) + 0.04 \times \log(\text{経過年} \\ (3.5) \\ \text{数}) \\ \bar{R}^2 = 0.99 \quad S = 0.01 \quad DW = 2.26 \\ [4.39] \end{aligned}$$

$$\text{国民総生産} = \text{実質国民総生産} \times \overline{\text{GNPデフレーター}}$$

$$\begin{aligned} \log(\text{民間設備投資デフレーター}) = 1.87 + 0.45 \\ (5.2) (5.3) \\ \times \log(\overline{\text{GNPデフレーター}}) + 0.13 \times \log(\text{輸} \\ (3.0) \\ \text{入デフレーター}) + 0.04 \times \log(\text{ダミー変数} \\ (2.4) \\ \overline{Z57}) \end{aligned}$$

$$\bar{R}^2 = 0.99 \quad S = 0.01 \quad DW = 1.65 \\ [4.53]$$

$$\text{固定資本減耗} = -2195 + 0.05 \times \text{民間設備投資デ} \\ (-2.7) (5.6)$$

$$\text{フレーター(前年)} \times \text{民間資本ストック(前} \\ (5.5) \\ \text{年}) + 0.08 \times \text{国民総生産}$$

$$\bar{R}^2 = 0.99 \quad S = 375.8 \quad DW = 1.70 \\ [49603.4]$$

$$\begin{aligned} \text{海外からのその他の経常移転} = \overline{\text{海外からのその} \\ \text{他の経常移転の対GNP比}} \times \text{国民総生産} \\ \text{輸出-輸入} = (\text{輸出}-\text{輸入}) \text{の対GNP比} \times \text{国民} \\ \text{総生産} \end{aligned}$$

$$\text{統計上の不突合} = \overline{\text{統計上の不突合の対GNP比}} \\ \times \text{国民総生産}$$

$$\begin{aligned} \text{民間可処分所得} = \text{国民総生産} - \text{固定資本減耗} - \\ \text{政府最終消費} - \text{政府貯蓄} - \text{社会保障最終消} \\ \text{費} - \text{社会保障貯蓄} - \text{海外からのその他の経} \\ \text{常移転} - \text{統計上の不突合} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{民間貯蓄率} = 28.0 - 1.34 \times \overline{\text{年金水準指数(前年)}} \\ (10.8) (-4.1) \\ + 0.54 \times \overline{\text{GNPデフレーター上昇率}} - \\ (2.8) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} 1.67 \times \overline{\text{ダミー変数} Z58} \\ (-3.1) \\ \bar{R}^2 = 0.99 \quad S = 0.44 \quad DW = 2.36 \\ [17.2] \end{aligned}$$

民間貯蓄 = 民間貯蓄率 × 民間可処分所得

総貯蓄 = 民間貯蓄 + 政府貯蓄 + 社会保障貯蓄

総固定資本形成 = 総貯蓄 + 固定資本減耗 + 海外からのその他の経常移転 + 統計上の不突合 - (輸出 - 輸入)

民間住宅投資率 = $6.37 + 0.21 \times (\text{民間貯蓄} / \text{国民総生産})$ (3.0) (2.3)

民間総生産(前年) = $0.41 \times \text{年金水準指数(前年)} - 1.44 \times \text{ダミー変数 Z61}$ (-3.6)

民間総生産(前年) = $0.41 \times \text{年金水準指数(前年)} - 1.44 \times \text{ダミー変数 Z61}$ (-5.7)

$\bar{R}^2 = 0.99$ $S = 0.21$ $DW = 2.22$

[5.9]

民間住宅投資 = 民間住宅投資率 × 国民総生産

在庫品増加 = 在庫品増加の対 GNP 比 × 国民総生産

民間設備投資 = 総固定資本形成 - 民間住宅投資 - 在庫品増加 - 一般政府(社会保障含む)固定資本形成

民間資本ストック = $(1 - \text{除却率}) \times \text{民間資本ストック(前年)} + \text{民間設備投資} / \text{民間設備投資デフレーター}$

国民所得 = 国民総生産 - 固定資本減耗 - 間接税補助金率 × 租税収入

年金水準指数 = 15歳以上非労働力人口 1 人当り年金保険給付 / 就業者 1 人当り国民総生産

(政府部門)

政府貯蓄 = 租税収入 - 政府最終消費 - 政府から民間への経常移転 - 社会扶助金 - 社会保障への政府移転

租税収入 = $-16782.88 + 0.25 \times \text{国民総生産}$ (-14.6) (58.2)

$\bar{R}^2 = 0.99$ $S = 962.3$ $DW = 1.24$

[74804.7]

政府最終消費 = $1031.16 + 0.09 \times \text{国民総生産}$ (1.9) (43.6)

$\bar{R}^2 = 0.99$ $S = 464.6$ $DW = 0.93$

[32426.8]

政府から民間への経常移転 = $-11389.92 + 0.08 \times \text{国民総生産} + 2101.57 \times \text{ダミー変数 Z61}$ (-8.4) (21.8)

$\bar{R}^2 = 0.99$ $S = 464.6$ $DW = 0.93$

[32426.8]

$\bar{R}^2 = 0.99$ $S = 645.6$ $DW = 1.84$

[16126.0]

一般政府(社会保障を含む)固定資本形成 = $\frac{\text{一般政府固定資本形成の対 GNP 比} \times \text{国民総生産}}$

(社会保障部門)

社会保障貯蓄 = 社会保障負担 + 社会保障への政府移転 + 社会保障への民間移転等 - 社会保障給付 - 社会保障最終消費

社会保障負担率 = $2.20 + 0.65 \times (\text{社会保障給付} / \text{国民総生産})$ (10.4) (25.7)

国民総生産)

$\bar{R}^2 = 0.99$ $S = 0.11$ $DW = 2.39$

[8.58]

社会保障負担 = 社会保障負担率 × 国民総生産

社会保障への政府移転 = $255.4 + 0.26 \times \text{社会保障給付}$ (2.1) (50.2)

障給付

$\bar{R}^2 = 0.99$ $S = 148.7$ $DW = 1.49$

[9237.5]

社会保障への民間移転等 = $-289.8 + 0.08 \times \text{社会保障積立金(前年)}$ (-2.7) (41.0)

会保障積立金(前年)

$\bar{R}^2 = 0.99$ $S = 162.3$ $DW = 0.81$

[7093.2]

社会保障最終消費 = $36.9 + 0.02 \times \text{社会保障給付}$ (1.3) (14.6)

$\bar{R}^2 = 0.99$ $S = 34.2$ $DW = 0.61$

[625.2]

社会保障積立金 = 社会保障貯蓄 + 社会保障積立金(前年)

社会保障給付 = 年金給付 + 医療保険給付 + 労働保険給付

15歳以上非労働力人口 1 人当り年金給付 = $-9.64 + 0.3 \times \text{就業者 1 人当り賃金俸給}$ (-4.8) (47.1)

$+ 10.4 \times \text{非労働力人口} / \text{就業者数}$ (3.0)

$\bar{R}^2 = 0.99$ $S = 0.99$ $DW = 1.50$

[4.78]

年金給付 = 非労働力人口 1 人当り年金給付 × 非労働力人口

全人口の一般診療医療費 = 0~14歳一般診療医療費 + 15~44歳一般診療医療費 + 45~64歳一般診療医療費 + 65歳以上入院の一般診療医療費 + 65歳以上入院外の一般診療医療費
 医療保険給付 = $-1637 + 1.06 \times \overline{\text{全人口の一般診療医療費}}$
 (-9.7) (73.8)

療医療費

$$\bar{R}^2 = 0.99 \quad S = 133.5 \quad DW = 1.97$$

[15072.2]

全人口の一般診療医療費 = 0~14歳一般診療医療費 + 15~44歳一般診療医療費 + 45~64歳一般診療医療費 + 65歳以上入院の一般診療医療費 + 65歳以上入院外の一般診療医療費
 0~14歳一般診療医療費 = $232.85 + 0.006 \times \overline{\text{就業者1人当り国民総生産(前年)}}$
 (3.8) (12.7)

業者1人当り国民総生産(前年) × $\overline{0 \sim 14 \text{歳人口}}$

$$\bar{R}^2 = 0.99 \quad S = 27.3 \quad DW = 1.46$$

[1168.3]

15~44歳一般診療医療費 = $1674.2 + 0.006 \times \overline{\text{就業者1人当り国民総生産(前年)}}$
 (13.1) (11.1)

業者1人当り国民総生産(前年) × $\overline{15 \sim 44 \text{歳人口}}$

$$\bar{R}^2 = 0.99 \quad S = 72.1 \quad DW = 1.34$$

[3378.6]

45~64歳一般診療医療費 = $335.63 \times 0.028 \times \overline{\text{就業者1人当り国民総生産(前年)}}$
 (4.1) (40.1)

業者1人当り国民総生産(前年) × $\overline{45 \sim 64 \text{歳人口}}$

$$\bar{R}^2 = 0.99 \quad S = 68.1 \quad DW = 0.95$$

[5080.6]

65歳以上入院の一般診療医療費 = $-769 + 0.058 \times \overline{\text{就業者1人当り国民総生産(前年)}}$
 (-17.7) (69.2)

業者1人当り国民総生産(前年) × $\overline{65 \text{歳以上人口}}$

$$\bar{R}^2 = 0.99 \quad S = 33.0 \quad DW = 2.21$$

[3315.2]

65歳以上入院外の一般診療医療費 = $80 + 0.032 \times \overline{\text{就業者1人当り国民総生産(前年)}}$
 (3.3) (70.0)

業者1人当り国民総生産(前年) × $\overline{65 \text{歳以上人口}}$

$$\bar{R}^2 = 0.99 \quad S = 18.2 \quad DW = 1.97$$

[2392.8]

就業者1人当り労働保険給付 = $-0.12 + 0.01 \times \overline{\text{就業者1人当り国民所得}}$
 (-4.1) (18.0)

業者1人当り国民所得 + $0.07 \times \overline{\text{ダミー変数}}$
 (6.9)

数 Z 59

$$\bar{R}^2 = 0.99 \quad S = 0.01 \quad DW = 1.39$$

[0.38]

労働保険給付 = 就業者1人当り労働保険給付 × 就業者数

社会扶助金率 = $0.008 + 0.11 \times \overline{\text{社会保障給付}} / \overline{\text{国民総生産}}$
 (2.8) (3.5)

業者1人当り国民総生産 + $0.004 \times \overline{\text{ダミー変数}}$
 (5.6)

$$\bar{R}^2 = 0.99 \quad S = 0.001 \quad DW = 0.89$$

[0.02]

社会扶助金 = 社会扶助金率 × 国民総生産

(労働力部門)

全平均失業率 = $3.46 - 0.23 \times \overline{\text{実質国民総生産}}$
 (13.6) (-3.8)

対前年増加率(前年) + $0.24 \times \overline{\text{労働力人口}}$
 (2.3)

対前年増加率(前年) - $0.42 \times \overline{\text{ダミー変数}}$
 (-3.7)

$\bar{60}$

$$\bar{R}^2 = 0.99 \quad S = 0.17 \quad DW = 2.18$$

[2.8]

就業者1人当り賃金俸給 = 被用者1人当り賃金俸給 × 被用者数 / 就業者数

被用者1人当り賃金俸給 = $4.19 - 0.71 \times \overline{\text{就業者1人当り国民所得}}$
 (8.5) (-53.2)

業者1人当り国民所得

$$\bar{R}^2 = 0.99 \quad S = 0.33 \quad DW = 1.31$$

[62.6]

被用者数 = 被用者割合 × 就業者数

被用者割合 = $0.85 - 1.26 \times \overline{\text{農業就業者割合}}$
 (81.4) (-11.6)

$$\bar{R}^2 = 0.99 \quad S = 0.005 \quad DW = 0.99$$

[0.75]

農業就業者割合 = $0.14 - 0.80 \times \overline{\text{年金水準指数}}$
 (32.3) (-11.3)

(前年)

$$\bar{R}^2 = 0.99 \quad S = 0.004 \quad DW = 1.77$$

[0.08]

(男子労働力率)

$$15\sim 19\text{歳労働力率} = 111.41 - 1.01 \times \overline{\text{男子の高校進学率}}$$

(5.6) (-4.7)

$\overline{\text{進学率}}$

$$\bar{R}^2 = 0.99 \quad S = 0.47 \quad DW = 1.11$$

[17.4]

$$20\sim 24\text{歳労働力率} = 101.34 - 3.75 \times \overline{\text{全平均失業率(前年)}}$$

(26.3) (-6.8)

$$\overline{\text{率(前年)}} - 0.70 \times \overline{\text{男子の大学短大進学率(4年前)}}$$

(-6.3)

(4年前)

$$\bar{R}^2 = 0.99 \quad S = 0.72 \quad DW = 1.45$$

[71.2]

$$25\sim 29\text{歳労働力率} = 98.94 - 1.12 \times \overline{\text{全平均失業率(前年)}}$$

(182.5) (-4.7)

$\overline{\text{率(前年)}}$

$$\bar{R}^2 = 0.99 \quad S = 0.31 \quad DW = 1.32$$

[96.0]

$$30\sim 34\text{歳労働力率} = 99.75 - 0.98 \times \overline{\text{全平均失業率(前年)}}$$

(298.3) (-6.7)

$\overline{\text{率(前年)}}$

$$\bar{R}^2 = 0.99 \quad S = 0.19 \quad DW = 1.61$$

[96.9]

$$35\sim 39\text{歳労働力率} = 98.77 - 0.45 \times \overline{\text{全平均失業率(前年)}}$$

(284.0) (-2.9)

$\overline{\text{率(前年)}}$

$$\bar{R}^2 = 0.99 \quad S = 0.20 \quad DW = 1.60$$

[97.4]

$$40\sim 44\text{歳労働力率} = 94.14 + 0.04 \times \overline{\text{男子60}\sim 64\text{歳労働力率(前年)}}$$

(71.3) (2.6)

$\overline{\text{歳労働力率(前年)}}$

$$\bar{R}^2 = 0.99 \quad S = 0.16 \quad DW = 1.45$$

[97.4]

$$45\sim 49\text{歳労働力率} = 96.84 + 0.07 \times \overline{\text{全平均失業率(前年)}}$$

(250.9) (0.4)

$\overline{\text{率(前年)}}$

$$\bar{R}^2 = 0.99 \quad S = 0.22 \quad DW = 1.55$$

[97.2]

$$50\sim 54\text{歳労働力率} = 97.58 - 0.79 \times \overline{\text{全平均失業率(前年)}}$$

(214.9) (-3.9)

$\overline{\text{率(前年)}}$

$$\bar{R}^2 = 0.99 \quad S = 0.26 \quad DW = 1.58$$

[95.6]

$$55\sim 59\text{歳労働力率} = 83.60 + 0.10 \times \overline{\text{男子60}\sim 64\text{歳労働力率(前年)}}$$

(27.8) (2.5)

歳労働力率

$$\bar{R}^2 = 0.99 \quad S = 0.38 \quad DW = 1.56$$

[91.1]

$$60\sim 64\text{歳労働力率} = 85.70 - 168.74 \times \overline{\text{年金水準指数(前年)}}$$

(113.7) (-13.8)

$\overline{\text{指数(前年)}}$

$$\bar{R}^2 = 0.99 \quad S = 0.63 \quad DW = 0.56$$

[71.6]

$$65\sim 69\text{歳労働力率} = 67.24 - 158.49 \times \overline{\text{年金水準指数(前年)}}$$

(65.0) (-9.4)

$\overline{\text{指数(前年)}}$

$$\bar{R}^2 = 0.99 \quad S = 0.87 \quad DW = 0.66$$

[54.0]

$$70\text{歳以上労働力率} = 33.02 - 82.67 \times \overline{\text{年金水準指数(前年)}}$$

(73.7) (-11.4)

$\overline{\text{数(前年)}}$

$$\bar{R}^2 = 0.99 \quad S = 0.38 \quad DW = 0.79$$

[26.0]

(女子労働力率)

$$15\sim 19\text{歳労働力率} = 53.32 + 0.31 \times \overline{\text{男子60}\sim 64\text{歳労働力率(前年)}}$$

(1.8) (4.2)

$$\overline{\text{歳労働力率}} - 0.62 \times \overline{\text{女子の高校進学率}}$$

(-2.2)

$$\bar{R}^2 = 0.99 \quad S = 0.58 \quad DW = 2.19$$

[16.6]

$$20\sim 24\text{歳労働力率} = 46.37 - 0.46 \times \overline{\text{女子の大学短大進学率(6年前)}}$$

(33.4) (-3.8)

$$+ 2.47 \times \overline{\text{保育所利用率}}$$

(8.2)

$$\bar{R}^2 = 0.99 \quad S = 0.44 \quad DW = 1.90$$

[73.6]

$$25\sim 29\text{歳労働力率} = -44.97 + 2.48 \times \overline{\text{保育所利用率(前年)}}$$

(-7.5) (32.1)

$$+ 0.83 \times \overline{\text{女子20}\sim 24\text{歳労働力率}}$$

(10.1)

$$\bar{R}^2 = 0.99 \quad S = 0.46 \quad DW = 1.80$$

[57.2]

$$30\sim 34\text{歳労働力率} = 28.91 + 1.26 \times \overline{\text{保育所利用率(前年)}}$$

(28.3) (19.3)

$\overline{\text{率}}$

$$\bar{R}^2 = 0.99 \quad S = 0.40 \quad DW = 1.18$$

[50.9]

$$35\sim 39\text{歳労働力率} = 57.16 + 1.04 \times \overline{\text{保育所利用率(前年)}}$$

(7.7) (8.7)

$$- 0.20 \times \overline{\text{男子60}\sim 64\text{歳労働力率}}$$

(-2.6)

$$\bar{R}^2=0.99 \quad S=0.34 \quad DW=1.69$$

[61.3]

$$40\sim44\text{歳労働力率}=65.16-0.48\times\text{男子}60\sim64 \\ (5.2) (-5.1)$$

$$\text{歳労働力率}+0.75\times\text{女子}30\sim34\text{歳労働力率} \\ (6.5)$$

$$\bar{R}^2=0.99 \quad S=0.38 \quad DW=2.11$$

[68.3]

$$45\sim49\text{歳労働力率}=131.43-0.86\times\text{男子}60\sim64 \\ (28.8) (-14.5)$$

歳労働力率(前年)

$$\bar{R}^2=0.99 \quad S=0.55 \quad DW=0.90$$

[68.6]

$$50\sim54\text{歳労働力率}=99.84-0.52\times\text{男子}60\sim64 \\ (42.0) (-16.9)$$

歳労働力率(前年)

$$\bar{R}^2=0.99 \quad S=0.29 \quad DW=1.43$$

[62.2]

$$55\sim59\text{歳労働力率}=49.62+15.84\times\text{年金水準指} \\ (105.0) (2.1)$$

数(前年)

$$\bar{R}^2=0.99 \quad S=0.40 \quad DW=1.48$$

[50.8]

$$60\sim64\text{歳労働力率}=35.66+0.18\times\text{保育所利用} \\ (43.3) (3.4)$$

率

$$\bar{R}^2=0.99 \quad S=0.32 \quad DW=1.76$$

[38.5]

$$65\sim69\text{歳労働力率}=23.88+39.02\times\text{年金水準指} \\ (50.2) (5.0)$$

数(前年)

$$\bar{R}^2=0.99 \quad S=0.40 \quad DW=0.87$$

[26.5]

$$70\text{歳以上労働力率}=8.60+19.90\times\text{年金水準指} \\ (44.8) (6.4)$$

数(前年)

$$\bar{R}^2=0.99 \quad S=0.16 \quad DW=1.21$$

[10.2]

$$\text{労働力人口}=\sum\text{男女別年齢別労働力率}\times\text{男女別} \\ \text{年齢別人口}$$

$$\text{質換算労働力人口}=\sum\text{男女別年齢別労働力人口} \\ \times\text{男女別年齢別現金給与格差}$$

$$\text{就業者数}=\text{労働力人口}\times\text{全平均失業率}$$

$$\text{質換算就業者数}=\text{質換算労働力人口}\times\text{全平均失}$$

業率

$$\text{保育所利用率}=(\text{保育所定員}/(\text{0}\sim\text{4歳人口}+ \\ \text{5}\sim\text{9歳人口}\times\text{0.4}))\times\text{100}$$

1) 生産関数

われわれの生産関数は、すでに述べたように実質 GNP を就業者 1 人当りの民間資本ストックと経過年数で説明しようという関数である。採用したのは推計期間が昭和50年から62年のものであるが、参考までに、昭和41年から62年までの推計の結果はつぎの通りであった。

$$\log(\text{質換算就業者 1 人当り実質 GNP})=1.58 \\ (12.2)$$

$$+0.52\times\log(\text{民間資本ストック(前年)}/\text{質} \\ (14.1)$$

$$\text{換算就業者数})+0.05\times\log(\text{経過年数})+0.1 \\ (2.6) (6.9)$$

$$\times\text{ダミー変数}Z49$$

$$\bar{R}^2=0.99 \quad S=0.02 \quad DW=1.51$$

また資本ストックに公的資本も含めて昭和50年から62年まで推計した場合には、

$$\log(\text{質換算就業者 1 人当り実質 GNP})=1.68 \\ (10.2)$$

$$+0.51\times\log(\text{民間資本ストック(前年)}/\text{質} \\ (13.6)$$

$$\text{換算就業者数})+0.03\times\log(\text{経過年数}) \\ (2.6)$$

$$\bar{R}^2=0.99 \quad S=0.01 \quad DW=2.31$$

この式は採用したものと比べてややフィットが劣ることと公的資本ストックの推計が難しいこともあって扱いにくい式である。

2) 民間貯蓄率関数

採用した推計式はつぎのものであった。年金水準指数は後述する。

$$\text{民間貯蓄/名目 GNP}=28.00-1.3\times(\text{年金水準} \\ (10.8) (-4.1)$$

$$\text{指数})+0.54\times(\text{GNP デフレーター増加率}) \\ (2.8)$$

$$-1.67\times(\text{ダミー変数}Z58) \\ (-3.1)$$

$$\bar{R}^2=0.99 \quad S=0.44 \quad DW=2.4$$

この推計式の場合の貯蓄と年金の関係は、いちおう反比例の関係であるが、用いられた指数を考

えると単純に年金の増加が貯蓄を減らすということとはできない。

別の推計式の例としてはつぎのようなものもあるが、フィットが劣るのでモデルには採用しなかった。

$$\begin{aligned} \text{民間貯蓄/名目 GNP} = & 14.17 - 1.72 \frac{(\text{年金水準指数})}{(2.8)} - 5.3 \frac{(\text{ダミー変数 } Z57)}{(2.5)} \\ & + 6.26 \times (\text{全平均失業率}) + 2.79 \times (\text{ダミー変数 } Z57) \\ \bar{R}^2 = & 0.99 \quad S = 0.60 \quad DW = 1.7 \end{aligned}$$

3) 固定資本減耗関数

固定資本減耗については、現在使用されている機械設備の経過年数や資本ストックの大きさが有力な説明変数になると思われる。しかし民間資本ストックはともかくとして、将来推計の段階で公的資本のストックと固定資本減耗そのものの扱いが未決定であることなどもあって、ストックとしては民間資本分だけとし、あとはやむを得ず名目GNPを説明変数に追加することによっておぎなおうとしたものである。

4) 民間設備投資デフレーター関数

これは年々の設備投資の額を1980年を基準にした実質値になおすために用いるものである。これを内生化するには複雑な要因を導入することが必要であるが、ここでは単純に、GNPデフレーターと「財貨・サービスの輸入と海外への要素所得」デフレーターを用いた。1987年の「財貨・サービスの輸入」デフレーターは58.3で、「海外への要素所得」デフレーターは110.4で、両者をあわせたものは63.9であったが、前者だけでは変化があまりにも急激すぎるように思われたので、われわれはこの63.9の系列のデフレーターを採用した。

5) 民間住宅投資関数

今回、採用したのはGNPをベースにした民間貯蓄率と年金水準指数（いずれも1年のラグつき）とダミー変数を説明変数に採用したものである。

ここでも年金水準指数が説明変数に用いられるが、これは何か理論的な根拠があつてのことではなく、他のどの変数よりもフィットが向上したからにすぎない。

6) 労働力率関数

男女別年齢階級別に労働力率を求めてみると、20歳前後の男女若年層の推計が難しかった。それでも男子、女子共に進学率が有力な説明変数で、とくにラグをつけることが有効であった。多くの年齢層では、前年の失業率や年金水準指数や保育所利用率などさまざまな要因と強い関連をもっていることが分かった。しかしここではわずかな計測期間しか扱っていないので、最もフィットのよい2、3個の変数を説明変数とした式を選ぶことにした。

男子の大半には前年の全平均失業率が一応有効であったが、その符号は必ずしも同一ではなかった。つまり45～49歳層では符号がプラスで、これは前年の失業率が大きければ今年の労働力率が大きくなることを示し、そのほかでは符号がマイナスで逆の関係があつた。これは労働市場の需給動向が中年男子の転職や移動を控えさせることとも関係しよう。高齢層では前年の年金水準指数がとくに有効で、符号はマイナスだから年金水準が向上するほど労働力率が低下することを意味している。

それに対して女子ではやはり高齢層で年金水準が有効であったが符号は男子とは逆にプラスであった。これは今の高齢女子にはあまり年金受給者がいないことと額も低いために、自分の収入を増やすために労働参加することが増えてきたことの表れとも解されるが、実際には農業における中高齢女子の就労の増加・継続の表れであろう。

また20～30歳前後の女子では保育所利用率が有効な説明変数であつて符号もプラスであったが、ここでの保育所利用率は0～6歳人口に対する保育所定員の割合である。つぎに女子の30歳後半から50歳前半では男子の60～64歳の労働力率が強い説明力をもっていた。符号がマイナスであることを考えると中年主婦層と高齢男子層が労働市場で競合していることを表しているといえよう。

2) 失業率関数

最も素朴な考え方で、経済成長率と15歳以上の労働力人口の増加率を説明変数に使ってみたところ次の(1式)のような結果を得た。

(1式)

$$\begin{aligned} \text{全平均失業率} = & 3.46 - 0.23 \times \text{実質 GNP 成長率} \\ & (13.6) (-3.8) \\ & + 0.24 \times \text{労働力人口の対前年増加率} \\ & (2.3) \\ & - 0.42 \times \text{ダミー変数 Z60} \\ & (-3.7) \end{aligned}$$

$$\bar{R}^2 = 0.99 \quad S = 0.17 \quad DW = 2.2$$

当初はこの式は労働需要を増加させる経済成長と、労働供給を増加させる労働力人口の符号が理論的予想と一致するうまい式であると思われたが、他の式をいろいろテストしてみると必ずしもフィットがよいわけではなく、また符号も別の解釈のあり得ることが分かった。次にいくつかを紹介しておこう。

(2式)

$$\begin{aligned} \text{全平均失業率} = & 2.11 + 0.08 \times \text{年金水準指数 (前} \\ & (8.0) (2.2) \\ & \text{年)} - 0.38 \times \text{ダミー変数 Z57} \\ & (-3.6) \end{aligned}$$

$$\bar{R}^2 = 0.99 \quad S = 0.09 \quad DW = 2.3$$

この式の場合に年金水準が向上すると就労したいけれどもできない人が増える、ということになり、年金制度の充実が引退を促すという仮説と矛盾するように見える。しかし年金水準の向上のための直接的・間接的なコストが経済にマイナスの効果とみれば先の仮説と矛盾するというよりも、別の問題を示唆しているといえる。

(3式)

$$\begin{aligned} \text{全平均失業率} = & 3.06 + 0.018 \times \\ & (19.0) (2.1) \\ & \frac{\text{実質 GNP の成長率}}{\text{労働力人口の対前年増加率}} (\text{前年}) - 10.8 \times \\ & (-2.6) \\ & \text{実質 GNP 成長率 (前年)} - 0.46 \times \text{ダミー変} \\ & (-6.3) \\ & \text{数 Z58} \end{aligned}$$

$$\bar{R}^2 = 0.99 \quad S = 0.11 \quad DW = 2.8$$

この場合に第2項は労働供給の増加率よりも経済成長率の方が大きいほど失業率が大きくなると

いうようにとれるが、第3項の実質 GNP 成長率(実数)は符号がマイナスで、どうも整合的な説明が難しいように思える。

(4式)

$$\text{全平均失業率} = 2.49 - 0.93 \times \text{年金水準指数の対} \\ (29.4) (-1.7)$$

$$\text{前年増加率 (前年)} + 0.06 \times \\ (2.9)$$

$$\frac{\text{実質 GNP の成長率}}{\text{労働力人口の対前年増加率}} (\text{前年}) - 0.55 \times \\ (-9.2)$$

$$\text{ダミー変数 Z57}$$

$$\bar{R}^2 = 0.99 \quad S = 0.08 \quad DW = 2.7$$

以上のように、ここで取り上げたような説明変数に限っていうとなかなか決め手が見つからないが、将来推計に用いることを考えると精度が相当よいものが求められる。第2式は、第2項が大であるほど労働参加の意欲を高めるけれども労働市場のミスマッチのために失業率を高める傾向があることを示していると解しておく。それに対して第3式は年金の教育効果が中年の就労意欲を高める一方、いまだに高齢者の部分就労が普及できずに、やはり労働市場にミスマッチがあることの表れと解しておく。ところが将来推計の場合には、労働力人口の増加率がやがてマイナスになっていくので第3式を用いることが難しくなった。また第2式の場合に、年金水準指数が上昇してゆくと失業率が一方的に増加するというのも無理があり、結局、第1式によって将来推計をすることになった。

8) 賃金俸給関数

社会保障による年金給付額を決定するために、被用者の賃金俸給を説明変数に用いた。そこで、それを得るために順を追って説明してみよう。

まず総務庁「労働力調査」を用いて、就業者のうちの農業就業者割合を求める。この農業就業者割合を説明変数にして、全就業者中の被用者の割合を求める関数を計測し、それを用いて被用者数を得る。

つぎに就業者1人当り国民所得を説明変数にして、被用者1人当りの賃金俸給を推計する。これに先の被用者数を乗ずれば賃金俸給の総額を得る

ことができる。

このように考えたのであるが、将来推計を行うことを前提としているのであるから、まず前段の被用者数を得るには産業構造の変化を反映した方法が求められた。そこではじめに農業就業者割合を用いることにしたがその理由は、将来推計を行うときに21世紀の日本でもやがて農業就業者の割合がイギリスのように3%前後まで減少するのではないか、という予想を利用できるからである。したがって農業就業者割合関数はいつごろ3%に達するかのめどをつけるのがその役割である。

それに対して後段は、年金給付総額が増大するといったときに、その中身は老齢年金でしかも将来は被用者年金の受給者割合が増大し、さらに勤労世代（その大半は被用者）の可処分所得との均衡が問題とされていることなどにリンクした推計方法が必要であると考えたわけである。そこで賃金俸給（国民経済計算の国民所得の雇用者所得のうちの賃金俸給で、雇主の社会保障等負担を含まないもの）の推計をすることにしたのである。

9) 年金給付関数

就業者1人当たり賃金俸給と就業者数に対する15歳以上非労働力人口の割合を説明変数にして、非労働力人口1人当たり年金給付額を推計する。それに非労働力人口を掛けて年金給付総額を得るという方法を採用した。

ここでの年金給付のデータは、国民経済計算の社会保障給付から推計したものをを用いているので、老齢・障害・遺族年金などの区別はない。そのためいささか単純なものになってしまった。しかし15歳以上非労働力人口といえば、若年割合は減少し、高齢者割合が増加しながら実数が増加するのであるから必ずしも不適切とはいえない。また両方の説明変数が分母に就業者数をもっているのも、就業者数の増加状況が年金給付の重要な制約条件であることを考えればこれも取り入れるべき要因ではある。そうはいつても素朴すぎるので、もっと工夫の余地が残されていることはいままでもない。

10) 医療保険給付関数

医療給付を推計するにはまず、前年の就業者1人当りの名目GNPと年齢階級別人口を用いて、「国民医療費」の年齢階級別の一般診療費を推計する。この場合に就業者1人当たり名目GNPはいわば医療の供給コストの代理であり、年齢階級別人口は医療需要の代理であると見なすことができる。そして一般診療費の推計に説明変数として両者を用いようとすれば、別々では駄目で両者の積でなければよい結果は得られないことが分かった。また医療費といえば一般診療費の他に歯科や薬剤もまた含まれるが、この段階ではそれらは含んでいない。

いずれにせよこれらの一般診療費を全人口について合計したものが一般診療費の推計値となる。これを説明変数として国民経済計算の社会保障給付から推計した医療保険給付費（老人保健法の医療の給付を含む）を推計しようという方法である。この医療保険給付費には歯科や薬剤も含まれているから、基本モデルの推計式でも、説明変数（一般診療費合計）の係数は1よりも大となる。

11) 労働保険給付関数

これは雇用保険や労災保険などの給付を推計するもので、基本モデルでは就業者1人当りの労働保険給付（さきと同様に国民経済計算の社会保障給付から推計した）を、就業者1人当りの国民所得によって説明しようとしている。なおここには児童手当も含まれている。

12) 社会扶助金関数

ここでの社会扶助金は中央政府と地方政府の社会扶助金（国民経済計算）の合計であって、対家計民間非営利団体のもは含んでいない。基本モデルが採用した推計方法としては、名目GNPに対する社会保障給付額の比率によって、社会扶助金の比率を説明しようというものである。

13) 社会保障負担関数

これは社会保険の保険料の拠出（国民経済計算の社会保障負担）を推計するものであり、基本モ

デルでは負担の総額を推計することにした。そのために名目 GNP に対する社会保障負担総額の比率を、同じく社会保障給付費の比率で説明する方法をとった。

14) 政府移転関数

これは政府（国や地方自治体）が、年金・医療・労働などの給付を行う社会保障基金に対して行う経常移転（国民経済計算）の純支払総額である。基本モデルの推計では社会保障給付総額を用いた。

15) 民間移転等関数

ここでは社会保障基金の経常収支のうち、最終消費・給付・社会保障負担・国庫負担以外のものの純受取で、財産所得受取などが中心である。基本モデルでは、国民経済計算の社会保障基金の金融資産・負債の差額（年金等の積立金など）を用いて推計した。

17) 年金水準指数

基本モデルで用いた説明変数のうちで、年金水準指数という変数が有効な説明力を示していたが、これはつぎのように定義されている。

年金水準指数

$$= \frac{\text{年金給付額} / \text{15歳以上非労働力人口}}{\text{名目GNP} / \text{就業者数}}$$

この実数は昭和58年まで緩やかに上昇し、59年は横ばい、60年に若干伸びて、61年、62年と再び横ばいとなっている。このような変化は必ずしも名目 GNP の変化とも一致していない。しかし計測期間の最後の3分の1の時期に、それまでの緩やかな上昇が横ばいになってくるといふ変化そのものが、年金や GNP という要素とは別に、ひとつの指数の働きをしていて、それが説明力を発揮したものと思われる。

IV モデルの検討

1) ファイナルテスト

基本モデルに外生変数と最初の年の先決内生変

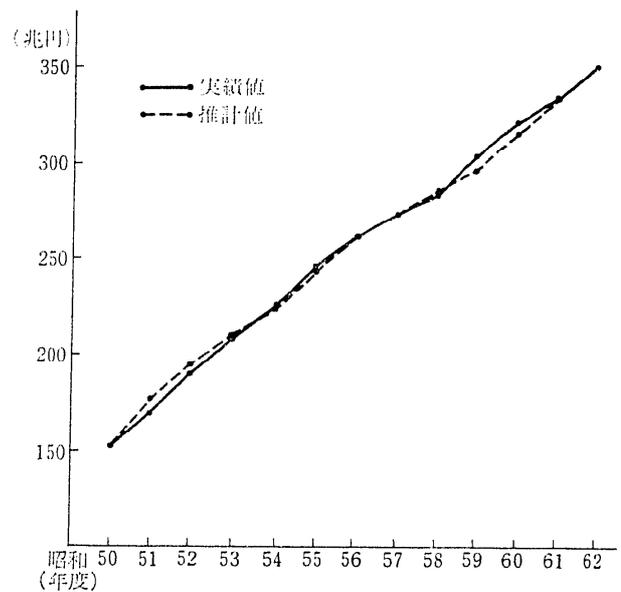


図1 最終テストの結果（実質 GNP）

数だけを与えて計算を行い、モデルによって得られた内生変数の推計値と実績値とを比較してみた。そのうち図1には名目 GNP の推計値と実績値を示した。このグラフでは昭和51年、52年が1~2%前後高めで、59年、60年は逆に1~2%前後低めに出ている。これは失業率関数は第1式を使用した場合であるが、ほかの失業率関数を用いた場合にも実績値との当てはまりと乖離はほぼ似通ったものであった。

たしかに名目 GNP の推計値の当てはまりぐあいは簡単なモデルとしては許容できる範囲ではないかと思われる。しかしそのほかの内生変数の推計値についてはさらに改善を要するものもいくつか残っている。ここでの計測期間中に、たとえば民間最終消費支出の伸び率は昭和54年度までは毎年10%以上の伸びを示していたが55年以降はひとけたで、60年代は3、4%で推移している。このような変化を基本モデルになんとか反映させたくて、いくつかのダミー変数をおよそ理論とは無関係に導入してしまったが、その結果として個々の計測式のあてはまりは少ない説明変数にしては良好なものになった。そのせいか全体としては多くの誤差が互いに相殺し合いつつまあわせになって GNP の推計値はよくなった、と考えておきたい。

2) 外生変数

GNP デフレーターや公的資本形成や海外経常余剰など経済的に重要な変数が、基本モデルでは外生変数として扱われている。また生産関数でも説明変数にただ経過年数を導入しただけで、技術革新や経済のサービス化をはじめとした産業構造の変化などを、全く扱おうとしないのではとうてい将来予測には使えない、といわれるかもしれない。

けれども、この基本モデルでは人口高齢化の進行や社会保障の給付や負担の増加が生じてもこれらの外生変数には大幅な変化は起こらないであろうという前提で将来予測をしようとしている。その理由はこうである。仮にそれらを内生化したとしてもシミュレーションによって大幅な変化が生じると予想された場合に、そのような状況での社会保障の将来推計がはたして議論の対象として受け入れられるだろうか、むしろそれは社会保障の将来推計以前の社会経済の状態に対する判断として議論されるのではないだろうか。これは家族の同居や寝たきりなどの見通しなどについても同様で、これからますます別居や寝たきりの高齢者が増加するのはまちがいないが、同時にいつまでもそれらが増加し続けるわけではなく、やがてピークを迎えると考えてもよさそうである。いつかは基本モデルがこれらの変数を内生化するかもしれないが、これらの変数の推計値が現在の予想とかけ離れた値になった場合には、在宅サービスの議論を行う前に現在の予想と大幅に違った未来社会の家族やサービス利用そのものの議論が必要となる。このようなわけで、いずれの内生化したモデルでも重要なことは認めるけれども、内生化したモデルでないからといって将来予測には使えないといいきることはできないと思う（基本モデルで内生化したのは製作者の能力と予算の制約があるからである）。

では農業従事者の推計はどうか。これだって将来の日本農業のあり方について議論の分かれるところであり、そう簡単に3%だの4%だというのは無責任であろう。これはまず、社会保障の経済モデルに農業従事者という変数を入れるかどうか

が問題にされるべきであろう。基本モデルではむしろ将来の年金問題を検討するためには被用者数や被保険者数がどうしても必要であるという認識であるので、この変数を明示的に扱おうとしていて、その必要性からひとつの方法として農業従事者を導入したのである。だから別のやり方（たとえば過去の減少傾向を引き延ばすとかサービス業の拡大の方を工夫するとか）でもよかったが、西欧にひとつの目安が求められると思いこのようなモデルにしたのである。

3) 社会保障の扱い方

基本モデルでは社会保障基金の最終消費や給付や負担を簡単に扱っているが、経済モデルとしては最終的には社会保障貯蓄を得ること、負担を決定して民間可処分所得に影響を与えることができるようになっていけばよい。このように割り切るのはあとで行うシミュレーションでは、負担と年金給付などに別の新しい関数を用いることになっているからである。

もっと別のところに問題がある。たとえば年金給付の増大が介護サービスをはじめとした高齢者のためのサービス労働に対する需要を増加させるかどうか、それがこのモデルでは分からない。この問題はじつは一般的な高齢者の生活の消費需要の増加と、そのなかでの公的な社会福祉サービス供給の役割を基本モデルがどのように扱うかという問題とも関連する。このモデルでは労働参加の問題でも、労働需要がどう変化するか供給がどうなるかというような需要と供給の両面を明示的に扱ってはいない。そしていわゆるシルバーサービスとか介護サービスなどの需要についても全くふれていない。年金の扱いも負担の増加が貯蓄に与える影響という面と、高齢者の労働力に及ぼす影響からおもに検討されるに留まっている。

もちろん現在ではまだシルバーサービスなどは大きな市場とはなっていないので、推計といっても何を推計すべきかが明らかではなく、場合によっては財政規模の換算によって公的な供給を与えてその残余を民間でまかなうとすればどれくらいが見込めるかというようなものもありうる。

これは技術的には、家族のデータと国民経済計算のデータと社会福祉関連のデータとをどのように整合的に整理できるか、とくに家族機能を外部にどう委託するかのモデル化や、社会福祉サービスの民間への委託や措置委託という制度的な「取引」関係をどうモデル化するかという課題にゆきつくと思われる。いずれにしても急がねばならない研究課題ではある。

V シミュレーション

1) 基本モデルの拡充

今回の試験的なシミュレーションを行うために、社会保障の変数を社会保障制度に則って細分化した（詳しくは別稿を参照されたい）ので、それにとまって基本モデルも拡充した。また社会保障給付の定義であるが、基本モデルでは国民経済計算の表示に合わせて社会保障基金の給付と政府の社会扶助金を合わせて社会保障・扶助金給付と呼んでいたが、拡張モデルも名称は同じであるが内容が細かくなっている。

また社会保障の保険料負担や最終消費や財産所得等や政府からの移転が年金や医療などに細分化され、したがって貯蓄も細分化された。しかしこれらの細分化の経済的な意義は、年金制度の財政収支を明示的に扱い、さらに年金の積立金を明示的に表示することであるので、それ以外の項目は一括して総額だけが分かればよいのである。むしろ細分化は年金制度の収支を取り出すための便法であると考えておきたい。したがってそれぞれの制度の関数を個々に取り出して、適当かどうかの判断はしなかった。

(1) 被用者年金被保険者関数

$$\text{被用者年金被保険者数} / \text{被用者数} = 128.23 - (10.8)$$

$$0.41 \times \overline{\text{厚生年金女子保険料率}} - 0.78 \times \text{女子} (-2.2) \quad (-3.5)$$

50~55歳労働力率

$$\bar{R}^2 = 0.99 \quad S = 0.36 \quad DW = 2.18$$

{75.7}

これは将来、被用者が増加するといっても、パートやアルバイトの場合に雇主負担が生じる被用

者年金への加入は増えないのではないかという仮説にもとづいている。とくに女子の場合に保険料率が高くなればなおさらそうなると思われる。労働力率は他の年齢階層ではフィットが落ちこの年齢でないとうまくないのである。

(2) 運用収入関数とその他の移転関数

つぎに公的年金の運用収入関数であるが、ここの年金制度の運用収入は、総理府「社会保障統計年報」の社会保険収支のうち雇用保険と労災保険を除いた社会保険の「運用収入」を用いた。そして国民経済計算の社会保障基金の財産所得などの純受取からこの「運用収入」を差し引いた残額を「その他の移転」と呼ぶことにする。

運用収入関数

$$\text{運用収入} = -653.8 + 0.079 \times \text{前年度年金積立金} (-5.1) (72.2)$$

$$+ 459.1 \times \overline{\text{ダミー変数Z61}} (5.0)$$

$$\bar{R}^2 = 0.99 \quad S = 74.0 \quad DW = 1.99$$

{6827.8}

社会保障全体のその他の移転関数

(社会保障全体の) その他の移転 = 265.4 × 社会保障給付の伸び率

(3) 年金制度の財政収支

つぎに年金制度の財政収支はつぎのように推計した。いずれの費目も年金制度だけの計数である。

$$\begin{aligned} \text{貯蓄} &= \text{保険料負担} + \text{政府からの移転} + \text{運用収入} \\ &+ \text{その他の移転} - \text{年金給付費} - \text{最終消費} \\ \text{年金制度の「その他の移転」} &= \text{社会保障全体の} \\ &\text{その他の移転} \times (\text{年金給付費} / \text{社会保障給付}) \end{aligned}$$

$$\text{同じく「最終消費」} = \text{年金給付費} \times \overline{\text{年金給付費事務費割合}}$$

ここで年金給付費事務費割合は、先の「社会保障統計年報」の社会保険収支における厚生年金と国民年金の給付費事務費割合を共済組合にもあてはめて推計したものである。しかし最終消費は事務費には限られずもっと広い概念であるが暫定的にこのように定義した。したがって得られる年金制度の貯蓄は過大推計となる。

(4) 医療保険制度の財政収支

ここでは給付の推計が基本モデルと変更されて

いる。別稿で示された年齢階級別1人当り医療費関数を基礎にして老人保健法による医療費、公費負担医療制度の医療費（生活保護法の医療扶助を含む）、医療保険の医療給付などが定義され、そのうえで社会保障の医療給付が定義された。政府からの移転は別稿を参照されたい。

貯蓄 = 保険料負担 + 政府からの移転

+ その他の移転 - 医療給付費 - 最終消費
 医療制度の「保険料負担」= (医療保険給付費 + 老人保健法医療給付費 × 0.7) × 医療保険料負担割合 + 医療保険給付費 × 0.075

「その他の移転」= 社会保障全体のその他の移転 × (医療給付費 / 社会保障給付)

「最終消費」= 医療給付費 × 医療給付費事務費割合

保険料負担の定義において医療保険給付費の0.075倍というのは、さきにも述べたように組合などが保険料を原資にして、「国民医療費」の医療保険給付には含まれていない支出（対家計民間非営利団体としての支出ほか）も行っているの、保険料収入の費目に医療保険給付だけを計上したのでは過小になるの、暫定的に乗じた倍率である。そして医療保険料負担割合は、厚生省「国民医療費」から得た保険料と医療給付費の比率である。

る。

医療給付費事務費割合は、先の「社会保障統計年報」の社会保険収支における健康保険と国民健康保険の給付費事務費割合を共済組合にもあてはめて用いようとしたもので、年金と同様の理由で得られる医療制度の貯蓄は過大推計となる。そしてシミュレーションにおいて赤字になった場合には収支均等になるように保険料を計上することにした。

(5) 労働保険制度の財政収支

貯蓄 = 保険料負担 + 政府からの移転 + その他の移転 - 医療給付費 - 最終消費

労働保険の「その他の移転」= 社会保障全体のその他の移転 × (労働保険給付費 / 社会保障給付)

同じく「最終消費」= 労働保険給付費 × 労働保険給付費事務費割合

ここで労働保険給付費事務費割合は、先の「社会保障統計年報」の社会保険収支における雇用保険の事務費割合を用いたものである。ここでも貯蓄は過大推計となる。

(6) 社会扶助金

社会扶助金の推計方法は別稿の通りである。

表1 シミュレーションの結果

	1987年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年
実質 GNP 対前年増加率 (%)	5.2	3.6	2.8	2.2	1.8	1.5	1.4	1.2
名目 GNP 対前年増加率 (%)	5.0	5.7	4.9	4.3	3.8	3.5	3.4	3.3
国民所得 (兆円)	274.1	429	536	653	779	921	1,083	265
公的年金給付費 (兆円)	17.2	34	51	74	104	136	163	193
国民医療費 (兆円)	18.0	31	43	58	75	96	116	137
医療保険給付費 (老人保健医療含む) (兆円)	15.1	26	36	48	62	79	95	112
うち老人保健医療給付費 (兆円)	4.7	10	16	24	34	46	62	76
社会保障・扶助金給付費 (兆円)	38.8	70	99	136	183	235	283	333
社会保障・扶助金給付費 / 国民所得 (%)	14.2	16.3	18.4	20.9	23.5	25.5	26.2	26.3
社会扶助金 / 国民所得 (%)	2.2	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.2	2.2
社会保険料 / 国民所得 (%)	11.0	11.0	11.5	11.9	12.4	12.9	13.1	13.1
租税 / 国民所得 (%)	27.3	29.4	30.7	31.6	32.4	32.9	33.3	33.7
(社会保険料 + 租税) / 国民所得 (%)	38.3	40.4	42.1	43.6	44.8	45.8	46.4	46.8
労働力人口 (万人)	6,105	6,503	6,483	6,394	6,332	6,332	6,338	6,290
就業者数 (万人)	5,934	6,321	6,300	6,208	6,141	6,135	6,138	6,093
被用者年金保険被保険者数 (万人)	3,351	3,551	3,560	3,521	3,497	3,499	3,499	3,471
被用者1人当り賃金俸給対前年増加率 (%)	2.8	4.1	4.2	3.9	3.5	3.2	3.1	3.2

(注) 推計期間における GNP と国民所得の対前年増加率はその年度を含む過去5年間の平均増加率、賃金俸給の増加率は各年度の値。
 社会保障・扶助金給付費 = 公的年金給付費 + 医療保険給付費 + 労働保険給付費 (この表では省略) + 社会扶助金 (恩給・公費医療を含む)

2) シミュレーションの結果

最初に行ったシミュレーションは、拡張モデルそのままに GNP デフレーターは年率 2% で上昇するという想定のもとで、人口の将来予測データ（厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口 昭和61年12月推計」による）を与えるというものであった。その結果は表 1 に示した。

実質 GNP の成長率は1990年度まで 4% 台、95年度まで 3% 台、2005年度まで 2% 台でそれ以降は 1% 台で推移するという結果であった。

また国民所得に対する社会保障負担の割合は、11%から13%に増加するに留まっている。それに対して、同じく租税の割合は27%から34%弱まで増加するので、いわゆる国民負担は現在の38%程度から2025年度には47%ほどにまで増加するという結果であった。逆に給付の方では、年金給付費が現在は 6.3%であるが2025年には 15.2%まで増加し、医療給付費は5.5%が8.9%まで増加するので、これらに社会扶助金を加えた社会保障給付費の合計は12.6%から24.9%まで増加することになる。

ここでは被用者年金の給付の推計方法は、「財政再計算」で被保険者に対する受給者の割合を外生的に与え、これを内生変数の被用者年金被保険者数に乗ずるという方法がとられている。ところが内生的に得られた被保険者数が、受給者数を算出した財政再計算のデータに対して 100 万人も過小になっている。そのために被用者年金の給付と負担が財政再計算のベースに比して過小となってしまった。被保険者数が過小になった理由は、法改正による厚生年金の適用事業所の範囲の拡大が被用者年金被保険者関数に反映されていないためである。しかし、その差が 100 万人で納まったというのは、われわれの関数が結果的には適用範囲の拡大の効果をかなり取り込んでいるということになる。

しかしこれらの試算結果はたとえば政府の「21世紀初めの社会保障の給付と負担の展望」などと比べて給付、負担ともに随分と低めの数字になっている。たしかに双方の場合に経済成長率に差がある。「展望」では国民所得の伸びを年平均 4~5.5% と仮定した場合の給付と負担の試算結果である。

しかしいまわれわれのモデルでも、たとえば産業構造の変化や技術革新によって、数字のうえで資本ストックや労働力の投入には変化がないのに成長率が高まるように生産関数が変化するというような想定をしてみれば高成長達成型に変化したときの社会保障の給付と国民負担が予測できる。

そこで実質 GNP の成長率を 2% や 3% に想定したシミュレーションを行ったが、社会保障の規模には大きな変化は出てこなかった。

VI おわりに

シミュレーションをみた限りでは、どうも社会保障の給付と負担の増加が過小なように思われるので、さらに再検討をする必要がある。しかしこの基本モデルのシミュレーションによれば、そのような過小とも思われる社会保障負担のもとでも経済成長率は 1% 台まで下降してゆくというのが、じつは重要な点だと思う。つまり低福祉路線であっても低成長にならざるを得ない、ということになる。むしろこのモデルの範囲内であっても、労働の質を高めるとかすることによって成長率を維持することができる。しかしここに示されたような低成長時代に高齢社会を維持するという困難な状況もまたひとつの想定として見過ごすわけにはゆかない。

(きし・いさお 大正大学助教授)

社会保障給付費の将来推計（見通し）方法について

—21 世紀の社会保障研究会計量モデル分科会中間報告 2—

曾 原 利 満

計量モデル分科会では、社会保障の計量モデルを作成し、社会保障費の将来推計（見通し）を国民経済の一環として行うことを試みた。社会保障の計量モデルとしては、馬場、市川、林、岸氏等が1980年頃に社会保障研究所の研究プロジェクトで作成したものがあつた。今回はそのモデルを改訂し、さらに発展させることを試みている。この研究の参加者は岸 功（大正大学助教授）、曾原利満（社会保障研究所主任研究員）および粟沢尚志（社会保障研究所所員）の3人である。岸が基本モデルと拡張モデルを作成し、シミュレーションを行った。基本（拡張）モデルは経済、労働、政府および社会保障部門の相互関連を処理する主体系である。曾原は拡張モデルの社会保障部門に用いる社会保障給付費の将来推計（見通し）方法を分担した。粟沢は最終年次の参加であり、執筆には参加していない。

I 社会保障給付費の将来推計（見通し）方法

1987年度実績値を基準値（初期値）として、それに伸び率を乗じてそれ以降の年次を推計する形式をとっている。社会保障費の統計にはいくつか公表されたものがあるが、社会保障費をGNP等の経済変数と関連させて分析する都合上、ここでは、経済企画庁の国民経済計算年報の社会保障費に関する計数を基本的枠組みとして用いている。したがって、マクロの給付額、負担額等は国民経済計算年報の計数に一致させている。推計人口は人口問題研究所の「日本の将来推計人口、昭和61年12月推計」を用いた。さて、国民経済計算の社

会保障部門は公的年金、医療保険、社会扶助、労働保険等および児童手当の5つに分けることができる。この順番に計算式の形で推計方法を示していく。試算に用いた1987年度実績値（初期値）とか伸び率等については、計算式ごとに注記している。ただし、伸び率、とくに給付額や負担額についてのものは固定的なものではない。このモデルを親モデルにはめ込んでシミュレーションするとき、経済条件と整合しない場合は、それを引き上げたり、引き下げたりすることになるからである。

1) 年金保険

老齢（退職）年金と障害・遺族年金の2つに分けて推計した。

(1) 老齢（退職）年金

まず、受給者数を求め、次に受給者1人当り年金額を乗じて給付額を求めている。制度は国民年金、厚生年金および共済年金の3つに大別した。受給者の年齢は支給開始年齢の問題を意識して、65歳以上と65歳未満に分けている。

〔年金受給者数〕

65歳以上の老齢（退職）、通算老齢（退職）年金受給者について、次の等式を仮定している。

$$\begin{aligned} 65歳以上人口 = & 65歳以上無年金者数 + 65歳以上 \\ & 恩給のみ受給者数 + 老齢福祉年金受給者数 \\ & + 5年年金受給者数 + 10年年金受給者数 + \\ & 65歳以上被用者年金受給者数 + 65歳以上国 \\ & 民年金のみ受給者数 \end{aligned}$$

この等式を出発点にする。等式中の個々の項目の推計式は以下のとおりである。

$$65歳以上無年金者数 = 前年度65歳以上無年金者$$

数×65歳以上無年金者数対前年比

注) 65歳以上無年金者数の1987年度初期値は75.7万人。この数値は厚生省の国民生活基礎調査から65歳以上世帯人員中の公的年金を受給していない者の割合を求め、それを65歳以上人口に乗じて算出した。65歳以上無年金者数対前年比は1987年度現在65歳以上人口の1988年度以降の死亡による減少率を適用した。無年金者は新たに生じないこと、死亡によってのみ減じていくことを仮定している。

65歳以上恩給のみ受給者数 = 前年度65歳以上恩給のみ受給者数 × 65歳以上恩給受給者数対前年比

注) 恩給のみとは他の公的年金を受給していないことを意味する。年金額が約100万円を超える者をそれに充てた。1987年度初期値80.8万人。対前年比は無年金者に同じ。

老福福祉年金受給者数 = 老福年金受給者数 1 + 老福年金受給者数 2 + 老福年金受給者数 3
 老福年金受給者数 1 = 前年度老福年金受給者数 1 × 老福年金受給者数 1 対前年比
 老福年金受給者数 2 = 前年度老福年金受給者数 2 × 老福年金受給者数 2 対前年比
 老福年金受給者数 3 = 前年度老福年金受給者数 3 × 老福年金受給者数 3 対前年比

注) 老福年金受給者数 1 は1987年度現在82歳以上、2 は77~81歳、3 は70~76歳の受給者数である。このように3分した理由はこの3つの年齢階級で受給者数のウエイトが全く違うからである。対前年比はそれぞれの年齢階級別人口の死亡による減少率を適用した。

5年年金受給者数 = 前年度5年年金受給者数 × 5年年金受給者数対前年比

10年年金受給者数 = 前年度10年年金受給者数 × 10年年金受給者数対前年比

注) 5年年金、10年年金受給者数の1987年度初期値は80.6万人、66.9万人。対前年比はいずれも1987年現

在76~80歳人口の死亡による減少率を適用した。

65歳以上被用者年金受給者数 = 被用者年金受給者数 - 65歳未満被用者年金受給者数

被用者年金受給者数 = 厚生年金受給者数 + 共済年金受給者数

厚生年金受給者数 = 厚年老齢年金受給者数 + 厚年通老年金受給者数

厚年老齢年金受給者数 = 被用者年金被保険者数 × 厚年被保険者数ウエイト × 厚年老齢年金受給者率

厚年通老年金受給者数 = 被用者年金被保険者数 × 厚年被保険者数ウエイト × 厚年通老年金受給者率

注) 厚年被保険者数ウエイトは1987年度実績値 0.823 に固定した。受給者率は老齢年金、通老年金いずれも厚生省の見通しから作成した。別表参照。

共済年金受給者数 = 共済退職年金受給者数 + 共済通退年金受給者数

共済退職年金受給者数 = 被用者年金被保険者数 × 共済年金被保険者数ウエイト × 共済退職年金受給者率

共済通退年金受給者数 = 被用者年金被保険者数 × 共済年金被保険者数ウエイト × 共済通退年金受給者率

注) 共済年金被保険者数ウエイトは1987年度実績値 0.177 に固定した。受給者率は退職年金、通退年金いずれも厚生省の見通し等を参考にして作成した。別表参照。

65歳未満被用者年金受給者数 = 60~64歳被用者年金受給者数 + 55~59歳被用者年金受給者数

60~64歳被用者年金受給者数 = 60~64歳被用者老齢年金受給者数 + 60~64歳被用者通老

被用者年金保険の受給者数対被保険者数比率 (支給開始年齢60歳)

	1987年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年
厚年老齢年金	.137	.156	.202	.258	.331	.411	.464	.466	.462
通老年金	.087	.101	.137	.182	.255	.368	.439	.467	.469
共済退職年金	.336	.348	.369	.389	.409	.429	.450	.466	.462
通退年金	.025	.026	.027	.029	.030	.032	.033	.035	.034

- (注) 1. 1987年は実績値。
 2. 厚生年金は厚生省「国民年金法等の一部改正案関係資料、平成元年」の将来見通し、あるいはそれから作成したもの。
 3. 共済年金は、退職年金については2019年以後に厚年老齢年金と同じ受給者率になると仮定して、それまでの中間年度を補間した。通退年金については1987年度の受給率を退職年金の受給者率と同じ伸びで伸ばした。
 4. 5年おきの中間年次は計数の表示を省略している。

年金受給者数

60～64歳被用者老齢年金受給者数 = 60～64歳

人口 × 60～64歳被用者老齢年金受給者割合

注) 60～64歳被用者老齢年金受給者割合は60～64歳人口に占める割合である。1987年度実績値 0.283 に固定した。

60～64歳被用者通老齢年金受給者数 = 60～64歳

人口 × 60～64歳被用者通老齢年金受給者割合

注) 60～64歳被用者通老齢年金受給者割合は1987年度実績値 0.130 に固定した。

55～59歳被用者年金受給者数 = 55～59歳被用者

老齢年金受給者数 + 55～59歳被用者通老

年金受給者数

55～59歳被用者老齢年金受給者数 = 1987年度

55～59歳被用者老齢年金受給者数 - {(64.3

- 6.0) / 13} × (t - 1987)

ただし、t > 2001の場合には t = 2000 とする。

注) 1987年度55～59歳被用者老齢年金受給者数64.3万人が年金支給開始年齢の55歳から60歳への延伸により13年間で6.0万人に減り、それ以降は6万人を維持することを示す。6万人は坑内夫等である。

55～59歳被用者通老齢年金受給者数 = 1987年度

55～59歳被用者通老齢年金受給者数 - (1.0 /

13) × (t - 1987)

ただし、t > 2001の場合には t = 2000 とする。

注) 1987年度55～59歳被用者通老齢年金受給者数1万人が上と同理由により13年間で0になることを示す。

65歳以上国民年金のみ受給者数 = 65歳以上人口

- (65歳以上無年金者数 + 65歳以上恩給の

み受給者数 + 老齢福祉年金受給者 + 5年年

金受給者数 + 10年年金受給者数 + 65歳以上

被用者年金受給者数)

注) 65歳以上国民年金のみ受給者数は残差として求めることを示す。被用者年金との併給受給者は被用者年金受給者数に含まれており、その数は出てこない。

60～64歳国民年金受給者数 = 60～64歳人口 ×

60～64歳国民老齢年金受給割合

注) 60～64歳国民老齢年金受給割合は1987年度実績値 0.194 に固定した。旧制度老齢年金と基礎年金受給者数の和の対人口比である。通算老齢年金受給者は含まない。

国民年金のみ受給者数 = 65歳以上国民年金受給

者数 + 60～64歳国民年金受給者数

注) 60～64歳国民年金受給者は、すべて、国民年金の

みの受給者とした。

〔年金給付額〕

年金額は被用者1人当たり賃金・俸給の伸び率で伸ばす形にしている。これは現在の年金水準を維持するためである。しかし、これが可能かどうかはこのモデルを親モデルにはめ込んで経済条件との整合性を検討してみないと分からない。もし、うまくいかないのであれば、元に戻って支給開始年齢、保険料率、給付水準の伸び率等を再検討することになる。年金額が被用者1人当たり賃金・俸給の伸び率で伸びると予想しているわけではない。シミュレーションの出発点として、そのように想定するというのである。

旧制度の年金と新制度の年金の区別はしていない。新制度の被用者の老齢年金については、基礎資料がまだ十分には出そろっていないと判断したからである。旧制度の老齢年金および特別支給の老齢厚生年金（退職共済年金）の定額部分が基礎年金に相当し、報酬比例部分が新制度の老齢厚生年金（退職共済年金）に相当するものとみなしている。ただし、定額部分と報酬比例部分を分離して、定額部分を国民年金のほうに振り分けるといような操作はしていない。

被用者年金については、加入期間の増加による給付水準の上昇が考えられるが、新制度移行による給付水準抑制効果と相殺するものと仮定した。国民年金については、給付水準の低い高齢の受給者が比較的給付水準の高い新しい受給者に入れ替わるので、給付水準も一定期間、現在の新規裁定給付水準までは上昇するように考慮している。

老齢年金給付額 = 老齢福祉年金給付額 + 5年年

金給付額 + 10年年金給付額 + 被用者年金老

齢（通老）給付額 + 国民老齢年金給付額

老齢福祉年金給付額 = 老齢福祉年金受給者数 ×

前年度受給者1人当たり老齢福祉年金給付額

× 被用者1人当たり賃金・俸給対前年比

注) 受給者数と受給者1人当たり年金給付額の1987年度実績値は158.7万人と31.4万円。被用者1人当たり賃金・俸給は「国民経済計算年報」の雇用者所得の賃金・俸給を「労働力調査年報」の雇用者数で除したものである。その対前年比を用いた。

5年年金給付額 = 5年年金受給者数 × 前年度1

人当り5年年金給付額×被用者1人当り賃金・俸給対前年比

注) 受給者数と受給者1人当り年金給付額の1987年度実績値は80.6万人, 31.6万円。

10年年金給付額=10年年金受給者数×前年度受給者1人当り10年年金給付額×被用者1人当り賃金・俸給対前年比

注) 受給者数と受給者1人当り年金給付額の1987年度実績値は66.9万人, 35.8万円。

被用者年金老齢(通老)給付額
=厚年老齢年金給付額+厚年通老年金給付額+共済退職年金給付額+共済通退年金給付額

厚年老齢年金給付額=厚年老齢年金受給者数×前年度受給者1人当り厚年老齢年金給付額×被用者1人当り賃金・俸給対前年比

注) 受給者数と受給者1人当り年金給付額の1987年度実績値は370.0万人, 160.4万円。

厚年通老年金給付額=厚年通老年金受給者数×前年度受給者1人当り厚年通老年金給付額×被用者1人当り賃金・俸給対前年比

注) 受給者数と受給者1人当り年金給付額の1987年度実績値は241.8万人, 31.9万円。

共済退職年金給付額=共済退職年金受給者数×前年度受給者1人当り共済退職年金給付額×被用者1人当り賃金・俸給対前年比

注) 受給者数と受給者1人当り年金給付額の1987年度実績値は197.0万人, 197.5万円。

共済通退年金給付額=共済通退年金受給者数×前年度受給者1人当り共済通退年金給付額×被用者1人当り賃金・俸給対前年比

注) 受給者数と受給者1人当り年金給付額の1987年度実績値は14.5万人, 49.6万円。

国年老齢年金給付額=国年老齢年金給付額(国年のみ受給者分)+国年老齢年金給付額(被用者年金と併給者分)

国年老齢年金給付額(国年のみ受給者分)=国年老齢年金のみ受給者数×受給者1人当り国年老齢のみ年金額

受給者1人当り国年老齢のみ年金額=33.4万円×{1+(t-1987)×0.16/30}×被用者1人当り賃金・俸給対1987年度比

ただし, t>2017では, t=2017とする。

注) 式中の33.4万円は受給者1人当り国年老齢のみ年金給付額の1987年度推計値である。なお, この式の意味は給付水準を30年間で16%アップするということである。2017年度以降は被用者1人当り賃金・俸給の増加率のみとなる。

国年老齢年金給付額(被用者年金と併給者分)
=被用者年金受給者数×被用者年金受給者1人当り国年老齢(併給)年金額

被用者年金受給者1人当り国年老齢(併給)年金額={3.5万円×(1+(t-1987)×0.16/30)+3.1万円×(1+(t-1987)×0.31/30)}×被用者1人当り賃金・俸給対1987年度比
ただし, t>2017では, t=2017とする。

注) 式中の3.5万円と3.1万円は1987年度の被用者年金受給者1人当り国年老齢(併給)年金額推計値と, 同じく1人当り国年通老年金額実績値である。この式の意味は30年間で前者を16%, 後者を31%アップすることを示している。2017年度以降は被用者1人当り賃金・俸給の増加率のみとなる。国年老齢(併給)年金額の1987年度推計値は, 冒頭に掲げた受給者数等式から求めた65歳以上国民年金のみ受給者数とその実績値(65歳以上国年老齢年金受給者数)の差を併給者数とみなして, その人数比で65歳以上分の老齢年金額を配分して求めている。

(2) 障害・遺族年金(各種一時金を含む)

障害・遺族年金給付額=国年障害・遺族年金給付額+厚年障害・遺族年金給付額+共済障害・遺族年金給付額

国年障害・遺族年金給付額=前年度国年障害・遺族年金給付額×国年障害・遺族年金受給者数対前年比×被用者1人当り賃金・俸給対前年比

注) 給付額の1987年度実績値8,396億円, この大部分は障害年金である。受給者数対前年比は, 制度が異なるが, 厚生省の将来見通しによる厚年障害年金受給者数の伸び率を用いた。別表参照。

厚年障害・遺族年金給付額=前年度厚年障害・遺族年金給付額×厚年障害・遺族年金受給者数対前年比×被用者1人当り賃金・俸給対前年比

注) 給付額の1987年度実績値15,024億円。受給者数対前年比は厚生省の将来見通しによる厚年障害・遺族年金受給者数の伸び率を用いた。別表参照。

共済障害・遺族年金給付額=前年度共済障害・遺族年金給付額×共済障害・遺族年金受給者数対前年比×被用者1人当り賃金・俸給対前年比

厚生年金保険障害・遺族年金受給者数の将来見通し

		1987年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年
障害年金	人員(万人)	24	28	33	37	41	43	44	44	45
	伸び率	1.000	1.167	1.375	1.542	1.708	1.792	1.833	1.833	1.833
障害・遺族年金	人員(万人)	190	231	300	374	457	542	629	710	769
	伸び率	1.000	1.216	1.579	1.968	2.405	2.853	3.311	3.737	4.047

- (注) 1. 厚生省「国民年金法等の一部改正案関係資料，平成元年」による。
 2. 1987年度は実績値。1986年度末現在と1987年度末現在の平均値をとる。
 3. 国民年金は遺族年金が少なく，大部分が障害年金なので，この表の障害年金の伸び率を適用し，厚生年金と共済年金にはこの表の障害・遺族年金の伸び率を適用する。
 4. 5年おきの中間年次は計数の表示を省略している。

注) 給付額の1987年度実績値 5,536 億円。受給者数対前年比は厚生年金と同じものを用いた。別表参照。

(3) 公費負担(年金給付費に関するもののみ)

年金給付公費負担額 = 公経済としての被用者年金給付公費負担 + 基礎年金給付に対する国庫負担 + 国民年金に対する国庫負担

公経済としての被用者年金給付公費負担 = 被用者年金給付額(追加費用を除く) × 公経済負担率

注) 被用者年金給付額(追加費用を除く)は老齢，通老，障害・遺族の給付合計額から後記(4)年金保険料負担に示す国家公務員共済(省庁)，地方公務員共済および国家公務員共済(法人)に対する追加費用を除いたもの。

公経済負担率 = $\{0.186 - (t - 1986) \times 0.186 / 14\}$

ただし， $t > 2001$ ならば $t = 2001$ 。

注) 0.186 は 1987 年度の公経済負担率実績値。この式の意味は 14 年後の 2001 年以降は公経済負担が 0 になると仮定している。

基礎年金給付に対する国庫負担 = 基礎年金交付金 / 3

基礎年金交付金 = 被用者年金給付額(追加費用を除く) × 基礎年金交付金率

基礎年金交付率 = $0.253 + (t - 1987) \times 0.190 / 14$

ただし， $t > 2001$ ならば， $t = 2001$ とする。

注) 0.253 は 1987 年度の基礎年金交付率実績値。この式の意味は公経済負担が基礎年金給付に対する国庫負担(法人負担を含む)に移行するので，基礎年金交付率が 14 年間で 0.190 増加することを示す。

国民年金に対する国庫負担 = 老齢福祉年金給付額 + (国年老齢年金給付額 - 老齢福祉年金給付額) / 3

注) 国年老齢年金給付額は老齢福祉年金，5 年年金，10 年年金，国年老齢，国年障害・遺族の合計額。なお，国年老齢には国年のみ受給分と被用者年金との

併給分の両方を含む。

(4) 年金保険料負担

ここでは，掛金，保険料を被用者 1 人当たり賃金・俸給対前年比で伸ばす形をとっているが，親モデルの経済条件等との兼ね合いでは，さらに引き上げることになるう。

被用者年金保険負担 = 掛金(事業主，雇業者負担) + 国家公務員共済(法人)法人負担 + 国家公務員共済(省庁)および地方公務員共済の追加費用

掛金(事業主，雇業者負担) = 前年度掛金 × 被用者年金被保険者数対前年比 × 被用者 1 人当たり賃金・俸給対前年比

注) 1987 年度掛金実績値 115,604 億円。被用者年金被保険者数実績値 33,194,881 人。

国家公務員共済(法人)法人負担 = 国家公務員共済(法人)法人負担追加費用 + 国家公務員共済(法人)法人負担公経済分

国家公務員共済(法人)法人負担追加費用 = 共済年金給付額 × 法人共済追加費用率

注) 共済年金給付額は全共済制度の分である。法人共済追加費用率は 1987 年度実績値 0.135 を用いる。

国家公務員共済(法人)法人負担公経済分 = 被用者年金給付額(追加費用を除く) × 法人共済公経済負担率

法人共済公経済負担率 = $\{0.004 - (t - 1987) \times 0.004 / 14\}$

ただし， $t > 2001$ ならば $t = 2001$ とする。

注) 被用者年金給付額(追加費用を除く)は老齢，通老，障害・遺族の給付合計額から上記省庁および法人共済に対する追加費用を除いたもの。0.004 は法人共済公経済負担の被用者年金給付額(追加費用を除く)に対する比率の 1987 年度実績値。

国家公務員共済（省庁）および地方公務員共済の追加費用＝共済年金給付額×省庁共済追加費用率

注）共済年金給付額は全共済制度の分である。省庁共済追加費用率は1987年度実績値0.388を用いる。

国民年金保険料＝前年度国民年金保険料×1号被保険者数対前年比×被用者1人当り賃金・俸給対前年比

注）1987年度国民年金保険料実績値 12,498億円，1号被保険者数（年度平均）実績値 19,402,780人。

（5）年金基金

厚生年金基金，石炭鉱業年金基金，農業者年金基金に関するものである。

年金基金給付額＝前年度年金基金給付額×年金基金受給者数対前年比×被用者1人当り賃金・俸給対前年比

年金基金保険料＝前年度年金基金保険料×年金基金被保険者数対前年比×被用者1人当り賃金・俸給対前年比

注）年金基金受給者数対前年比と被保険者数対前年比は，いずれも厚生年金のものを用いる。

年金基金国庫負担額＝年金基金給付額×年金基金国庫負担率

注）年金基金国庫負担率は1987年度の実績値0.155を用いる。なお，この国庫負担のほとんどは農業者年金基金に関するものである。

2) 医療保険

（1）医療保険給付と老人保健給付

まず，厚生省の「国民医療費」推計から出発する。

国民医療費＝0～14歳国民医療費＋15～44歳国民医療費＋45～64歳国民医療費＋65歳以上国民医療費

0～14歳国民医療費＝0～14歳人口×0～14歳1人当り国民医療費

15～44歳国民医療費＝15～44歳人口×15～44歳1人当り国民医療費

45～64歳国民医療費＝45～64歳人口×45～64歳1人当り国民医療費

65歳以上国民医療費＝65歳以上人口×65歳以上1人当り国民医療費

0～14歳1人当り国民医療費＝0.31307＋

0.93668×前年度就業者1人当り GNP

t 値 1.423… 19.68** $R^2=0.97$

15～44歳1人当り国民医療費＝3.40598＋

0.82059×前年度就業者1人当り GNP

t 値 8.165** 9.095** $R^2=0.902$

45～64歳1人当り国民医療費＝0.98020＋

3.23293×前年度就業者1人当り GNP

t 値 1.739… 26.513** $R^2=0.987$

65歳以上1人当り国民医療費＝－11.5380＋

10.5968×前年度就業者1人当り GNP

t 値 －24.039** 102.068** $R^2=0.999$

注） t 値は最初のが定数項，2番目のが比例係数についてのものである。また，…は有意でない，**は有意であることを示す。

医療保険給付費＝医療保険保険者負担医療費×医療保険給付費対医療保険保険者負担医療費比率

注）医療保険給付費対医療保険保険者負担医療費比率とは医療保険給付費の医療保険保険者負担医療費に対する比で，1983～1987年度平均実績値1.075を用いる。医療保険給付費は医療以外の給付を含むので医療保険保険者負担医療費を若干上回る。

医療保険保険者負担医療費＝国民医療費×医療保険・老人保健医療費割合－老人保健医療費

注）医療保険・老人保健医療費割合とは医療保険保険者負担分医療費と老人保健医療費の合計額の国民医療費に占める割合で，1987年度実績値0.792を用いる。この比率を上下して，患者負担率の増減を操作できる。

老人保健医療費＝70歳以上国民医療費×老人保健医療費割合

注）老人保健医療費割合は老人保健医療費の70歳以上国民医療費に対する比で，1987年度の実績値0.930を用いる。

70歳以上国民医療費＝70歳以上国民医療費（入院）＋70歳以上国民医療費（入院外）

70歳以上国民医療費（入院）＝70歳以上人口×70歳以上1人当り国民医療費（入院）

70歳以上国民医療費（入院外）＝70歳以上人口×70歳以上1人当り国民医療費（入院外）

70歳以上1人当り国民医療費（入院）＝－13.64770＋8.20615×前年度就業者1人当り GNP

t 値 －18.285** 50.828**

$$R^2 = 0.997$$

70歳以上1人当り国民医療費（入院外）＝
 $-0.90886 + 4.36029 \times$ 前年度就業者1人当り GNP

$$t \text{ 値 } -1.738 \dots \quad 38.540^{**} \quad R^2 = 0.994$$

注) 70歳以上についてのみ入院と入院外を分けたのは、病院等の施設ケアと在宅ケアのウエイトを勘案して、1人当り医療費を操作する可能性をもたせるため。なお、入院外には歯科診療医療費と薬局調剤医療費を含む。

(2) 医療保険給付公費負担額

医療保険給付公費負担額＝老人保健医療費×
 $0.3 +$ 医療保険保険者負担医療費×医療保
 険保険者負担医療公費負担率

注) 医療保険保険者負担医療費公費負担率は厚生省の国民医療費統計の財源別国民医療費から推計した1987年度実績値0.32を用いる。なお、その推計方法は(公費－公費負担制度医療費－老人保健医療費×0.3－公務災害医療費)/医療保険保険者負担医療費による。ここで、公務災害医療費とは国民医療費の保険者等負担分から医療保険分と労働者災害補償保険分を除いた残りである。

(3) 医療保険保険料

医療保険保険料＝医療保険給付費＋老人保健医
 療費－医療保険給付費公費負担額

注) 医療保険保険料は今回は給付費と公費負担額の差とした。

3) 社会扶助

社会扶助費＝老人福祉費＋恩給＋公費負担制度
 医療費＋生活保護（医療扶助を除く）＋そ
 の他の社会扶助費

老人福祉費＝前年度老人福祉費×65歳以上人口
 対前年比×就業者1人当り GNP 対前年比

注) 老人福祉費の1987年度実績値は5,639億円。

恩給費＝前年度恩給費×恩給受給者数対前年比
 ×被用者1人当り賃金・俸給対前年比

注) ここの恩給費は総額である。1987年度実績値
 19,506億円。恩給受給者数対前年比は1987年度現在
 65歳以上人口の死亡による減少率を用いる。

公費負担制度医療費＝国民医療費×公費負担制
 度医療費割合

注) 公費負担制度医療費割合は公費負担制度分医療費
 の国民医療費に対する比で1987年度実績値0.064を
 用いる。

生活保護費（医療扶助を除く）＝人口×生活保

護率×前年度受給者1人当り生活保護費×
 被用者1人当り賃金・俸給対前年比

注) 受給者1人当りの生活保護費の1987年度実績値
 48.45万円。生活保護率は1987年度実績値1.04%を
 用いた。

その他の社会扶助費＝前年度その他の社会扶助
 費×65歳未満人口対前年比×就業者1人当
 り GNP 対前年比

注) その他の社会扶助費は1987年度実績値19,564億円。

4) 労働保険

労働保険等給付額＝失業給付＋労災等給付

失業給付＝雇用保険被保険者数×失業給付受給
 率×受給者1人当り失業給付月額×12

雇用保険被保険者数＝被用者年金被保険者数×
 雇用保険対被用者年金被保険者数比率

注) 雇用保険対被用者年金被保険者数比率の1987年度
 実績値は0.85。失業給付受給率は最近の実績値0.03
 を仮定した。

受給者1人当り失業給付月額＝前年度受給者1
 人当り失業給付月額×被用者1人当り賃
 金・俸給対前年比

注) 受給者1人当り失業給付月額1987年度実績値は
 12.1万円。この失業給付額は「国民経済計算年報」
 の雇用保険と船員保険（失業）の給付額を全受給者
 数で除して求めた。

労災等給付＝（労災保険と船員保険（業務上）
 給付）＋（災害補償基金と無基金雇用者福
 祉給付）

労災保険と船員保険（業務上）給付＝前年度労
 災保険と船員保険（業務上）給付×労災保
 険等給付件数対前年比×被用者1人当り賃
 金・俸給対前年比

注) 労災保険と船員保険（業務上）の1987年度実績値
 8,791億円。労災保険等給付件数は一定、すなわち、
 対前年比は1.00と仮定した。給付費中には療養補償
 給付費も含まれているが、被用者1人当り賃金・俸
 給対前年比だけで伸ばす。

災害補償基金と無基金雇用者福祉給付＝前年度
 災害補償基金と無基金雇用者福祉給付×災
 害保障基金等給付件数対前年比×被用者1
 人当り賃金・俸給対前年比

注) 災害補償基金と無基金雇用者福祉給付の1987年度
 実績値450億円。上と同様に給付件数は一定、す
 なわち、対前年比は1.00と仮定し、被用者1人当り
 賃金・俸給対前年比だけで伸ばす。

労働保険等給付額国庫負担 = 失業給付/4 + (災害補償基金と無基金雇用者福祉給付)

注) 労災保険給付にも国庫負担があるが、少額なので計上しなかった。

労働保険等保険料負担 = (雇用保険と船保(失業)保険料負担) + (労災保険と船保(業災)保険料負担)

雇用保険と船保(失業)保険料負担 = 前年度雇用保険と船保(失業)保険料負担 × 雇用保険被保険者数対前年比 × 被用者1人当り賃金・俸給対前年比

注) 雇用保険と船保(失業)保険料負担の1987年度実績値11,592億円。雇用保険被保険者数対前年比は、雇用保険被保険者数の被用者年金被保険者数に対する比率を一定と仮定して、被用者年金保険の被保険者数対前年比を用いる。

労災保険と船保(業災)保険料負担 = 労災保険と船員保険(業務上)給付

5) 児童手当

児童手当給付額 = 前年度児童手当給付額 × 児童手当給付額対前年比

児童手当拠出金 = 前年度児童手当拠出金 × 児童手当拠出金対前年比

児童手当公費負担 = 前年度児童手当公費負担 × 児童手当公費負担対前年比

注) 児童手当給付額、拠出金および公費負担の初期値は「国民経済計算年報」による1987年度実績値1,605億円、940億円、665億円とする。対前年比はいずれも1.00、すなわち、増減しないと仮定した。

II 社会保障費の将来推計(見通し)試算

このモデルは親モデルにはめ込んで使う子モデルとして設計されているので、単独で使用することは予定していない。しかし、年金水準を伸ばすのに用いる被用者1人当り賃金・俸給とか、医療費の計算に用いる就業者1人当りGNP等いくつ

表1 年金保険の給付額と負担額の将来推計(見通し)試算

(単位: 10億円)

	1987年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年
給付額									
国民年金	3,923.4	4,780.1	6,485.1	8,415.1	10,410.4	12,333.0	14,672.3	16,624.0	19,117.0
厚生年金	8,209.7	11,000.6	16,865.2	24,823.8	36,097.3	51,208.3	66,761.8	80,267.7	93,494.8
共済年金	4,516.4	5,539.1	7,126.7	8,903.0	10,911.8	13,308.1	16,342.0	20,127.2	23,580.7
合計	16,649.4	21,319.8	30,477.0	42,141.9	57,419.5	76,849.4	97,776.1	117,018.9	136,192.5
負担額									
保険料等	12,851.7	14,748.8	17,549.0	20,199.4	22,777.7	25,558.8	29,045.0	33,880.7	39,101.5
共済追加費用	2,362.1	2,897.0	3,727.3	4,656.3	5,706.9	6,960.1	8,546.9	10,526.6	12,332.7
公費負担	4,109.5	4,922.2	6,228.2	7,340.0	9,569.1	12,610.1	15,900.4	18,811.9	21,839.3
合計	19,323.3	22,568.0	27,504.5	32,195.7	38,053.7	45,129.0	53,492.3	63,219.2	73,273.5

(注) 1987年度は「国民経済計算年報」による計数。

表2 医療保険の給付額と負担額の将来推計(見通し)試算

(単位: 10億円)

	1987年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年
給付額									
医療保険	10,328.7	11,886.8	14,992.6	17,916.8	20,627.7	24,324.8	29,232.6	30,689.7	34,360.2
老人保健	4,708.4	6,011.6	9,204.4	14,304.0	21,391.1	30,224.2	41,924.2	58,884.2	75,076.3
合計	15,037.1	17,898.4	24,197.0	32,220.8	42,018.8	54,549.0	71,156.8	89,573.9	109,436.5
負担額									
保険料	10,771.8	12,556.5	16,954.8	22,596.2	29,461.1	38,240.9	49,877.7	62,773.1	76,685.5
公費負担	4,489.6	5,341.9	7,242.2	9,624.6	12,557.7	16,308.1	21,279.1	26,800.8	32,751.0
合計	15,261.4	17,898.4	24,197.0	32,220.8	42,018.8	54,549.0	71,156.8	89,573.9	109,436.5

(注) 1. 1987年度は「国民経済計算年報」による計数。

2. 1990年以降の保険料は給付額合計から公費負担を減じた差額。

表 3 社会扶助費の将来推計（見通し）試算

（単位：10億円）

	1987年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年
老人福祉費	563.9	709.5	1,059.6	1,542.2	2,147.5	2,956.2	4,104.1	5,245.4	6,360.0
恩給	1,950.6	1,846.8	1,593.7	1,238.9	825.6	432.9	130.3	—	—
生活保護	635.1	703.0	832.6	988.2	1,166.6	1,361.8	1,572.4	1,805.9	2,072.1
公費負担医療	1,154.4	1,379.3	1,870.8	2,502.7	3,279.2	4,270.9	5,585.2	7,065.3	8,649.6
その他	1,956.4	2,222.3	2,735.3	3,366.7	4,143.8	5,029.8	5,980.3	7,217.1	8,846.7
合計	6,260.4	6,860.9	8,092.0	9,638.7	11,562.7	25,614.3	17,372.3	21,333.7	25,928.4

（注）1987年度は「国民経済計算年報」による計数。

表 4 労働保険の給付額と負担額の将来推計（見通し）試算

（単位：10億円）

	1987年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年
給付額									
失業給付	1,204.6	1,440.3	1,718.8	1,980.6	2,234.2	2,516.1	2,866.8	3,343.9	3,857.7
労働災害	924.1	1,006.8	1,161.6	1,340.1	1,545.9	1,783.6	2,057.5	2,373.7	2,738.5
合計	2,128.7	2,447.1	2,880.4	3,320.7	3,780.1	4,299.7	4,924.3	5,717.6	6,596.2
負担額									
保険料	2,247.4	2,300.7	2,707.4	3,121.3	3,553.5	4,042.5	4,630.1	5,375.7	6,201.7
公費負担	45.7	49.0	56.6	65.3	75.3	86.9	100.2	115.6	133.4
合計	2,292.4	2,349.7	2,764.0	3,186.6	3,628.8	4,129.4	4,730.3	5,491.3	6,335.1

（注）1987年度は「国民経済計算年報」による計数。

かの変数に仮定を置くことにより、社会保障給付費の伸び率等に関する大まかな見通しを計算することはできる。そこで、参考のために試算をひとつ示してみた。被用者1人当り賃金・俸給の伸び率は年率2.9%、就業者1人当りGNPの伸び率は年率4.2%と仮定している。いずれも1985~1987年3年間の実績値の平均値である。年金受給者数の計算に必要な年金保険被保険者数は厚生省の「国民年金法等の一部改正案関係資料」の見通しを用いている。物価の上昇は考慮していない。表1から表4がその結果である。年金基金と児童手当を除く全給付が示されている。ただし、これはあくまでひとつの目安にすぎない。年金保険の収支バランスがどうなるかとか、それがマクロの経済システムとどのように関係するのかわかることはできない。それを知るには、親モデルにはめ込

んで動作させてみる必要がある。

参考統計資料

1. 経済企画庁「国民経済計算年報」。
2. 厚生省統計情報部「国民医療費」。
3. 人口問題研究所「日本の将来推計人口、昭和61年12月推計」。
4. 総務庁統計局「人口推計」。
5. 総務庁統計局「労働力調査年報」。
6. 社会保険庁、地方公務員共済組合、国家公務員共済組合、農林共済組合、私学共済組合、年金基金連合会等の各「事業年報」。
7. 総理府社会保障制度審議会「社会保障統計年報」。
8. 自治省「地方財政統計年報」。
9. 厚生省「国民健康保険事業年報」。
10. 厚生省「国民年金法等の一部改正案関係資料、平成1年」。
11. 厚生省統計情報部「国民生活基礎調査」。
12. 厚生省社会局「生活保護速報」。
（そはら・としみつ 社会保障研究所主任研究員）

年金政策と遺産行動

岩本康志

I 序 論

高齢化社会の進展にともない、公的年金に対する関心は日増しに高まりを見せている。しかし、公的年金制度が資本蓄積に与える影響については、わが国の年金政策をめぐる議論のなかで明示的に考慮されることは非常に少ない。こうしたことから、筆者を含むグループは本間他（1987）で、Auerbach and Kotlikoff（1983, 1984, 1985, 1987）によって開拓されたライフサイクル一般均衡モデルに基づいたシミュレーション分析をおこない、年金政策が資本蓄積に与える影響を明示的に考察することをおこなった。この論文では、年金政策は資本蓄積に大きな影響を与え、経済厚生を左右する重要な働きをもつことが明らかにされている。

ここで分析の主眼とされている資本蓄積の主要な決定要因は、家計の貯蓄行動の定式化にある。本間他（1987）のモデルでの家計の貯蓄行動は、Auerbach and Kotlikoff の一連の研究と同様、Modigliani and Brumberg（1954）により提唱されたライフサイクル仮説に依拠している。ライフサイクル仮説は貯蓄理論の中心的な位置にあることはいままでもないが、最近の貯蓄理論の研究では、ライフサイクル仮説では説明できない現象についての関心が高まっている。このライフサイクル仮説では説明できない問題の主要なものとして、つぎの2つがあげられる。

第1の問題点は、高齢者の年齢一資産プロファイルの現実の動きをうまく説明できないことである。ライフサイクル仮説によれば、高齢者は退職

後は積み立てた貯蓄をとりくずすという行動が予想される。しかし、Mimir（1979）はクロスセクションデータによる分析で、資産残高は年齢とともに上昇していくことを見だし、この予想に対する反証を示した。その後、Diamond and Hausman（1984）、King and Dicks-Mireaux（1982）、安藤・山下・村山（1986）は、より精密な年齢一資産プロファイルの計測をおこない、退職後は年齢とともに資産が減少していくことを示したが、その減少の速度は純粋なライフサイクル仮説が想定するよりも、ゆるやかであるという結論が得られている。

ライフサイクル仮説のもつ第2の問題点は、家計の貯蓄行動が純粋なライフサイクル仮説にしたがうとの仮定のもとで、各家計の資産を集計して経済全体の総資産を計算すると、現実に観察される資産総額よりも小さな値しか得られないことである。White（1978）は、シミュレーションモデルから家計の年齢一資産プロファイルを構成して、ライフサイクル仮説による経済の資産蓄積総額は実際の資産総額の約半分にすぎないという結果を得た。また、Kotlikoff and Summers（1981）は実際のデータから家計の年齢一資産プロファイルを推計して、ライフサイクル仮説による総資産額は現実の総資産額の約5分の1にすぎないと報告している¹⁾。

以上述べた2つの現象は、純粋なライフサイクル仮説では十分に説明することはできない。そのため、純粋なライフサイクル仮説を拡張することによって、この問題を説明することが試みられてきている。そのなかで有力な説明は2つある。そ

れは寿命の不確実性と遺産動機である。

この2つの拡張によれば、第1の問題点はつきのように説明できる。消費者の寿命が不確実なときには、長生きする可能性も考慮に入れて消費計画が立てられるので、家計の年齢—資産プロファイルは、純粋なライフサイクル仮説が予想するよりもゆるやかに減少する。Davies (1981) はシミュレーションによって、この説明が成り立つことを示している。また、資産を遺産として子孫に残したいという、利他的な遺産動機を家計がもつ場合には、自分が死亡する時点で資産をすべて使いきることはしないため、家計の年齢—資産プロファイルはゆるやかに減少する。

第2の問題点で述べられたライフサイクル仮説では説明されない部分の資産は、遺産・贈与による世代間の移転によって蓄積された資産であると考えられる。上の2つの説明では、純粋なライフサイクル仮説では無視されていた遺産の存在が考慮されている。前者の寿命の不確実性が存在する場合には、死亡した家計の保有する資産が予期せざる遺産 (unintended bequest あるいは accidental bequest) として子供に相続される。また、後者の場合には遺産動機に基づいて、遺産が残される²⁾。

純粋なライフサイクル仮説が以上のような問題点をもつことを認識するならば、この仮説に依拠した本間他 (1987) のシミュレーションの結果にも影響を与える可能性を考慮する必要がある。このことから、本稿ではライフサイクル仮説を拡張する第1の試みとしてあげた寿命の不確実性を本間他 (1987) のモデルに導入することによって、年金政策と遺産行動がどのように関係しあっているかを考察していくことにする。

本稿の構成は以下のとおりである。II節では、部分均衡分析の枠組みから、年金政策と遺産行動の関係を調べる。III節では、一般均衡モデルを用いて、高齢化社会における年金政策の一般均衡効果を分析する。最後にIV節では、本稿の結論と残された課題が述べられる。

II 拡張されたライフサイクルモデル

II節では寿命の不確実性をもつように拡張されたライフサイクルモデルのもとでの家計の行動を考察する。寿命の不確実性が存在する場合の家計行動の分析は、Yaari (1965) の先駆的研究をはじめ、Barro and Friedman (1977), Fischer (1973), Levhari and Mirman (1977) 等の理論的研究や、Davies (1981) のシミュレーション分析等がある。しかし、寿命の不確実性のために発生する遺産が、外生変数あるいは政策変数によってどのように反応するか、を分析した研究は存在しない。

そこでこの節では、とくに年金政策が家計の残す遺産にどのような影響を与えるか、を考察の対象とする。このような分析をおこなうためには、寿命の不確実性を表現するために多期間モデルを構成する必要、および流動性制約の可能性を考慮する必要がある。したがって、理論モデルから結論を導出することは不可能に近いことから、本稿のようなシミュレーション分析が有用である。またこの節で得られる結果は、III節の一般均衡分析の議論のための非常に有益な情報を提供してくれる。

まず、寿命の不確実性を導入したライフサイクルモデルの説明をおこなおう。時間は1年を単位として離散的に記述されている。家計は、21歳に意思決定主体として登場してから最長100歳まで生存するが、この期間中にある確率でもって死亡する可能性が存在するとする。 $j+20$ 歳の家計が $j+21$ 歳も生存している確率を $q_{j+1|j}$ で表すと、21歳の家計が $s+20$ 歳まで生存している確率 p_s は、これらの条件付き確率の積をとって、

$$p_s = \prod_{j=1}^{s-1} q_{j+1|j} \quad (1)$$

として表される。このとき、 $p_1=1$ であり、さらに101歳には確実に死亡すると仮定することから、 $q_{81|80}=0$ であり、 $p_{81}=0$ となる。この間で p は単調に減少する。本稿では、この p を昭和59年度の生命表(厚生省人口問題研究所)から作成した。これによれば、たとえば60歳まで生存した家計が、

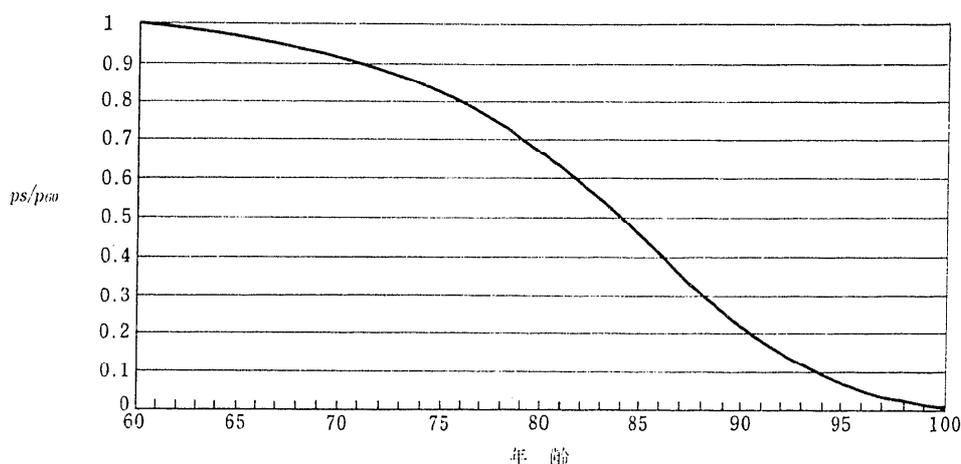


図1 60歳の家計の生存曲線

その後何歳まで生存するかを示す確率（すなわち、 p_s/p_{60} ）のプロファイルは図1のようにして示される³⁾。

家計の効用は余暇と消費に依存するとし、 $s+20$ 歳の時点での家計の効用を、

$$u_s = (c_s^{1-1/\rho} + \alpha l_s^{1-1/\rho})^{(1-1/\rho)^{-1}} \quad (2)$$

のようなCES型効用関数で特定化する。ここで c は消費、 l は余暇を表す。また、 α は家計の余暇に対する比重を示すパラメータ、 ρ は消費と余暇の同時点間の代替の弾力性のパラメータである。

家計は、生涯全体にわたっての効用を最大化するように労働供給と消費の意思決定をおこなうとする。21歳の家計のライフサイクル全体での期待効用を、

$$U = \sum_{s=1}^{80} p_s (1+\delta)^{-(s-1)} \frac{u_s^{1-1/\gamma}}{1-1/\gamma} \quad (3)$$

のように、分離可能型かつ相対的危険回避度一定の通時的効用関数で特定化する。ここで、家計が死亡した場合の効用は家計の意思決定とは独立になるため、死亡した場合の効用は(3)式のなかには陽表的に考慮されていない。(3)式で、 δ は時間選好率、 γ は異時点間の代替の弾力性を示す。

$s+20$ 歳での家計の予算制約式は、

$$A_{s+1} = [1 + (1 - \tau_y)r]A_s + (1 - \tau_y - \tau_p)\tau e_s(1 - l_s) + b_s + a_s - (1 + \tau_c + \tau_{pc})c_s \quad (4)$$

として表される。ここで、 A は家計の保有する資産である。 e は労働の効率性の尺度であり、家計の年齢により労働の効率性が異なると考える⁴⁾。

r は利子率、 w は効率当たり賃金率であり、 τe は家計にとっての粗賃金率とみなすことができる。余暇の初期賦存量を1と基準化して、 $1-l$ で労働供給量を表す。また、税体系はすべて比例税であるとして、 τ_y は所得税率、 τ_c は消費税率、 τ_p は年金保険料率、 τ_{pc} は年金消費税率を示す。なお、所得税は総合所得課税で、労働所得と資本所得に同一率で課税されるとする。さらに、私的年金は存在しないものと仮定する。

(4)式の b_s は年金給付額であり、支給開始年齢を R 歳、標準報酬年額を H 、給付率を β とすると、

$$\begin{aligned} b_s &= \beta H & (s \geq R) \\ b_s &= 0 & (s < R) \end{aligned} \quad (5)$$

となる。ここで H は、退職年齢を RH 歳とすると、

$$H = \frac{1}{RH} \sum_{s=1}^{RH} \tau e_s (1 - l_s) \quad (6)$$

として定義される。以上のような年金政策は家計によって完全に予見されているものと仮定する。このことから、以下の政策変更の分析は完全に予見された2つの政策間での家計行動の違いを見ようとするものであり、家計の計画期間途中に発生する予期されない政策変更はここでは取り扱わない。

また、 a_s は相続した遺産額を表す。遺産は、死亡した家計の保有していた資産が若い世代へ移転されることによって発生する。議論の単純化の

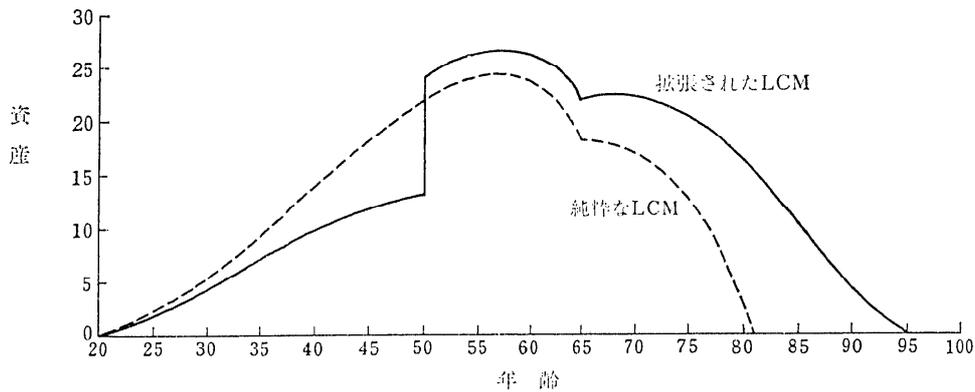


図2 純粋なライフサイクルモデルと拡張されたライフサイクルモデルの年齢—資産プロフィール

ため、死亡した家計の遺産は50歳の家計に受け渡されるものとする。すなわち、 a_s は s が 30 のときに正の値をとり、その他はゼロである⁵⁾。

家計の通時的期待効用最大化問題を解く場合には、各期の予算制約式のほかに、さらに2つの制約が課せられるものとする。第1の制約は家計の保有資産が負にならないという流動性制約で、これは、

$$A_s \geq 0 \quad (7)$$

として表される。第2は、労働供給が負にならないという制約である。年金支給開始年齢以降においてはかならず退職すると仮定すると、第2の制約は、

$$\begin{aligned} l_s &\leq 1 & (s < R) \\ l_s &= 1 & (s \geq R) \end{aligned} \quad (8)$$

で表される。

以上のように定式化された効用最大化問題を解いて、家計の消費・労働供給計画を求める手続きは付録Aで説明する。また、家計の主体的最適化モデルをシミュレートするためのパラメータは以下のようにして設定された。選好パラメータに関しては、本間他(1987)と同じ数値を採用している。利率は8%、賃金率は1とおいた。これは本間他(1987)の初期状態の数値であり、本稿のⅢ節でおこなわれる一般均衡モデルの解も、この数値に近い範囲にある。

年金政策については、昭和61年改正による厚生年金制度が成熟した状態に近い形を想定した。給付率については、老齢基礎年金と老齢厚生年金と

をあわせて、現役男子の平均標準月額額の69%の支給が、改正制度では予定されている。ここでは、給付率 β は0.70と設定した。支給開始年齢は65歳と想定し、 R を45とおいた。年金保険料率は65歳支給の場合、2025年には23.9%になるとの見通しである。ここでは年金保険料率 τ_p を0.24、年金消費税率 τ_{pc} を0とおいた。所得税と消費税については、現在の数値に近いものとして、 $\tau_y=0.12$ 、 $\tau_c=0.05$ と設定した。また、50歳での遺産相続額は、ベンチマークでの家計の残す期待遺産額にほぼ等しい値として、12と設定した。

寿命の不確実性が家計の貯蓄行動に与える影響をみるために、図2には寿命の不確実性が存在する場合としない場合の年齢—資産プロフィールが描かれている。本稿のモデルでの21歳の家計の平均余命は80.2歳であることから、寿命の不確実性がない場合の家計の寿命は80歳を仮定する。図2に描かれた寿命の不確実性がある場合のプロファイルは100歳まで生存した家計のプロファイルを表す。それ以前に死亡した場合には、プロファイルはその時点で切断されることになる⁶⁾。

年齢—資産プロフィールは、Ⅰ節でも述べたとおり、寿命の不確実性がある場合には、純粋なライフサイクル仮説が予想するよりも、ゆるやかに減少していくことが示される。この点はDavies(1981)の結果とも整合的である。しかし、非常に高齢になると、家計は資産をすべてとりくずして、流動性制約に直面する。これは死亡率が高まるにつれて、主観的割引率が上昇し、消費が減少

表 1 遺産の年金政策に対する反応

	BQ	E
基準点	3.19	75
給付率		
80%	2.42	74
60%	4.02	77
保険料率		
19%	3.84	76
29%	2.54	74
支給開始年齢		
60歳	3.02	75
70歳	3.49	76
消費税率		
10%	3.20	75
0%	3.18	75

(注) BQ はパーセントで表示されている。E は流動性制約が制約的となる年齢を示す。選好パラメータはつぎのように設定された。 $\gamma=0.3$, $\rho=0.6$, $\alpha=0.1$, $\delta=0.01$, $\beta=0.7$ 。また、基準点での政策変数および外生変数はつぎの通りである。 $R=45$, $\tau_y=0.12$, $\tau_c=0.05$, $\tau_p=0.24$, $\tau_{pe}=0$, $r=0.08$, $w=1$, $a=12$ 。

していくためである。

つぎに、寿命の不確実性による遺産の発生が年金政策によってどのような影響を受けるかを見てみよう。家計の残す遺産の期待値を生涯の人的資源の総価値で基準化した数値を BQ とおき、

$$BQ = \frac{\sum_{j=1}^{80} (1 - q_{j+1|j}) p_j A_{j+1}}{\sum_{j=1}^{44} w e_j} \quad (9)$$

で計算する⁷⁾。年金政策をはじめとする外生パラメータが変化した場合、この期待遺産額がどのように変化するか、表 1 に示されている。

表 1 を見ていくと、まず、給付率の減少は、退

職後の消費をまかなうために必要な家計の貯蓄額を増加させる働きをもっている。給付率を70%から60%へ引き下げると、遺産額は26.2%増加して、流動性制約が制約的となる年齢が95歳から97歳へ延びる。一方、年金保険料率を24%から19%へと引き下げると、遺産総額は20.5%増加する。これらの2つの政策手段の変更は遺産額に大きな変化を引き起こす。これに対して、支給開始年齢の変更あるいは消費税率の変更には遺産は大きく反応しない。支給開始年齢を65歳から70歳へと引き上げた場合の遺産の増加分は9.46%である。一方、消費税率を5%から10%へと上昇させた場合の遺産額の増加分は0.2%にすぎない。

このように、年金政策はその手段によって、遺産に対して異なった影響を与えることがわかる。遺産は死亡した家計の保有資産からもたらされるので、なぜこのような現象が生じるのかを考えるためには、年金政策を変更した場合に家計の年齢一資産プロファイルがどのように変化するか、を見ればよい。

保険料率を低下させる、あるいは給付率を低下させる政策をとった場合、家計はこれに反応して若年期の消費を老年期に移動させようとする。このため、家計の年齢一資産プロファイルは上方にシフトする。これに対して、支給開始年齢の変更は図 3 に表されるように、年金支給開始後の年齢一資産プロファイルに対してはほとんど影響を与えない。また、消費税率が変更された場合には、

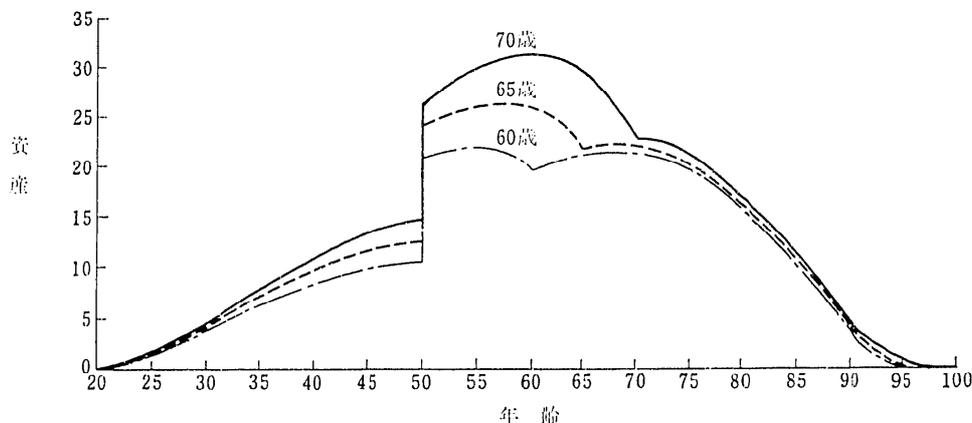


図 3 支給開始年齢の年齢一資産プロファイルへの影響

表 2 遺産の弾力性

	r		
	0.2	0.3	0.5
β	-4.42	-1.75	-0.703
$(1-\tau_p)$	6.07	3.08	1.88
$(1+\tau_{pr})$	0.0860	0.0519	0.0577
a	0.214	0.105	0.0592
r	4.35	3.16	2.94

(注) 弾力性は、外生変数を1%ずつ増減させたときの期待遺産額の変化の平均から導出されている。

生涯にわたる消費に対し一様に課税されるので、年齢一資産プロファイルはほとんど変動しない。以上の家計の年齢一資産プロファイルの反応から、年金保険料率の変更あるいは給付率の変更は遺産額を大きく変動させるのに対して、消費税率の変更あるいは支給開始年齢変更は遺産額をあまり変動させないという結論が導かれるのである。

遺産行動の年金政策に対する反応の度合いを弾力性値によってまとめると、表2のようになる。表2には、 r が0.2, 0.3, 0.5のケースについての弾力性値がそれぞれ計算されてある⁸⁾。 r が0.3の基準ケースについて見ると、遺産の給付率に対する弾力性は-1.75、保険料率に対する弾力性は3.08、消費税に対する弾力性は0.0519である。

また、その他の外生変数に対する弾力性を計算すると、利子弾力性は3.16、富弾力性は0.105と求められる。利子弾力性が大きいのは、現在財と将来財との代替効果を通して年齢一資産プロファイルが大きく変化するためである。また、遺産相続額が与える影響は、生涯を通じての消費の変化に分散するので、遺産額へ与える影響は微少なものとなっている。

III 年金政策の一般均衡効果

II節では、部分均衡の枠組みから、年金政策の遺産行動に与える影響を考察してきた。しかし、政策変数のひとつを独立に変更すること、あるいは利子率・賃金率が一定であるという仮定は、一般均衡の視点からは制約的な仮定である。このことから、III節では一般均衡モデルに基づく分析をおこなう。

一般均衡の枠組みから、寿命の不確実性がある場合の年金の効果进行分析した研究としては、Abel (1985, 1986, 1987), Eckstein, Eichenbaum and Peled (1985), Sheshinski and Weiss (1981) 等の2世代共存モデルの理論的分析、さらに、Hubbard and Judd (1987) は多世代共存モデルのシミュレーション分析がある。

しかし、これらの研究で検討された年金政策は積立方式あるいは賦課方式との比較という特殊な政策の考察に限られており、より一般的で現実性のある年金政策の設定のもとでの、寿命の不確実性のもつ効果に関しては、ほとんど明らかにされていない。そこでIII節では、従来の研究よりも多様な年金政策を想定し、その一般均衡効果をシミュレーション分析によって検討する。そのなかでとくに注目するのは、II節で得られた年金政策が遺産に与える影響が一般均衡モデルのなかでも検出されるかどうか、についてである。

一般均衡モデルでの企業、政府、市場均衡の構造は本間他 (1987) と同じ設定を採用している。このことによって、純粋なライフサイクル仮説に基づいた本間他 (1987) の分析の帰結が、寿命の不確実性による遺産の存在によって、どのような影響を受けるかを考察することも可能としている。

一般均衡モデルの概略はつぎのとおりである。モデルは、前節で考察された特性をもつ家計が毎年つぎつぎに生まれてくるという多世代共存モデルの構造をとっている。毎年、経済には21歳から100歳までの80タイプの家計が存在している。生年別に分けられた各コーホート内には十分なだけ多数の家計が存在しており、大数の法則からコーホートの総人口の確率的要因は消滅とする。生産面は、資本と労働を生産要素とした、CES型の集計された生産関数で表され、生産要素の価格は限界生産力により決定される。政府部門は、租税を調達して公共財を供給する一般会計部門と公的年金制度を運営する年金会計部門とから構成される。モデルの完全な記述については付録Bを参照されたい。

シミュレーション分析は、(1)高齢化社会が公的年金制度を通して、資本形成、経済厚生等にと

表3 一般均衡モデルのシミュレーション結果

	(A) 初期状態	(B) 高齢化社会	(C) 給付率50%	(D) 支給開始 年齢65歳	(E) 積立金	(F) 消費税
(拡張されたライフサイクルモデル)						
r	0.0785	0.0886	0.0731	0.0722	0.0723	0.0732
τ_y	0.129	0.149	0.141	0.127	0.148	0.129
τ_c	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	0.065
τ_p	0.245	0.341	0.284	0.240	0.270	0.245
τ_{pc}	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.091
負担率	0.357	0.450	0.401	0.353	0.389	0.445
効用水準	-4.65	-6.57	-5.28	(-4.57)	-5.16	-5.34
(純粋なライフサイクルモデル)						
r	0.0787	0.0864	0.0732	0.0711	0.0701	0.0738
負担率	0.349	0.431	0.385	0.332	0.373	0.426
効用水準	-4.79	-6.47	-5.34	(-4.53)	-5.07	-5.46

のような影響を与えるか、(2)年金政策の変更が資本形成、経済厚生等にどのような影響を与えるか、の2点を考察の主眼とする。

まず、第1の主眼点の高齢化社会の影響について調べてみよう。高齢化社会の到来といわれる現象は、このモデルの枠組みでは、人口成長率あるいは出生率の低下の側面からとらえることができる。そこで、人口的要因の異なる2つの経済を考察の対象とする。1つは高人口成長率の経済(初期状態と呼ぶ)、もう1つは低人口成長率の経済(高齢化社会)である。初期状態では、あらたに登場する家計の数が毎年1%ずつ上昇していくものとし、この世代成長率が0%へ低下した社会を高齢化社会とする。この初期状態は戦後から現在へいたるまでのわが国の人口構成を、高齢化社会は21世紀での人口構成を抽象化したものと考えられる。

表3の上段には、本稿で考察された拡張されたライフサイクルモデルによるシミュレーションの結果が、下段には本間他(1987)でおこなわれた純粋なライフサイクル仮説によるシミュレーションの結果が再掲されている⁹⁾。シミュレーションはすべて定常状態の比較という形式でおこなわれ、定常状態への移行過程については本稿ではとりあげない。

表3の(A)欄には、初期状態の定常状態の解が示されている。政策変数の仮定は年金給付率を60

%, 1家計当たり政府支出を0.725としており、公債の発行および年金積立金はないとしている。一般会計の消費税率5%, 年金会計の消費税率0%を所与として、所得税率と年金保険料率を政府の収支が均等するように内生的に決定している。定常状態では利子率は7.9%, 賃金率は1.007となる¹⁰⁾。また、所得税率12.9%, 年金保険料率24.5%となり、租税負担と年金負担の合計の総産出量比で表された公的負担率は35.7%になる。

表3の(B)欄は、初期状態と同じ政策変数のもとでの高齢化社会の解を示している。給付率を60%に維持するためには、保険料率を24.5%から34.1%へと約1.4倍にする必要があり、公的負担率は45%へと上昇する。人口的要因の変化は家計の所得の減少をもたらす、利子率は7.9%から8.9%へと上昇する。この経済状態の変化は家計の効用水準を低下させる。

つぎに、第2の主眼点の政策変更の効果について見てみよう。ここで考察する政策手段としては、つぎの4ケースを想定した。

(C) 給付率を標準報酬の60%から50%へと引き下げる

(D) 支給開始年齢を60歳から65歳へと引き上げる

(E) 3年間の年金給付額に等しい額を積立金として保有する

(F) 所得税率と年金保険料率は初期状態の値

を維持し、税収不足分は消費税と年金消費税によって調達する

(C)から(E)までの政策は、年金負担の軽減を図る方法、(F)は財源調達の方法を変更する方法である。この4ケースは本間他(1987)でなされたシミュレーションと同等のものであるので、表3の上段と下段の結果を比較することによって、寿命の不確実性の存在がどのような影響をもつかを考察することが可能である。

シミュレーションの結果を見ると、(C)から(F)までの各政策では、ケース(B)と比較していずれも資本蓄積を促進し、利子率を低下させる。そしてこのことは家計の経済厚生の上昇をもたらす¹¹⁾。ケース(C)、(D)は賦課方式の年金制度の縮小を意味しており、賦課方式の年金制度が資本ストックを減少させるというよく知られた命題の反映である。ケース(E)は完全賦課方式の運営に積立方式の要素を加味する政策である。これは年金政策のなかの賦課方式の度合いを減じることによって、資本ストックを増加させる。ケース(F)の消費税の導入は、(B)との比較でいえば、労働所得税から消費税への移行を意味している。この移行は、高齢時での税支払いのための貯蓄の増加によって、資本ストックを増加させる効果をもっている(Summers [1981])。ケース(F)ではこの資本蓄積効果が現れていると考えられる。

以上のシミュレーションでの人口的要因の変化および政策変更の影響を表3の上段と下段と比較すると、利子率および効用水準の定性的な変化の方向に違いはない。このことから、本間他(1987)で得られた定性的な結論は、拡張されたライフサイクルモデルのもとでも維持されるということが出来る。しかし、政策変更の定量的な効果に対しては寿命の不確実性の存在が無視できない影響を与えている。つぎにこのことを見てみよう。

まず、表3で気がつくことは、ケース(E)の積立金を保有する政策への移行では、拡張されたライフサイクルモデルでの利子率の減少率が小さくなっていることである。寿命の不確実性が存在しない場合には、積立方式の年金は家計の貯蓄と完全に代替することによって、資本蓄積に対して中

立的となる。これに対して、寿命の不確実性がある場合の積立方式の年金は、寿命の不確実性をプールする保険の役割を果たし、予備的動機に基づく貯蓄を減少させることによって、資本ストックを減少させる効果をもつ(Abel [1985])。この事実がケース(E)のシミュレーションに反映され、拡張されたライフサイクルモデルでの資本蓄積効果を減少させたと考えられる。

つぎに注目すべき点は、寿命の不確実性の存在するケースの方が人口的要因あるいは政策の変化に対し大きな反応を示すことである。たとえば、ケース(A)から(B)への利子率の変化率はそれぞれ12.9%と9.8%で、拡張されたライフサイクルモデルの方が大きくなっている。ケース(D)から、(C)、(D)、(F)への変化についても同様のことがいえる。

表3の上段と下段のシミュレーションの違いは、寿命の不確実性とそれにともなう遺産の存在の有無であるから、このことが政策効果の感応度の違いをもたらしたといえる。その理由は以下のように考えられる。ここでの内生変数の変動には、資産ストックを形成する家計貯蓄の変化が主要な役割を果たしているが、年金政策はとくに退職前後の年齢一資産プロファイルに影響することによって、経済変数に影響を与えている。すでに表2で見たように、寿命の不確実性を考慮した場合には、この時期の資産残高が大きくなることから、政策変更による反応額も大きくなる。さらに、年金政策による高齢者の資産形成の減少は意図せざる遺産を減少させ、このことが受け取り遺産減少の所得効果を通じて、年齢一資産プロファイルをさらに下方へシフトさせる増強効果をもつ¹²⁾。以上の点が、寿命の不確実性と遺産の存在が政策効果の感応度を大きくさせる理由と考えられる。

そこで、遺産の存在がもつ効果をつぎのような方法で検出してみよう。前節で見たように、年金政策はその政策手段によって、遺産に対して異なった効果をもつ。支給開始年齢の変更あるいは消費税率の変更に対しては、遺産はあまり反応しない。このことから、拡張されたライフサイクルモデルでの政策感応度と純粋なライフサイクルモデ

表4 政策変更に対する感応度の比較

	(A) 拡張された ライフサイ クルモデ ル	(B) 純粋なラ イフサイ クルモデ ル	(C) (A)－ (B)	(D) (A)－ (B)
(1) 給付率50%				
保険料率変更	17.5	15.3	2.2	1.15
消費税率変更	8.24	6.71	1.53	1.23
(2) 支給開始年齢65歳				
保険料率変更	18.5	17.8	0.7	1.04
消費税率変更	2.03	1.85	0.18	1.10
(3) 保険料率引き下げ				
給付率変更	30.0	28.2	1.8	1.06
支給開始年齢変更	18.5	17.8	0.7	1.04
(4) 消費税率引き下げ				
給付率変更	15.5	12.4	3.1	1.24
支給開始年齢変更	2.03	1.85	0.18	1.10

(注) (A), (B)は政策変更に対する利子率の変化率のパーセント表示である。

ルの政策感応度の比は、給付率あるいは保険料率の変更をとまなう政策のほうが、支給開始年齢あるいは消費税率の変更をとまなう政策よりも大きくなることが予想される。

このことを確かめるために、つぎのようなシミュレーションをおこなった。上の2つのモデルの間で、(a)保険料率と消費税率変更による利子率の感応度の比較、あるいは(b)給付率変更と支給開始年齢変更による利子率の感応度の比較をおこなう。そして、(a)の比較では、拡張されたモデルの感応度の増加が保険料率変更の場合でより大きくなるかどうかを、(b)の比較では、給付率変更の場合でより大きくなるかどうかを確かめる。ある政策変数が変化した場合、年金部門の収支を均等させるためには、少なくとも他のひとつの政策変数が同時に動かななくてはならない。(a)の比較の場合は、(1)給付率、(2)支給開始年齢、(b)の比較の場合には、(3)保険料率、(4)消費税率を同時に変更する場合の2ケースが考えられる。

表4にはこれらの4ケースの政策変更について、利子率の感応度が計算されている。表4の(A)欄は、拡張されたライフサイクルモデルでの利子率の変化率、(B)欄は純粋なライフサイクルモデルでの利子率の変化率をパーセントで表示している。まえにも述べたように、(A)欄の数値は一様に(B)欄の数値よりも大きくなる。

ここでの関心は、それぞれのケースのなかで、保険料率変更の場合あるいは給付率変更の場合が、消費税率の変更あるいは、支給開始年齢の変更よりもその感応度の上昇の度合いが大きいかどうかにある。(C)欄には両モデルの変化率の差が示されている。これで見ると、たしかに保険料率変更あるいは給付率変更の感応度の上昇度が大きくなっている。(D)欄には、両モデルの変化率の比が示されている。この場合には、給付率変更政策の場合の変化率の比が大きいことは確かめられるが、保険料率変更の場合は消費税率変更の場合よりも比で見た上昇度は小さくなっている。後者の関係は遺産の存在が予想する結論と反対であるが、これについては、利子率が大きく低下することによって、利子率の減少が遺産を減少させる効果が保険料率変更の効果を相殺したと考えられる。

以上のことをまとめると、つぎのようにいえる。遺産の存在によって、政策変数に対する内生変数の感応度が高まることは、年金給付率と年金支給開始年齢の比較では確かめることができた。しかし、保険料率変更と消費税率の比較では、部分的な証拠を得るにとどまっている。

IV 結 論

本稿で得られた結論をまとめると、つぎのように述べることができる。

- (1) 年金政策が、寿命の不確実性によって発生する遺産に与える影響は、政策によって異なった効果をもつ。給付率の変更あるいは保険料率の変更に対しては、遺産は大きく反応する。支給開始年齢の変更によっては、遺産はあまり反応しない。消費税率の変更によっては、遺産はほとんど反応しない。
- (2) 年金政策変更の定性的な影響は、純粋なライフサイクルモデルと拡張されたライフサイクルモデルとの間で違いはなく、年金負担の軽減、積立方式への移行、消費税への財源調達シフトはいずれも資本蓄積を促進させ、家計の効用を増加させる。
- (3) 定量的な影響を見ると、遺産の存在は経

済の内生変数の政策変数に対する反応の度合いを純粋なライフサイクルモデルよりも大きくする。給付率を変更する政策は、支給開始年齢を変更する政策に比較して、政策感応度の上昇幅が大きい。保険料率を変更する政策と消費税率を変更する政策の比較では利子率変動の効果が攪乱されて、部分的な証拠にとどまった。

本稿のもつ政策的含意は、結論(2)より、基本的には本間他(1987)を継承するものであり、高齢化社会へ向けての政策運営は、資本蓄積への影響に対し十分な注意を払う必要があるということができる。すなわち、資本ストックを増加させるような政策手段の導入により、家計の厚生水準を上昇させることが可能である。くわえて、遺産の存在は年金政策の資本蓄積に与える影響をより大きくするという結論(3)は、この政策的含意の重要性をさらに補強するものである。

最後に、本稿の分析のもつ問題点と残された今後の課題について述べておきたい。第1に、代表的家計による分析のため世代内での分配の問題が捨象されている。とくに寿命の不確実性による遺産額の多少が所得分配の不平等を発生させる効果が、最近の研究で関心を呼んでいる¹³⁾。しかし、本稿のような多世代共存モデルに、この所得分配の側面を挿入することは非常に困難である。第2に、本稿では遺産動機は存在しないものと仮定している。これは、遺産動機を導入すると計算量が飛躍的に増大してしまうためであるが、遺産動機を含むモデルに拡張することが望まれよう。第3に、本稿では高齢化社会をもたらす人口の要因は、人口成長率の1%から0%への変化という簡単な形でとらえられていた。シミュレーションの現実妥当性をより高めるためには、生存確率および人口構成の現実の時系列データを用いる必要がある。第4に、本稿では家計を基本的な意思決定主体として取り扱ったが、家計は夫婦、老人、子供等の複数の構成員をもっている。したがって、本稿での意思決定問題は実際の家計の意思決定問題を十分に反映していないかもしれない。第5に、本稿では分析の対象を定常状態に限定していたが、

移行過程において発生する世代間の厚生格差に関する考察も必要とされよう。以上の問題点の改善は今後の課題である。

【付録A】

II節の家計の通時的期待効用最大化問題は、(4)、(7)、(8)式の制約のもとで、(3)式を最大化する問題として表される。ラグランジュ関数を、

$$L = U + \sum_{s=1}^{80} \lambda_s \{A_{s+1} - [1 + (1 - \tau_y)r]A_s + (1 - \tau_y - \tau_p)w e_s(1 - l_s) + b_s + a_s - (1 + \tau_c + \tau_{pc})c_s\} + \sum_{s=1}^{80} \mu_s(1 - l_s) + \sum_{s=1}^{80} \eta_{s+1}A_{s+1} \quad (A1)$$

とおき、操作変数を c, l, A として、1階の条件を求めると、

$$p_s(1 + \delta)^{-(s-1)} u_s^{-1/\gamma} c_s^{-1/\rho} = \lambda_s(1 + \tau_c + \tau_{pc}) \quad (A2)$$

$$p_s(1 + \delta)^{-(s-1)} u_s^{-1/\gamma} \alpha l_s^{-1/\rho} = \lambda_s[(1 - \tau_y - \tau_p)w e_s + \mu_s] + z \sum_{v=R}^{80} \lambda_v \frac{\beta}{RH} w e_s \quad (A3)$$

$$\lambda_s = (1 + (1 - \tau_y)r)\lambda_{s+1} + \eta_{s+1} \quad (A4)$$

$$\mu_s(1 - l_s) = 0 \quad (s < R) \quad (A5)$$

$$1 - l_s = 0 \quad (s \geq R) \quad (A6)$$

$$\eta_{s+1}A_{s+1} = 0 \quad (A7)$$

$$\mu_s \geq 0 \quad (A8)$$

$$\eta_s \geq 0 \quad (A9)$$

$$z = 0 \quad (s < R) \quad (A10)$$

$$z = 1 \quad (s \geq R) \quad (A11)$$

のようになる。ここで、とくに明記されていない s は1から80までの値をとる。

流動性制約が存在する場合に、1階の条件を解いて、家計の貯蓄・消費・労働供給計画を求めるには、流動性制約が拘束的となる時点の情報が必要である。予備的なシミュレーションで、家計の保有資産がゼロとなるのは、100歳に近い高齢のときであることがわかった。また、いったん保有資産がゼロとなった場合には、それ以降は100歳まで保有資産はゼロの値に留まる。

そこで、家計の期待効用最大化問題をつぎのようにして解く。まず、流動性制約が拘束的になる時点をもとに、 $E+1$ とおいて、その時点までの貯蓄・消費・労働供給計画を流動性制約がないものとみなして解く。

$E+20$ 歳までの家計の各時点における消費 c および労働供給 $1-l$ は、つぎのような方法で具体的に計算される。(A2)式と(A3)式との比をとると、 λ_1 で割ると、

$$l_s = J_s c_s \quad (\text{A12})$$

が得られる。ここで、

$$J_s = [(\tau w_s^* M_s + z N E_s) / \alpha (1 + \tau_c + \tau_{pc}) M_s]^{-\rho} \quad (\text{A13})$$

$$w_s^* = (1 - \tau_y - \tau_p) \tau w e_s + \mu_s \quad (\text{A14})$$

$$N E_s = \sum_{i=R}^{80} (\beta / R H) \tau w e_s M_s \quad (\text{A15})$$

$$M_s = \prod_{i=1}^{s-1} (1 + (1 - \tau_y) r)^{-1} \quad (\text{A16})$$

とする。 w^* は退職期間において労働供給をゼロとするための留保賃金であり、 $N E$ は今期の労働供給の増加が標準報酬年額の増加を通して、将来の年金給付を増加させる貢献分を表す。また、 M は割引因子である。

(A2)式と(A3)式をそれぞれ1期前のものと比をとると、

$$c_s = \left(\frac{p_s}{p_{s-1}} \frac{1 + (1 - \tau_y) r}{1 + \delta} \right)^{\tau} \left(\frac{w_s}{w_{s-1}} \right) c_{s-1} \quad (\text{A17})$$

$$l_s = \left(\frac{p_s}{p_{s-1}} \frac{1 + (1 - \tau_y) r}{1 + \delta} \right)^{\tau} \left(\frac{w_s}{w_{s-1}} \right) \left(\frac{w_s^*}{w_{s-1}^*} \right)^{-\rho} l_{s-1} \quad (\text{A18})$$

が得られる。ここで、

$$w_s = [1 + \alpha J_s^{(1-1/\rho)}]^{(\rho-\tau)/(1-\rho)} \quad (\text{A19})$$

である。以上のことから、初期時点の c_1 を決定すれば、 $E+20$ 歳までの c と l が(A12)、(A17)、(A18)式より計算することができることがわかる。

初期時点の c_1 はつぎのようにして求める。家計の各期の予算制約式を、流動性制約を無視して、

$$A_{E+1} = 0 \quad (\text{A20})$$

の制約のもとで、 $E+20$ 歳まで前向きに解いて、ライフサイクルの予算制約式、

$$\sum_{s=1}^E (1 + \tau_c + \tau_{pc}) c_s M_s$$

$$= \sum_{s=1}^E (1 - \tau_y - \tau_p) \tau w e_s (1 - l_s) M_s + \sum_{s=1}^E b_s M_s + \sum_{s=1}^E a_s M_s \quad (\text{A21})$$

を求める。(A21)式に(A12)、(A17)、(A18)式を代入して、 c_1 について解く。

$E+20$ 歳よりあとでは、保有資産はつねにゼロであることから、

$$(1 + \tau_c + \tau_{pc}) c_s = b_s \quad (\text{A22})$$

から、 c が計算される。

【付録B】

III節で考察される一般均衡モデルはつぎのように構成される。

企業

Y 総産出量

K 総資本

L 総雇用量

σ 生産要素間の代替の弾力性

ε ウエートパラメータ

ϕ スケールパラメータ

w 賃金率

r 利率

$$Y_t = \phi [e K_t^{1-1/\sigma} + (1 - \varepsilon) L_t^{1-1/\sigma}]^{-(1-1/\sigma)} \quad (\text{B1})$$

$$\frac{w_t}{r_t} = \frac{1 - \varepsilon}{\varepsilon} \left(\frac{K_t}{L_t} \right)^{1/\sigma} \quad (\text{B2})$$

$$Y_t = w_t L_t + r_t K_t \quad (\text{B3})$$

政府

D 公債

G 公債の利子支払い以外の政府支出

T 労働所得税、資本所得税、消費税からの税収

g 1家計当たり政府支出

F 年金積立金

P 年金保険料収入および年金消費税収入

B 年金給付額

S 家計の供給する総貯蓄額

C 家計消費総額

N あらたに意思決定主体として参入する家計の総数

n 人口成長率

$$D_{t+1} = (1+r_t)D_t + G_t - T_t \quad (B\ 4)$$

$$F_{t+1} = (1+r_t)F_t + P_t - B_t \quad (B\ 5)$$

$$T_t = \tau_y w_t L_t + \tau_y r_t S_t + \tau_c C_t \quad (B\ 6)$$

$$P_t = \tau_p w_t K_t + \tau_{pc} C_t \quad (B\ 7)$$

$$B_t = N_t \sum_{s=R}^{80} p_s (1+n)^{-(s-1)} b_s \quad (B\ 8)$$

$$G_t = N_t \sum_{s=1}^{80} p_s (1+n)^{-(s-1)} g \quad (B\ 9)$$

$$S_t = N_t \sum_{s=1}^{80} p_s (1+n)^{-(s-1)} A_s \quad (B\ 10)$$

$$C_t = N_t \sum_{s=1}^{80} p_s (1+n)^{-(s-1)} c_s \quad (B\ 11)$$

市場均衡

Q 遺産総額

$$S_t + F_t = K_t + D_t \quad (B\ 12)$$

$$Q_t = N_t \sum_{s=1}^{80} (p_s - p_{s+1}) (1+n)^{-(s-1)} A_{s+1} \quad (B\ 13)$$

$$Q_t = N_t (1+n)^{-29} a_s \quad (B\ 14)$$

$$L_t = N_t \sum_{s=1}^{80} (1+n)^{-(s-1)} (1-l_s) e_s \quad (B\ 15)$$

$$Y_t = C_t + (K_{t+1} - K_t) + G_t \quad (B\ 16)$$

パラメータは、 $\sigma=0.8$, $\tau=0.3$, $A=0.91$, $g=0.725$, $D=F=0$ と設定されている。

以上のモデルは、Gauss-Seidel 法により、つぎのような手順で解くことができる。

(ステップ1) まず、賃金率 w^0 , 利子率 r^0 , 所得税率 τ_y^0 , 消費税率 τ_c^0 , 年金保険料率 τ_p^0 , 年金消費税率 τ_{pc}^0 を初期値として与える。

(ステップ2) この価格および租税パラメータを所与として、家計の効用最大化問題を解き、家計の残りの生涯にわたる消費計画 c^1 , 貯蓄計画 s^1 , 退職時期も含めた労働供給計画 $(1-l)^1$ を求める。

(ステップ3) 家計の貯蓄 s^1 と労働供給 $(1-l)^1$ をそれぞれ集計することにより、総資本 K^1 , 総労働供給 L^1 が計算される。これを生産関数に代入することによって、新しい賃金率 w^1 と利子率 r^1 が得られる。また、一般会計および年金会計と収支が計算され、収支が現在価値でバランスするような、目標水準の所得税率 τ_y^1 , 消費税率 τ_c^1 , 年金保険料率 τ_p^1 , 年金消費税率 τ_{pc}^1 が計

算される。

(ステップ4) このようにして変更された w^1 , r^1 および τ_y^1 , τ_c^1 , τ_p^1 , τ_{pc}^1 を新たな初期値として、(ステップ2)へ戻る。もし、初期値との差が条件値以内である場合には、収束したと判定する。

〔付記〕

本稿は1987年度理論・計量経済学会西部部会報告論文に基づくものである。本稿作成の過程で、跡田直澄助教授、橋木俊詔教授、八田達夫教授、レフェリーならびに大阪大学経済学部、大阪大学社会経済研究所でのセミナー参加者の方々から有益なコメントを頂いた。ここに記して感謝の意を表したい。

注

1) Kotlikoff and Summers (1981) の推計にはライフサイクル貯蓄を過小に推定しているという Modigliani (1984) による批判もあり、ライフサイクル仮説に基づく貯蓄がどれだけの割合をもつのかについては、まだ論争段階にあり、決着はついていない。しかし、ライフサイクル仮説が含意する貯蓄残高が現実の数値よりも小さいことについては、Modigliani も認めている。

2) 以上2つの説明はどちらもライフサイクル仮説で説明できない問題をうまく説明している。しかし、前者はあくまで利己的な家計の行動を前提としたものであるのに対し、後者は利他的な動機を仮定しており、仮説の性質は大きく異なっている。後者の遺産動機が存在するかどうかについては、これを支持する研究と否定する研究の双方があり、現在のところははっきりとした決着はついていない。

遺産動機をめぐる最近の研究を3つほど簡単に解説しておこう。Friedman and Warshawsky (1985, 1988) は両仮説を終身年金 (annuity) に対する需要行動を考察することによって検証している。彼らはシミュレーションによって、現実の終身年金の需要行動を説明するためには、遺産動機を考慮する必要があると結論づけている。Bernheim, Shleifer and Summers (1985) は子供の行動に影響を与えるための戦略的な遺産動機の可能性を考察している。彼らは、子供との接触の頻度と保有資産の関係を調べ、保有資産の高い家計ほど、子供との接触の頻度が多いこと、また接触の頻度は子供が複数いる場合は、1人の場合よりも多いことから、戦略的な遺産動機に肯定的な結果を得たとしている。

一方、Hurd (1987) は高齢者の貯蓄残高に子供の数が影響を与えるかどうかを調べ、子供がいるかないかは、資産残高を決定するのに重要な変数でないことから、遺産動機は重要な要因ではないとしている。

3) 寿命の最長限界を100歳としたのは、厚生省の生

命表では100歳以降の生存確率は計算されていないためである。

また、本稿での生存確率は男女平均で計算されている。これに代えて、家計の主たる構成員は夫であるとして、男子の生存確率を用いる方法もある(Davies [1981])。また家計の構成員を夫と妻として、どちらかが生きている限り家計は生存していると考えた場合には、家計の生存確率は本稿での数値よりも大きくなる(Kotlikoff and Spivak [1981])。男女平均を用いた本稿の方法はこれらの考え方の折衷である。

- 4) 効率性の尺度 e のプロフィールは、本間他(1987)で推定した、

$$Q = 4.75 + 0.0554V - 0.000760V^2 + 0.105X - 0.00190X^2$$

が使用されている。ここで、 V は年齢、 X は勤続年数を示す。なお、シミュレーションでは、21歳で就職し、1度も転職しないと仮定している。

- 5) 家計が死亡する年齢は確率変数であるので、家計が遺産を相続する年齢も確率変数となることから、この仮定はモデルの整合性を一部犠牲にしている。このような仮定をおく理由は、予算制約式を確率変数として効用最大化問題を解くことは非常に難しいこと、またⅢ節の一般均衡モデルで各コーホートを代表的家計で表現したいこと、による。この仮定の解釈としては、政府が100%相続税を課して、その収入を50歳の家計に平等に分配していると考えることができる。
- 6) 寿命の不確実性が存在する場合の年齢-資産プロフィールは遺産相続によって50歳時点で上方にジャンプする。この点については、現実のデータから構成された平均的家計の年齢-資産プロフィールと比較した場合、2つの相違点が見られるであろう。第1に、遺産を相続する年齢は、実際には各家計によって異なることから、遺産による資産の変化は各年齢層に分散して現れ、ここでのシミュレーションのような1時点での急激なジャンプとしては現れないであろう。第2に、サラリーマン世帯においては、退職金による資産形成が広く見られるが、本稿のモデルでは退職一時金制度は考慮されていない。したがって、60歳前後の年齢-資産プロフィールの現実の姿には、ここで考慮していない退職金が影響を及ぼしているかもしれない。
- 7) BQ を定義する際に、割引現在価値を用いなかったのは、Ⅲ節の一般均衡モデルでの遺産相続方法の仮定との整合性をとったためである。
- 8) γ が0.1でなく、0.2のケースで弾性値を計算したのは、 γ が0.1の場合では、退職後ただちに流動性制約に直面して、ほとんど遺産を残さないために、弾性値が非常に不安定な値で計測されてしまうためである。
- 異時点間の代替の弾力性 γ は遺産につきのような影響を与える。 γ が大きくなるほど、消費は利子率に対してより感応的になる。非常に高齢なときをのぞき、利子率は主観的割引率よりも高くなることか

ら、 γ が大きくなるほど、高齢時の消費を増加させようとして、資産プロフィールは上方へシフトする。

- 9) 本稿の表3下段の初期状態は、上段のモデルと対応させるため、家計の寿命を80歳として計算されている。そのため、家計の寿命を75歳として計算した本間他(1987)の初期状態とは一致していない。
- 10) 本稿でのパラメータは寿命の不確実性の影響をみるために、本間他(1987)と同じ数値を使用している。本間他(1987)では、初期定常状態で賃金率が1となるようにパラメータが基準化されていた。本稿ではその数値を異なる仮定をもったモデルに適用しているため、賃金率は基準化された数字とはなっていない。
- 11) ただし、ケース(D)の効用水準を他のケースと比較することは若干の留保が必要である。本稿のモデルでは、家計を年金支給が開始された時点で退職させるために、留保賃金が外生的に導入されている。ケース(D)では、この留保賃金が課せられる年齢が60歳から65歳へと移動するために、政策変更以外の外生的な環境の変化が効用水準に影響を与えている。したがって、ケース(D)では、政策変更の効果を効用水準で比較することはできない。この点は本間他(1987)では明示的に示されていなかったもので、ここで注記しておきたい。
- 12) 所得移転機能から見ると、年金は若年代から高齢者への移転であるのに対して、遺産は逆方向への移転となる。前節で見たように、年金制度の拡大は遺産の縮小をもたらすことから、世代間移転の方向について、年金政策の変化とそれによる遺産の変化は相乗的に作用する。
- 13) Abel (1985, 1986, 1987), Eckstein, Eichenbaum and Peled (1985) を参照。

参考文献

- Abel, A. B. (1985), "Precautionary Saving and Accidental Bequests," *American Economic Review*, Vol. 75, September, No. 4, pp. 777-791.
- (1986), "Capital Accumulation and Uncertain Lifetimes with Adverse Selection," *Econometrica*, Vol. 54, September, No. 5, pp. 1079-1097.
- (1987), "Aggregate Savings in the Presence of Private and Social Insurance", in J. Bossons, R. Dornbusch and S. Fischer eds., *Macroeconomics and Finance: Essays in Honor of Franco Modigliani*, MIT Press, pp. 131-157.
- アルバート安藤・山下道子・村山淳喜(1986)「ライフ・サイクル仮説に基づく消費・貯蓄の行動分析——全国消費実態調査に基づく日本の家計の高貯蓄率の分析」『経済分析』第101号, 1月, 25-139頁。
- Auerbach, A., and L. J. Kotlikoff (1983), "An Examination of Empirical Test of Social Security and Savings," in E. Helpman, A. Razin and E. Sadka, eds., *Social Policy Evaluation: An Economic Perspective*, Academic Press, pp. 161-179.
- and — (1984), "Social Security and the Eco-

- nomics of the Demographic Transition," in H. J. Aaron and G. Bartless, eds., *Retirement and Economic Behavior*, Brookings Institution, pp. 255-276.
- and — (1985), "Simulating Alternative Social Security Responses to the Demographic Transition," *National Tax Journal*, Vol. 38, June, No. 2, pp. 153-168.
- and — (1987), *Dynamic Fiscal Policy*, Cambridge University Press.
- Barro, R. J., and J. W. Friedman (1977), "On Uncertain Lifetimes," *Journal of Political Economy*, Vol. 85, August, No. 4, pp. 843-849.
- Bernheim, B. D., A. Shleifer and L. H. Summers (1985), "The Strategic Bequest Motive," *Journal of Political Economy*, Vol. 93, December, No. 6, pp. 1045-1076.
- Davies, J. B. (1981), "Uncertain Lifetime, Consumption, and Dissaving in Retirement," *Journal of Political Economy*, Vol. 89, June, No. 3, pp. 561-577.
- Diamond, P. A., and J. A. Hausman (1984), "Individual Retirement and Saving Behavior," *Journal of Public Economics*, Vol. 23, February/March, No. 1/2, pp. 81-114.
- Eckstein, Z., M. Eichenbaum and D. Peled (1985), "Uncertain Lifetimes and the Welfare Enhancing Properties of Annuity Markets and Social Security," *Journal of Public Economics*, Vol. 26, April, No. 3, pp. 303-326.
- Fischer, S. (1973), "A Life Cycle Model of Life Insurance Purchases," *International Economic Review*, Vol. 14, February, No. 1, pp. 132-152.
- Friedman, B. M., and M. Warshawsky (1985), "The Cost of Annuities: Implications for Saving Behavior and Bequests," NBER Working Paper No. 1682, August.
- and — (1988), "Annuity Prices and Saving Behavior in the United States," in Zvi Bodie, John B. Shoven, and David A. Wise eds., *Pensions in the U. S. Economy*, University of Chicago Press, pp. 53-77.
- 本間正明・跡田直澄・岩本康志・大竹文雄(1987)「年金：高齢化社会と年金制度」浜田宏一・黒田昌裕・堀内昭義編『日本経済のマクロ分析』東京大学出版会, 149-175頁。
- Hubbard, R. G., and K. L. Judd (1987), "Social Security and Individual Welfare: Precautionary Saving, Liquidity Saving, and the Payroll Tax," *American Economic Review*, Vol. 77, September, No. 4, pp. 630-646.
- Hurd, M. D. (1987), "Savings of the Elderly and Desired Bequests," *American Economic Review*, Vol. 77, June, No. 3, pp. 298-312.
- King, M. A., and L-D. L. Dicks-Mireaux (1982), "Asset Holdings and the Life-Cycle," *Economic Journal*, Vol. 92, June, pp. 247-267.
- Kotlikoff, L. J., and A. Spivak (1981), "The Family as an Incomplete Annuities Market," *Journal of Political Economy*, Vol. 89, April, No. 2, pp. 372-391.
- Kotlikoff, L. J., and L. H. Summers (1981), "The Role of Intergenerational Transfers in Aggregate Capital Accumulation," *Journal of Political Economy*, Vol. 89, August, No. 4, pp. 706-732.
- Levhari, D., and L. J. Mirman (1977), "Savings and Consumption with an Uncertain Horizon," *Journal of Political Economy*, Vol. 85, April, No. 2, pp. 265-281.
- Mirer, T. W. (1979), "The Wealth-Age Relation among the Aged," *American Economic Review*, Vol. 69, June, No. 3, pp. 435-443.
- Modigliani, F. (1984), "Measuring the Contribution of Intergenerational Transfers to Total Wealth: Conceptual Issues and Empirical Findings," presented at Modeling the Accumulation and Distribution of Personal Wealth Seminar, September.
- and R. Brumberg (1954), "Utility Analysis and the Consumption Function: An Interpretation of Cross-Section Data," in K. Kurihara, ed., *Post-Keynesian Economics*, Rutgers University Press, pp. 388-436.
- Sheshinski, E., and Y. Weiss (1981), "Uncertainty and Optimal Social Security Systems," *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 96, May, No. 2, pp. 189-206.
- Summers, L. H. (1981), "Capital Taxation and Accumulation in a Life Cycle Growth Model," *American Economic Review*, Vol. 71, September, No. 4, pp. 533-544.
- White, B. B. (1978), "Empirical Tests of the Life Cycle Hypothesis," *American Economic Review*, Vol. 68, September, No. 4, pp. 547-560.
- Yaari, M. E. (1965), "Uncertain Lifetime, Life Insurance, and the Theory of the Consumer," *Review of Economic Studies*, Vol. 32, April, No. 2, pp. 137-150.
- (いわたもと・やすし 大阪大学経済学部講師)

社会保障支出の財源代替がもたらす対外的効果*

栗 沢 尚 志

I はじめに

本稿では老年世代への所得移転支出である社会保障支出の財源を、労働所得税から消費税へ代替した場合、マクロ経済に及ぼす影響を及ぼすかという問題を2国に準用した世代成長モデルを用いて分析を行う。

周知のように2020年代をピークに先進国においては高齢化が急速に進むことが予想されている。OECD (1988)によれば、1990年の日本(アメリカ)の65歳以上の人口の占める割合は各々11.6%(8.6%)であるが2050年には22.8%(19.7%)と増加し、また Halter and Hemming (1987)によれば、両国の Support Ratio (=労働者数/年金受給者数)は各々1980年の5.61(4.49)が2025年には2.38(2.53)とわが国の低下はアメリカをはじめ他の先進諸国より大きな変化であることが示されている。そして、このような老年世代人口の増加は青年世代人口の減少に伴う正の貯蓄の減少と老年世代による負の貯蓄(貯蓄の取り崩し)の増加がもたらされ、一国のマクロ貯蓄率が低下することを示唆している。また、Kotlikoff (1989)のシミュレーションによれば日本(アメリカ)のマクロ貯蓄率は1991年の21.6%(9.8%)から1.8%(5.6%)へ低下するという結果が示されている。このように人口構成の変化とそれに伴う社会保障負担の増加によって日米の貯蓄率が逆転する可能性も考えられる¹⁾。

今日わが国は資本輸出国(経常収支の黒字)としての債権国となったが、その背景となる長期的

な要因のひとつとして、民間の貯蓄・投資差額が挙げられるであろう。マクロの需給均衡式より、 $(\text{民間貯蓄} - \text{民間投資}) + (\text{租税} - \text{政府支出}) = \text{経常収支} = \text{対外資産増加}$ が成立しているので、今財政が均衡(租税=政府支出)しているならば、対外資産増加は民間貯蓄と投資の格差に等しくなる。そして、先述したような人口構成の変化による貯蓄の減少とともに、今後、年金制度の成熟化に伴い年金のもたらす貯蓄へのネガティブな効果が顕著化すると考えられる。したがって、社会保障支出がマクロ経済に対して及ぼす影響を考える場合、開放体系のフレームワークにおいて社会保障支出・貯蓄・対外投資という三者間の相互関係を考慮に入れることが重要といえよう²⁾。

本稿では、財政赤字(公債発行)の対外的効果を分析した、Persson (1985)、Hamada (1986)、伊藤 (1988)等の基本モデルを社会保障支出に応用し、またそれらのモデルに消費税を導入する拡張を行う。以下での理論分析によって次の結論が導かれる。社会保障支出の財源を労働所得税から消費税へ代替したならば、利子率が人口成長率よりも高くそして自国が債務国の場合、個人の長期の経済厚生は上昇する。そして、対外投資は両国間の青年世代が支払う労働所得税と消費税の合計額の差に依存して決定され、自国の青年世代の税負担が外国のそれより大きい(小さい)とき自国は資本輸入国(輸出国)となり、そして、財源を消費税に代替するにつれて青年世代の税負担は減少するので、対外投資額は増加することがわかる。

II 2国モデル

以下では, Buiter (1981), Frenkel and Razin (1988) のフレームワークに依拠してモデルを構成する³⁾。

まず, 代表的な個人の消費・貯蓄行動を定式化しよう。労働供給は外生と仮定すると, 彼または彼女の効用関数は次式で与えられる。

$$U = U(C_1, C_2)$$

ここで, C_1 は第1期(青年期)の消費, C_2 は第2期(老年期)の消費を示す。それぞれの期の予算制約式は,

$$(1+\tau)C_1 = (1-\gamma)\omega - s \quad (1)$$

$$(1+\tau)C_2 = (1+r)s + b \quad (2)$$

ここで, τ は消費税率, γ は労働所得税率, ω は賃金率, s は貯蓄, r は利子率, b は社会保障給付額を示す。

(1)(2)より, 生涯の予算制約式は,

$$q_1 C_1 + q_2 C_2 = (1-\gamma)\omega + b/(1+r) \quad (3)$$

となる。ただし, $q_1 = 1+\tau$, $q_2 = (1+\tau)/(1+r)$ である。

次に資本市場の均衡条件式は,

$$s = q_2 C_2 - b/(1+r) = (1+n)(k+x) \quad (4)$$

ここで, k は資本・労働比率, x は1人当たりの対外投資額, n は人口成長率を示す。上式は, 左辺の資本供給である貯蓄(s)が右辺の資本需要である国内資本ストック(k)と対外投資(x)の和に等しいことを意味している。

財市場の均衡条件式は,

$$f(k) + rx = C_1 + C_2/(1+n) + nk + nx \quad (5)$$

ここで, $f(\cdot)$ はマクロの生産関数を表す。経常黒字(輸出+対外投資からの利子収入-輸入)は対外資産の増分に等しいので, nx となる。

最後に政府の予算制約式は,

$$\tau[C_1 + C_2/(1+n)] + \gamma\omega = b/(1+n) \quad (6)$$

となる。上式は左辺の税金(消費税収プラス労働所得税収)が右辺の高齢者への社会保障支出に等しいことを意味している。

今, 支出関数を次のように定義しよう。

$$E(q, U) = \min(q_1 C_1 + q_2 C_2)$$

(6)を(3)に代入し, 2国について各式を支出関数を用いて書き直すと,

$$E = \omega + (q_1 - 1)\left(E_1 + \frac{E_2}{1+n}\right) + \frac{(n-r)b}{(1+n)(1+r)} \quad (7)$$

$$E^* = \tau\omega(q_1^* - 1)\left(E_1^* + \frac{E_2^*}{1+n}\right) + \frac{(n-r)b^*}{(1+n)(1+r)} \quad (8)$$

$$q_2 E_2 + q_2 E_2^* + 2(1+n)\omega' - \frac{b+b^*}{1+r} = 0 \quad (9)$$

$$2\tau\omega + 2(n-r)\omega' - \left(E_1 + \frac{E_2}{1+n}\right) - \left(E_1^* + \frac{E_2^*}{1+n}\right) = 0 \quad (10)$$

ここで, $E_i = \partial E / \partial q_i$ ($i=1, 2$), $\omega' = \partial \omega / \partial r$ を, そして*は外国を表している。(7)は自国の個人の生涯の予算制約式を, (8)は外国の個人の生涯の予算制約式を, (9)は世界の資本市場の均衡条件式を, (10)は世界の財市場の均衡条件式を各々表している。それらの導出においては, $x+x^*=0$, $\omega' = -k$ という関係を用いている。また資本の完全移動を仮定しているため, 利子率は両国に共通となる。(7)~(10)の諸式は互いに独立ではないから, 以下の分析ではワルラス法則より(7)式を捨象する。よって式は(8)(9)(10)の3本であり, 内生変数は U, U^*, r の3個であるから体系は complete である。

III 財源代替の効果

(6)の政府の予算制約式において見たように, 社会保障支出の調達財源は労働所得税と消費税の両者からなっている。今, 自国政府は支出水準は一定としたもとで, 消費税へ財源を代替する政策をとったとしよう。そのような政策はわれわれのモデルでは, 消費税率 τ の上昇, つまり青年期消費と老年期消費の価格(q_1 と q_2)の上昇として表すことができる。

(8)(9)(10)を全微分すると⁴⁾,

$$\begin{bmatrix} H_{11} & H_{12} & H_{13} \\ 0 & H_{22} & H_{23} \\ H_{31} & H_{32} & H_{33} \end{bmatrix} \begin{bmatrix} dU \\ dU^* \\ dr \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} A \\ 0 \\ 0 \end{bmatrix} dq_1 \quad (11)$$

となり, クラームルの公式を用いて, 自国および

外国の経済厚生に与える効果を見ることができる。

$$\frac{dU}{dq_1} = \frac{E_2}{(1+r)\Delta} \left[(r-n)B + \left(E_{1U}^* + \frac{E_{2U}^*}{1+n} \right) \frac{1+n}{1+r} x \right] \quad (12)$$

$$\frac{dU^*}{dq_1} = \frac{E_2}{(1+r)^2 \Delta} \left(E_{1U} + \frac{E_{2U}}{1+n} \right) [(r-n)D + (1+n)x^*] \quad (13)$$

ここで、 Δ は(11)の左辺の行列式であり、安定条件のもとでは負である。また、(12)の右辺の B は資本と労働の代替の弾力性が大きければ負となり、(13)の右辺の D は $E_{22} (= \partial E_2 / \partial q_2 < 0)$ が小さければ負となる。なお、資本と労働の代替の弾力性が大きいという条件は安定条件とコシステントである。

したがって(12)(13)の比較静学より、 $r > n$ であり、 $x < 0$ or $x^* < 0$ (資本輸入国) であるとき、社会保障支出の消費税調達は望ましいことがわかる。その経済的意味は次のように解釈できる。消費税への代替は、青年期と老年期の消費価格の上昇であるから消費を抑制し、貯蓄を増加させる効果をもつ。資本がゴールデン・ルールを満たす最適水準より低い経済 ($r > n$) においては、貯蓄の増加による資本蓄積の促進がなされ経済厚生は上昇する⁵⁾。他方、対外的効果は、自国が資本の輸出国 ($x > 0$) であるか資本の輸入国 ($x < 0$) であるかによって異なる。先に述べたように利子率は消費税への代替による資本形成の促進に伴い低下するので、もし自国が資本輸出国であるならば、対外投資からの利子収入が低下し長期の経済厚生に対してはマイナスに作用する。逆に、自国が資本輸入国であるならば、外国からの投資に対する利払いが軽減されるので経済厚生に対してはプラスに作用する。

では、対外投資の大きさはどのように決まるのであろうか。簡単化のため、Hamada (1986) 同様ホモセティックな効用関数を仮定すると、 $C_1 = mC_2$ ($C_1^* = mC_2^*$) と表すことができるので、

$$x = \alpha [(\gamma^* w + \tau^* C_1^*) - (\gamma w + \tau C_1)] \quad (14)$$

となる。ただし、 $\alpha = \frac{(1+r)m+1}{2(1+n)(1+r)^2} [(1+n)m+1] > 0$ である。

したがって、対外投資は2国間の青年世代から

の税収 (労働所得税プラス消費税) の差によって決定される。もし自国の青年世代の税負担が外国の青年世代の税負担よりも大きい (小さい) のならば、自国は資本輸入国 (資本輸出国) となる。

では、社会保障財源を労働所得税から消費税に代替すると、対外投資はどのように変化するのであろうか。

(14)を x, γ, τ について微分すると、

$$dx = -\alpha (w d\gamma + C_1 d\tau) \quad (15)$$

となる。また、政府の予算制約式(6)を γ, τ について微分すると、

$$\left(m + \frac{1}{1+n} \right) \frac{C_1}{m} d\tau = -w d\gamma$$

となり、これを(15)に代入すると、

$$\frac{dx}{d\tau} = \alpha [(1+n)m+1] C_2 > 0$$

となり、財源代替によって、対外投資は増加することがわかる。その経済的理由は次のように考えられる。両国の対外投資は(4)の資本市場の均衡条件式から明らかのように、 $x = (s-s^*)/2(1+n)$ であるから、このモデルでは2国間の個人貯蓄差によって決まる。つまり、2国間において、国民1人当たり貯蓄のより大きな国が資本の供給国となる。個人の青年期の予算制約式(1)からわかるように、青年期の税負担が大きいほど貯蓄は減少する。労働所得税は青年世代のみに税負担を求めめるものであるが、消費税は老年世代に対しても課税を行うものであるから、財源の消費税への代替は老年世代の消費税負担分 ($\tau C_2(1+n)^{-1}$) だけ青年世代の税負担を軽減するであろう。そして、それによって青年世代の貯蓄は増加し、対外投資もそれとともに増加すると理解できる。

IV 政策的含意—高齢化との関連

以上、標準的な2期間の世代成長モデルを2国に準用して、社会保障支出の財源代替が貯蓄や対外投資を通してどのような効果をマクロ経済に与えるかを分析した。われわれが得た結論は次の2点に要約される。

- ① 社会保障財源の消費税への代替は、利子率

が人口成長率より高く、自国が資本輸入国であるとき長期の経済厚生を上昇させる。

- ② 対外投資の大きさは青年世代の税負担に依存し、自国の青年世代の税負担が外国のそれよりも大きい(小さい)のならば、自国は資本輸入国(資本輸出国)となる。そして、財源を消費税に代替するにつれて青年世代の税負担が減少するので貯蓄は増加し、対外投資額も増加する。

最後に、本稿で行ったモデル分析に基づき、社会保障財源の消費税代替に関する政策的含意について若干述べておきたい。現実の経済においては $r > n$ が成立していると考えられ、財源の消費税への代替は世界利子率を低下させるので、自国そして外国は資本蓄積上のメリットを受けることになる。よって、このような調達財源の代替政策は経済が効率的な成長経路にある場合、望ましい政策と考えられる。もちろん、steady state に到達するまでの移行過程においては世代間の負担の相違が生じるであろう。つまり、現存する老年世代は労働所得税の減税がなされないので、消費税導入の負担を被ることになる。しかし、これまでの公的年金の拡充により高齢者所得はかなり安定化したものと考えられるので、低所得高齢者への所得保障が十分考慮されるならば、消費税導入によるマイナスの効果は相殺されうるのである。

Halter and Hemming (1987) のシミュレーションによると、1990年代後半にはわが国の年金保険料率はアメリカの社会保障税率を上回ることが、また OECD (1988) の予測によると、1980年を100とした場合、高齢化がピークを迎える2020年における年金支出はわが国が220、アメリカが188という値に上昇することが示されている⁹⁾。このように今後、高齢化に伴うわが国の社会保障負担は確実に上昇していくものと考えられ、貯蓄・対外投資の両者に対してマイナスの効果を及ぼすであろう。しかしながら、もし消費税への代替を行ったのならば青年世代の税負担は軽減されるので対外投資は上昇し、今暫くわが国の対外投資はプラス(資本輸出)を持続するかもしれない。この

とき、外国(例えばアメリカ)は資本輸入国であるから財源代替のもたらす利子率の低下によって私利が減少し、これは外国の経済厚生にとってプラスの効果となるから、対外関係においても望ましい影響をもたらすものと思われる。

* 本稿を作成するにあたって、井堀利宏大阪大学助教授から有益なコメントを頂いた。記して感謝申し上げたい。もちろん、ありうべきすべての誤りは筆者の責任である。

注

- 1) 日銀(1989)では、80年代のアメリカにおける家計貯蓄率低下の主要因として、①金融資産残高の増加の影響、②消費者信用の急速な拡大、③社会保障制度の充実の影響、④相対的に貯蓄率が低いと見られるベビー・ブーマー層の労働人口に占める比率の上昇などの原因を指摘している。
- 2) 野口(1987, 1988)は将来の公的年金の増分を労働課税と消費課税によって賄った場合、労働課税においては2015年から、消費課税においては2020年から対外資本収支が負となる(資本輸出国となる)というシミュレーション結果を示し、その時点においてわが国経済は、国内的には重い財政負担、対外的には経常収支の大幅な赤字という二重苦に苦しむことになると指摘している。また昭和60年度の『経済白書』第3章においても、高齢化によって経常収支が構造的に悪化することが指摘されている。
- 3) 開放体系における世代成長モデルの基本構造については野口(1989)を参照されたい。なお、本稿のモデルは簡単な1財モデルであるから、為替レートは入っていない。消費財と投資財の2財モデルにおける政府支出の長期的な経済厚生に与える効果についてはIhori(1987)、また短期的な貯蓄・投資関係については、例えばDornbusch(1980)の第14章において分析がなされている。
- 4) 具体的な計算はAwasawa(1989)においてなされている。ただし、 $E_{iv} = \partial E_i / \partial U$ 、 $E_{iv}^* = \partial E_i^* / \partial U^*$ ($i=1, 2$) を各々表している。
- 5) もし経済が封鎖経済であれば、 $\frac{dU}{dq_1} \cong 0$ a. a. $r \cong n$ となる。なぜならば、アウトルキーにおいては、 $x=0$ となるからである。この点を含め税制改革が経済厚生に及ぼす効果に関する詳細な分析は、井堀(1984)においてなされている。
- 6) Halter and Hemming (1987) は社会保障税率の上昇を抑制する政策として、①年金額を勤労者の税引き後純所得に比例させる、②支給開始年齢を2歳引き上げる、③支給開始年齢を4歳引き上げる、という3つの政策に関してシミュレーションを行っている。いずれも税率の抑制に効果はあるものの、わが国は急速な高齢化のため、アメリカ・イギリ

ス・西ドイツほどその抑制効果が現れないという結果を示している。

参考文献

- Buiter, W. H. (1981), "Time Preferences and International Lending and Borrowing in an Overlapping Generations Model," *Journal of Political Economy*, 89, pp. 769-797.
- Dornbusch, R. (1980), *Open Economy Macroeconomics*, Basic Books (大山・堀内・米沢訳『国際マクロ経済学』文真堂, 1984年).
- Frenkel, J. A. and A. Razin (1988), "Budget Deficits Under Alternative Tax Systems," *IMF Staff Papers*, pp. 297-315.
- Hamada, K. (1986), "Strategic Aspects of International Fiscal Independence," *Economic Studies Quarterly*, Vol. 37, No. 2, pp. 165-180.
- Halter, W. A. and R. Hemming (1987), "The Impact of Demographic Change on Social Security Finance," *IMF Staff Papers*, Vol. 34, No. 3, pp. 471-502.
- Ihori, T. (1987), "Spillover Effects and The Terms of Trade within a Two-country Model," *Journal of International Economics*, 22, pp. 203-218.
- Kotlikoff, L. J. (1989), "Some Macro Economic Implications of Aging Populations," 日経センター=NBER 合同シンポジウム提出論文.
- OECD (1988), *Aging Populations-The Social Policy Implications*.
- Persson, T. (1985), "Deficits and Intergenerational Welfare in Open Economies," *Journal of International Economics*, 19, pp. 67-84.
- Awasawa, T. (1989), "On the Effect of Switching to Consumption Tax in Social Security Finance," mimeo.
- 伊藤隆敏 (1988) 「財政赤字と国際資本移動の厚生経済分析」『経済研究』, 40-49頁。
- 井堀利宏 (1984) 『現代日本財政論』, 東洋経済。
- 日銀 (1989) 「米国の家計貯蓄率について」『日銀調査月報』, 37-57頁。
- 野口悠紀雄 (1987) 「公的年金の将来と日本経済の対外パフォーマンス」『フィナンシャル・レビュー』, 8-19頁。
- (1988) 「経常収支のインバランスと経済構造の調整」『金融研究』, 15-28頁。
- (1989) 「人口高齢化, 財政政策, 対外収支」『フィナンシャル・レビュー』, 1-7頁。
- (あわさわ・たかし 社会保障研究所研究員)

社会 保 障 法 判 例

堀 勝 洋

居宅での保護を望む被保護者に対して行った保護施設で保護を行うという処分が違法違憲ではないとされた事例
(古川訴訟控訴審及び上告審判決)

大阪高等裁判所第12民事部昭和63年4月28日判決(昭和62年(行コ)第23号生活保護変更決定処分取消等請求控訴事件)及び最高裁判所第2小法廷平成元年4月14日判決(昭和63(行ツ)第117号)

I 事実の概要

1 原告X(控訴人, 上告人)は, 昭和50年1月27日被告Y(大阪市立更生相談所¹⁾長, 被控訴人, 被上告人)に対し, 肺結核による生活困窮を理由とする生活保護申請をしたところ, 同日保護開始決定を受け, 訴外A病院へ入院し, 生活扶助及び医療扶助を受けてきた。

昭和59年2月上旬ごろ, XはA病院の院長から, 肺結核はほぼ治癒したので4月までに退院するよう言われた。そこで, Xは退院後アパートを借りて生活したいと考え, 同年3月10日Yに対し, 同病院からの退院に伴い居宅保護による生活扶助, 住宅扶助及び医療扶助を受給したいとして, 生活保護変更申請書を提出した。Yは同年4月9日, A病院の医師の意見や大阪市嘱託医の退院時診察などに基づいて, 自立助長に向けた退院後の健康管理, 体調訓練等を行う必要があるため, 保護施設大阪市立更生相談所一時保護所での保護に変更するとの決定(以下「本件変更決定」という。)を行った。

これに対しXはこの決定に不服であり従えないと申し立てたので, 生活保護法(以下「法」とい

う。)62条3項に基づき, Yは保護を廃止する決定(以下「本件廃止決定」という。)をした。

2 そこでXは, 本件変更決定及び本件廃止決定(以下「本件各決定」という。)を不服として, 昭和59年5月16日大阪府知事に対し審査請求をした。しかし, 同知事は同年6月30日審査請求を棄却する旨の裁決をした。

3 そこでXは, 本件各決定の取消しを求めて大阪地方裁判所に出訴した(昭和59年(行ウ)第86号生活保護変更決定処分取消等請求事件)。しかし, 同裁判所第7民事部は, 昭和62年4月22日, Xの請求を棄却する判決を下した。

4 そこでXは, 原判決の取消し及び本件各決定の取消しを求めて, 大阪高等裁判所に控訴した(昭和62年(行コ)第23号)。しかし, 同裁判所第12民事部は, 昭和63年4月28日, Ⅱ判旨に引用したとおり判示して, 本件控訴を棄却した。

5 そこでXは, 控訴審判決の全部破棄を求めて, 最高裁判所に上告した。しかし, 同裁判所第2小法廷は, 平成元年4月14日, 「所論の点に関する原審の認定判断及び措置は, 原判決挙示の証拠関係及び記録に現われた本件訴訟の経過に照らし, 正当として是認することができ, その過程に所論の違法はない。また, 所論は違憲をも主張す

るが、その実質は単なる法令違背を主張するものにすぎず、原判決に法令違背のないことは、右に述べたとおりである。」と判示して、本件上告を棄却した。

II 判旨（控訴審判決）

1 「法 30 条 1 項本文は、生活保護の方法として、生活扶助は居宅において行うことを原則とし、同項但書において例外として、居宅保護ができないとき、居宅保護では保護の目的を達しがたいとき、又は本人が希望したときには収容保護を行うことができる旨定めている。そして居宅保護では保護の目的を達しがたいときは、居宅保護より収容保護の方が妥当であるというだけでは足りず、被保護者の最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するという法の趣旨、目的に照らし、居宅保護によっては保護の効果がでないか、変更前の保護の効果を無にし、又はこれを減ずる結果をもたらす場合をいうものと解されるが、これに該当するかどうかの判断は、保護の実施機関である行政庁の裁量に委ねられており、被保護者の健康状態、生活歴、家族の状況、自立への指導援助等の諸般の事情を総合的に考慮して行うべきものであるから、当該行政庁の処分が裁量権の範囲を超え、又はその濫用があったものと認められる場合に限り違法となるというべきである。」

2 「本件について、これをみるに、前記のとおり、原告は本件各決定当時63歳の高齢であること、A病院の主治医の診断及び退診の結果によれば、原告の健康状態は肺結核、高血圧症、慢性肝炎は治癒しており、入院の必要はないが、なお、2週間に1度の通院が必要であること、就労については、9年3か月の長期療養により体力が衰えており、退院後3か月は体を馴らして養生することを要し、その後も軽作業から開始することが望ましく、本人もすぐに就労は無理であると申立てていること、保護歴、生活歴については、原告は昭和42年にも肺結核による入院措置歴があるが、自主的判断に基づく退院により保護廃止ののち再び同じ理由で今回の保護に至った経緯があること、

以上の理由により原告に対しては健全な日常生活を営むための適切な指導が必要と認められるにかかわらず、家族の援助も見込めず、その他適切な援助が見込めるあてもないこと、したがって、居宅保護によっては自立助長を図るために十分な指導の効果が期待できないと考えられるところ、被告が以上のような事情に基づき本件変更決定をなす時点において、居宅保護によって保護の目的を達しがたいと判断したことは十分是認できるから、本件変更決定をなすにつき、その裁量権の範囲を超え、又は濫用があったとはいえないことは明らかである。

そして、右のとおり適法になされた本件変更決定に対し、原告はこれに服従すべき義務を負うにもかかわらず正当な理由もなくこれに従わなかったものであるから、法62条1項の規定に違反するもので、これを理由に同条3項に基づいてなされた本件廃止決定も、何ら違法ではないというべきである。」

3 「控訴人は、本件各処分が憲法 25 条に違反する旨主張するけれども、生活保護法は、憲法25条で保障される生存権を具体化するものとして制定されたものであることは法 1 条（この法律の目的）の規定自体に照らして明らかであり、かつ、本件各処分が前記引用にかかる原判決理由三認定のとおり、生活保護法上適法であると判断される以上、憲法25条に違反するものとはいえない。」

4 「控訴人は、本件各処分が憲法 13 条に違反する旨主張するけれども、同条が保障する幸福追求権ないしはそれに包含される人格的自律権を尊重して生活保護法は30条1項をもうけ、居宅保護の原則を打ち出しており、かつ、本件各処分が前記引用にかかる原判決理由三認定のとおり、同条項に適合すると判断される以上、憲法13条に違反するものとはいえない。」

5 「控訴人は、本件各処分が控訴人を合理的理由なしに差別的取扱としてなされたものであるから憲法14条に違反する旨主張するけれども、前記引用にかかる原判決理由四認定のとおり、かかる事実もまた、これを認めるに足りる証拠はないから、憲法14条に違反するものとはいえない。」

III 解 説

1 本件訴訟は、居宅での保護を望んでいた被保護者に対し、施設での保護に変更する処分及び保護を廃止する処分がなされたため、その取消しを求めたものである。これに対する第1審から上告審までのいずれの判決も、基本的には本件各決定がYの裁量権の範囲内にあり違法ではないとして、原告の請求を棄却している。

本件訴訟における主な争点は、次のとおりである。

- (1) 法30条1項の居宅保護にするか収容保護にするかの決定は、行政庁の裁量に属するかどうか。
- (2) Yによる本件各決定は、裁量権を濫用しまたはその範囲を逸脱しているかどうか。
- (3) 本件各決定は、憲法25条に違反しているかどうか。
- (4) 本件各決定は、憲法13条に違反しているかどうか。
- (5) 本件各決定は、憲法14条に違反しているかどうか。

以下、上記の争点ごとに、X及びYの主張並びに判決について検討を加える。

2 本パラグラフでは、上記(1)の法30条1項の居宅保護にするか収容保護にするかの決定が行政庁の裁量に属するかどうかという問題、及び(2)のYによる本件各決定が裁量権の逸脱・濫用に当たるかどうかという問題について論ずる。まず、この問題に関係する法の条項を以下に引用する。

- (1) 「生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。但し、これによることができないとき、これによつては保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したときは、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に収容し、又はこれらの施設若しくは私人の家庭に収容を委託して行うことができる。」(法30条1項)
- (2) 「前項但書の規定は、被保護者の意に反

して、収容を強制し得るものと解釈してはならない。」(法30条2項)。なお、この規定は、公定解釈によれば、「行政上の強制執行特に直接強制をなし得ない義である。直接強制とは義務者の身体または物に実力を加えることによつて直接にその命じたる状態を実現することを言うもので、例えば、実力により被保護者を養老施設に収容する如き行為である。」とされる(小山[1]437頁)。本件の場合、実力によって収容を強制しているわけではないので、本項違反は問題とされていない。

- (3) 「被保護者は、保護の実施機関が、第30条第1項但書の規定により、被保護者を収容し、若しくは収容を委託して保護を行うことを決定したとき、又は……したときは、これに従わなければならない。」(法62条1項)
- (4) 「保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」(法62条3項)

本件においては、(1)の規定によってYがXの収容保護を決定(本件変更決定)したが、(3)の規定にかかわらずXがこの決定に従わなかったため、Yは(4)の規定によりXの保護を廃止する決定(本件廃止決定)を行ったものである。これに対し、Xが本件変更決定及び本件廃止決定(本件各決定)の取消しを求めたのが、本件訴訟である。Xは、本件変更決定が違法であるから、その決定に従わなかったことを理由としてなされた本件廃止決定も理由がなく、違法であると主張した。したがって、問題はYによる本件変更決定が違法であるかどうかであるが、これは(1)の規定に基づく居宅保護か収容保護かの決定について行政庁に裁量が許されるかどうか、そして裁量が許されるとしてもその裁量権の逸脱・濫用がなかったかどうかによって決まってくるわけである。

(1)の規定が行政庁に裁量を認めているかどうかについて、X及びYは以下のように主張した。

まず、Xは次のように主張した。法30条1項に基づく収容保護に変更決定をすることができるのは、居宅保護を行っても要保護者の健康で文化的

な最低限度の生活を保障するという効果が全くないような極めて例外的な場合であり、行政裁量は許されない。仮に、専門的・技術的見地から行政庁に何らかの裁量が許されるとしても、その裁量は羈束裁量であり、その範囲は極めて限定して解釈されなければならない。そして、法30条1項ただし書の居宅保護によっては保護の目的を達しがたいときは、生活扶助については被保護者が単身で住み、かつ、日常生活の用を弁ずる力がないような場合などを指し、医療扶助については通院を要する病状であるのに、居宅と病院との距離が離れており、被保護者の病状からみて通院はかえって扶助の効果がないような場合を指す。

これに対し、Yは次のように主張した。法30条1項による生活扶助を行うについて、居宅保護の原則によるか收容保護によるかの決定は、要保護者の実情を考慮して、最低生活保障の観点からだけでなく、要保護者の自立助長を図るについての有効適切な保護となるか否かをも考慮して行うべきものである。そして、法30条1項ただし書の居宅保護によっては保護の目的を達しがたいときは、居宅保護によっては保護の効果がないか、変更前の効果を無にし、またはこれを減ずる結果をもたらす場合と解釈すべきである。

この問題に関し、控訴審判決は、II判旨の1に引用したように、法30条1項ただし書の居宅保護によっては保護の目的を達することができないかどうかの判断は、行政庁の裁量にゆだねられていると判示した。

この問題については、以下のように考えるべきであろう。行政法学における伝統的な自由裁量論は、行政行為を羈束行為と裁量行為に分ち、裁量行為を更に羈束裁量（法規裁量）と自由裁量（便宜裁量）に区別して、行政裁量の範囲を定める²⁹。しかし、裁判所のコントロールを受ける羈束行為または羈束裁量行為とそのコントロールを受けない自由裁量行為との区別をどのような基準で判断するかについては、幾つかの説に分かれている。また、現実の法令の規定がそのどれに属するかを判断することも極めて困難である。そこで近年においては、羈束裁量行為についても裁量を

認める³⁰など、羈束裁量と自由裁量を相対化する解釈が出てきている³¹。したがって、この問題について筆者は、法令全体の構造や規定の仕方、処分の専門技術性の内容や程度、処分の理由や背景等を考慮しつつ、具体的な行政庁による処分について、行政庁の第1次判断権を尊重すべきかどうか、あるいはそれが裁量権を逸脱・濫用していないかどうかを、個々の訴訟ごとに裁判所が判断していくべきであると考えている。

本件訴訟についてこれをみると、まず法30条1項は居宅保護を原則として收容保護を例外とし、この例外が認められる場合としては、①居宅保護によることができないとき、②居宅保護によっては保護の目的を達しがたいとき、または③被保護者が希望したとき、を規定している。そして本件訴訟においてはこの②に該当するかどうか争われているのであるが、この「居宅保護によっては保護の目的を達しがたいとき」についての判断が、行政庁の裁量を全く許さない羈束行為でないことは明らかである。したがって、次に問題となるのは、收容保護の決定を行った行政庁の処分が、裁量権の逸脱・濫用に当たるかどうかである。

この問題について、控訴審判決は、II判旨の2に引用したように、YによるXの收容保護の決定に至った具体的事情をつぶさに検討して、居宅保護によっては保護の目的を達しがたいこと、したがってYの決定が裁量権の逸脱・濫用に当たらないことを判示した。しかし、①居宅保護を原則とし收容保護を例外とする法30条1項の規定、②近年における施設福祉から在宅福祉への流れ、③居宅保護へのXの強い希望等を考えると、いかにXの心身の状況や生活態度等を考慮するにしても、YがXを施設に收容保護する決定をしたことには、やや疑問を感じざるを得ない。ただし、それがYによる裁量権の逸脱・濫用に当たるとまでいえるかどうかは別問題である。

なお、收容保護を行う場合として、小山[1] 435～436頁は次のような例を挙げている。まず、法30条1項ただし書の「これによることができないとき」の例として、「居宅を有しない被保護者を保護する場合の如きである。」と述べている。

次に、「これによっては保護の目的を達しがたいとき」の例として、「居宅らしいものはあるが、非常に不健康な状態である為そこで日常生活を営ませる事を適当としない場合、一応住宅はあるが被保護者に日常生活の用を弁ずる力なく、而も、その世話をする者がいない場合又は身体上又は精神上の理由により、若しくは特殊な家庭の事情によって、特にその被保護者をその家庭から隔離して保護を行う必要がある場合である。」と述べている。更に、小山[1]437頁は、法30条1項「但書の規定により収容保護を決定することは保護の実施機関の単独行為であり被保護者の同意を要しない。且つ、その決定に対し被保護者は服従の義務を負う（法第62条第1項）。」とも述べている。

3 Xは本件各決定が憲法25条に違反すると主張したが、その要旨は次のとおりである。生活保護法は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定する憲法25条1項の理念に基づいて制定されたものであり、生活保護費の支給は実定法上の権利に対応する同等の義務の履行としてなされる。したがって、これを支給しないことは、人間にふさわしい生存はおろか、生物体としての生存すら脅かされる。

これに対し、Yは次のように主張した。生活保護法は憲法25条の生存権を具体化するものとして創設され、その理念に基づく運用解釈の原理として法1条ないし4条の基本原則が定められている。Yは法1条が定める最低限度の生活の保障と自立助長の目的原理等に基づいて本件各決定を行ったもので、なんら憲法25条に違反するものではない。

これに対し、控訴審判決は、II判旨の3に引用したように、本件各決定は憲法25条に違反するものとはいえないと判示した。しかし、その理由は、生活保護法は憲法25条を具体化するものとして制定され、本件各決定はこの生活保護法上適法と判断されるからというあまりに形式論理的なものである。

生活保護法が憲法25条を受けて制定されたとはいっても、その個々の条項が憲法25条に違反していないとは限らず、生活保護法令の憲法適合性を

判断することは裁判所の重要な任務である。例えば、本人が居宅保護を望んでいるのに収容保護の決定をすることができるとする法30条1項ただし書の規定が憲法25条に違反しないのか、または収容保護の決定に従わない場合は保護の廃止等を行うことができるとする法62条3項の規定が憲法25条に違反しないのかということについても、検討すべきであったように思われる。

4 Xは本件各決定が憲法13条に違反すると主張したが、その要旨は次のとおりである。憲法13条は「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、……最大の尊重を必要とする。」とし、個人の尊重と幸福追求権を規定している。そして、幸福追求権は人格的自律権（自己決定権）を内容とするが、人格的自律権とは主として重要な私的事項については自ら決定することができる権利である。本件変更決定は、このような自己決定権に反するものであり、憲法13条に違反する。

これに対し、Yは次のように主張した。仮に人格的自律権の保障があるとしても、それはXが生活保護を受けるか否かの決定段階であって、いかなる種類、程度及び方法の保護を受けるかまでに及ぶものではない。生活扶助を居宅で行うか施設で行うかは、憲法25条の理念に基づく法の定める基本原則により決定される事柄である。

これに対し、控訴審判決は、II判旨の4に引用したように、本件各決定は憲法13条に違反するものではないと判示した。

Xの意思に反して収容保護を決定した処分が、個人の尊重と自由及び幸福追求の権利を保護する憲法13条に違反するかどうかは、結局は収容保護の決定に関する法30条1項の規定の憲法適合性及び具体的な本件変更決定の違法性の有無に依存すると考えられる。この2つの判断について肯定的に解釈するとすれば、憲法13条違反を問えないことになる。

5 Xは本件変更決定は憲法14条1項及び平等原則に違反すると主張したが、その要旨は次のとおりである。Yは訴外B、C及びDの3名に対し居宅保護への変更を認めているが、この3名の健

康状態、生活歴、家族の援助の有無等の諸点において、Xと基本的な差異はない。ところが、本件変更決定はXについては居宅保護を認めないものであり、合理的な理由なくしてXを差別的に取り扱っているものであり、本件変更決定は憲法14条1項及び平等原則に違反する。

これに対し、Xは次のように主張した。法は、憲法14条1項の平等原則を、法2条「すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護……を、無差別平等に受けることができる。」で確認している。ところが、これは保護請求権について無差別平等に保障するものであっても、個々に事情が異なる要保護者に現実に給付される保護がすべて一律に同一内容であることを意味するものではない。法1条は保護は困窮の程度に応じ必要な保護を行うとしており、また法9条は保護は要保護者の年齢、性別、健康状態等その個人または世帯の実際の必要の相違を考慮して有効かつ適切に行うとしているのであって、実際の保護は要保護者の個々の状況に応じた保護を要求しているものである。YはXの諸事情を考慮し、これと異なる事情のあったBらと異なる保護の方法を決定したもので、本件各決定はなんら憲法14条1項に違反するものではない。

これに対し、控訴審判決は、II判旨の5に引用したように、本件各決定は憲法14条1項に違反しないと判示した。この問題については、XとB、C及びDとの具体的諸事情に係る認定判断による

ところが大きいと考えられる。

注

- 1) 大阪市立更生相談所は、大阪市西成区のいわゆる愛隣地区において、居住地がないかまたは明らかでない要保護者についての保護の決定及び実施、一時的な生活困窮者に対する生活費の貸付け、生活相談等の各種相談、保護施設である一時保護所での保護等を行うものとして設けられたものである。
- 2) 筆者の行政裁量に関する詳しい論述は、堀[3]213頁以下を参照。
- 3) 朝日訴訟の最高裁大法廷昭和42年5月24日判決・民集21巻5号1043頁は、「羈束裁量行為といっても行政庁に全然裁量の余地が認められないわけではないので、原判決が保護基準設定行為を羈束裁量行為と解しながら、そこに厚生大臣の専門技術的裁量の余地を認めたこと自体は、理由齟齬の違法をおかしたのではない。」と判示している。
- 4) 星野[2]6～9頁、宮田[4]44～47頁参照。東京地裁昭和28年4月28日判決・行集4巻4号は、「行政処分につき自由裁量といい、羈束裁量といっても、両者は本質的な相違のあるものではなく、要は裁量の許される範囲につき広狭が認められるにすぎない」と判示している。

引用文献

- [1] 小山進次郎『改訂増補生活保護法の解釋と運用』、中央社会福祉協議会、昭和25年。
- [2] 星野信也「社会福祉行政と行政裁量——序論」『人文学報』、昭和60年3月。
- [3] 堀 勝洋『福祉改革の戦略的課題』、中央法規出版、昭和62年。
- [4] 宮田三郎「行政裁量」雄川一郎ほか編『現代行政法大系2 行政過程』、有斐閣、昭和59年。
(ほり・かつひろ 社会保障研究所調査部長)

書評

社会保障研究所編『フランスの社会保障』

(東京大学出版会 1989. 2. 10)

工藤恒夫

本書は、社会保障研究所が企画したフランス社会保障に関するわが国初の大型「研究プロジェクト」が、13回の研究報告会を重ねてまとめあげた成果である。全体は、以下のような3部、14章から構成され、各章は、プロジェクトに参加した18名の研究者によって分担執筆されている。

第Ⅰ部、フランス社会保障の背景（第1章、フランスの経済と福祉、第2章、財政の概要と社会保障、第3章、行政・政治・地方自治、第4章、社会保障の歴史）

第Ⅱ部、所得保障（第5章、年金制度、第6章、労災補償制度、第7章、家族給付、第8章、失業保険と雇用政策、第9章、社会扶助）

第Ⅲ部、医療保障と社会サービス（第10章、医療供給制度と医療保険制度、第11章、高齢者福祉サービス、第12章、障害者政策、第13章、児童福祉サービス、第14章、住宅政策と住宅保障）

本書の編者である社会保障研究所の小山路男所長が、“はしがき”のなかで、プロジェクト研究のねらいはフランスの社会保障を構成している諸制度を「立体的に研究し、……現状を分かりやすく解説すること」にあると述べているように、フランス社会保障のほとんど全分野が網羅されている。しかし各章は、一、二を除けば、＜現状の解説＞にとどまらず、執筆担当者各自がそれぞれの問題関心と学問的手法にもとづいて、政策・制度についての＜分析・評価＞をも行った独立の研究論文とみてよい。したがって、以下では、順を追って各章ごとに、分析と論点が示された部分を中心にその内容の一端を紹介し、随時、評者なりの簡単なコメントを付してみたい。

第1章（藤井良治氏執筆）は、本書全体の序論にあたる部分で、内容的には、(A) 社会保障の重要な基礎的要件の一つである「人口」と「経済」の動向構造を分析した部分と、(B) フランスに特有な社会保障・福祉の制度体系、ならびにこれを予算面から示す主要な支出統計について概説した部分からなる。(A) では、人口構造の動向からみて、フランスにおいても高齢化問題が今後、社会保障財政上の重要な課題となることが強調されている。これまでは、母子・児童政策に比べて手薄だった老人医療分野の費用増、とりわけ賦課方式をとる公的年金の財政は、その収益率（年金保険料率と支給率の比）が今後40年間のうちに大幅に（現在の11.5%前後からその1/2～2/3以下に）低下し、危機的状況をむかえるだろうと分析され、そして、これに対応するためには、「拠出率の大幅な引き上げ（50～80%）」もしくは「支給開始年齢の7～9年の繰り下げ」が必要であり、さもなくば「給付水準の大幅な引き下げ」が不可避である、との見解が示される。筆者が、社会保険における公費負担の存在や使用者拠出の意義、——社会保険における社会的扶養性の問題——をどのようにとらえておられるか不明であるが、これまでのフランスにおける「特別制度」や「農業制度」の実例からみても、「保険」の論理（計算合理性）だけでこのように割り切ることができるかどうかいささか疑問である。(B) では、制度論的アプローチをとる社会保障論者 J.-J. デュピエールに即して、フランスの社会保障は、失業補償・公的扶助・社会福祉を含めない「限定的な概念」であること、そして、わが国の「広義の社会保障」・

「福祉」に対応するのは社会的保護 (protection sociale) という概念であることが懇切ていねいに説明されている。本書の第Ⅱ～第Ⅲ部に収められるフランス社会保障の制度的枠組み (= 範囲) となっているのは、この社会的保護の体系である。

第2章 (矢野秀利氏執筆) では、(A) まずケインズ政策的役割の「軽視」という傾向をもちつづけてきた戦後フランスの財政政策の特異性と、国家予算制度ならびに財政構造 (租税体系・財政支出・国と地方との関係) の現状・特色が財政学者の手法でもって明快に説明されたのち、(B) 財政と社会保障との関係が検討されている。ここでは、国家財政とは「独立に運営されている」フランス社会保障制度 (狭義) の財政運営の実態が詳細に説明・分析されるとともに、二つの重要な論点が提示されている。一つは、フランスにおいては (1) 税収に占める間接税の比重 (60%) が高いだけでなく、社会保障が国の財政と独立に運営されていること、(2) 企業の社会保障負担が、財源の約65%を占める労使拠出の70%以上にも達して、著しく高いこと、(3) 地方税収入の大半が社会扶助に支出されていること、などの理由から、所得再分配 (とくに「企業から家計への」) の機能を担うのは税制ではなく、社会保障制度であるといえること。いまひとつは、「企業の社会保障負担の高さ」が民間経済に悪影響を与えていることが大きな問題であるとされ、「社会保障政策と経済の効率性とどう調和させるか」が社会保障財政上の課題であるという論点である。第一論点の明解さ、客観性に比べ、第二論点は「社会保障財源をこれ以上、企業に頼ること」に「否定的」な企業・政府サイドの要請に即した評価的見解であるように思われる。同趣旨の評価的立場は、本書の第5章と第10章でも強調されているが、社会保障理論の立場からすればいささか問題であるように思われる。

第3章は、「政治・行政の仕組みと社会保障」(粥川正敏氏執筆) と「地方行政制度」(田坂治氏執筆) の2稿が収められているが、社会保障担当者 (社会問題・雇用者) の組織・機構についての解説部分を除けば、社会保障に直接かかわる記述

はみられない。

第4章 (田端博邦氏執筆) では、フランスにおける社会保障形成の歴史を、(1) 革命期に法認された「被救済権」が実施されず、貧困問題への対応が共済組合によって行われた「自由主義の時代」(革命期～19C後半まで)、(2) 社会保険制度、家族給付 (手当?) 制度など、戦後の社会保障を構成することになる生活保障的諸制度が確立・整備される「社会保険の時代」(19C末～戦間期まで)、(3) 「戦後社会保障制度の成立」の3段階 (= 時期) に大きく区分し、各段階 (= 時期) に現れた諸制度の成立状況、ならびにそのフランス的特徴について概説されている。フランス社会保障の形成過程を歴史的に論ずることは、研究の現段階では困難な仕事であるという点を勘案すれば、やむを得ない制約かもしれないが、第2段階までの叙述は、実現した事実としての個々の制度を漏れなくフォローすることに重点がおかれ、<制度展開の論理>は必ずしも明瞭ではない。しかし第3段階については、次のような独自の見解が示されている。すなわち、筆者はこの段階を、社会保障「計画」(ラロック・プラン) の策定・実施の時期 (1945～47年) と、「制度の展開」時期 (1948～67年改革まで) とに区分し、前者においては、「計画」が<自主管理>、<当事者拠出>の原則などを特色とするフランス社会保障の「定着と拡張の起点」となったという意義をもちながら、『計画』が過度に理想主義的であったため「一般化の挫折」という限界に逢着し、「“労働者保険”の性格が色濃く残されていた」段階、後者は、制度の分立による「一般化」の進展、財政問題の発生、協約制度の形成、管理運営問題の政争化を特徴とした時期、と説明される。ユニークな整理ではあるが、社会保険から社会保障への移行・転換を適用対象の拡大=全国民化という視点だけでとらえるのは問題であろう。

第5章には (A) 基礎制度である「公的年金」(木村陽子氏執筆) と、(B) 2階部分としてこれを補足する協約年金制度=「企業年金」(堀勝洋氏執筆) の2稿が収められている。(A) では、まず、(1) フランスにおける公的年金制度の概要と給付

水準の実態などが詳細にかつ分かりやすく（給付額を円換算で示すなど）紹介され、次いで(2)ミッテラン政権下の社会保障（年金）政策として、完全年金の支給年齢を65歳から60歳へ引き下げた「改革」と、「高い事業主負担」への対応措置の2つをとりあげ、それぞれについて評価的検討が行われている。そしてこれについて筆者は、(a)「時代に逆行」した年金年齢の引き下げは、年金財政への迫圧要因であって、意図された雇用「改善」の効果はそれほど大きくないが、(b)「高い事業主負担」の年金保険料率を'79年以来の水準に据え置き雇主負担を抑制したことは（「一般制度」の疾病保険部門では'82年に雇主の拠出負担が被保険者と同率で引き上げられている——評者）、フランス経済に好結果をもたらしたとあってよい、との評価を下している。(a)、(b)ともに論証が十分であるか否かはともかく、そして(b)については「財源負担のあり方」についての理論的視点もしくは代案が示されてはいないが、80年代以降における日本の年金改革問題を意識された筆者の立場は鮮明である。

(B)では、民間・農業部門の被用者全員（1550万人）の強制加入、賦課方式の採用、制度間財政調整の実施などの点からみて、「企業年金」というよりは準公的年金の性格をもち、生涯賃金平均の20%保障をもって基礎制度の公的年金給付（完全年金で過去10年間平均賃金の50%）を補足しているフランスに特有な補足退職年金制度の概要と実態が、論評ぬきに分かりやすく説明されている。

第6章（岩村正彦氏執筆）では、労災に関する使用者の無過失責任原理を確立した1898年法から出発し、1946年に社会保障の制度体系へ統合されるまでのフランス労災補償制度の発展過程が簡潔に整理されたのち、現行制度（一般制度）の特徴と内容が、日本との比較ならびにフランスにおける他の社会保険との対比でみた「独自性」という視点から明快に説明されている。ただ、本章で指摘されているような、一般の社会保険と対比した場合の労災補償保険の「独自性」（とくに使用者単独の費用負担、保障内容の優位性など）は、必ずしもフランスに固有のものではない。「労災補

償の社会保障化」によって「使用者の個人責任の原則的な消滅」があったとみなす筆者の立場からは、そのような「独自性」の根拠がどのように説明されるのであろうか。

第7章（都村敦子氏執筆）、フランスの家族給付制度は、戦後社会保障の制度体系の中に組み込まれて以来、一般制度内の「部門間財政調整」によって〈犠牲〉（給付の抑制・切り下げ）を被りつづけてきた部門であるが、本章では、それでもなお保障内容の「豊かさ」と「多様性」において「他の諸国に比べ群を抜く」水準を保持しているこの制度の概要ならびにその現状・特徴などが、日本との対比をおりませながら、手際よく概説されている。そして本章では、「家族給付の背景」となる人口と家族の動向分析に冒頭の1節を充て、近年における出生率の低下傾向、既婚女性の就業率上昇、単親家庭の増加などの事実を明らかにし、その上でこの部門における'77年以来のフランスの一連の制度改革を、人口・家族政策的観点からの対応であるとして積極的に評価している。フランスの政策・制度のポジティブな側面のみがクローズ・アップされているくらいはあるが、——また、事業主単独負担の拠出（基準賃金の9%）で賄われている財源を「税収入」へ移行すべきだとする最近のフランス国内における論議に関する筆者の見解がきけないのは残念であるが——、出生率がすでにフランス以下に落ち、高齢化社会の「危機」を叫びながら、この面では無策な日本の現状を強く意識された論稿であるように思われる。なお、用語上の細些な問題であるが、本章と第5章で、家族給付制度の「拠出」(cotisation)が「保険料」と訳出されているのは問題であろう。

第8章（大久保良香氏執筆）では、まず、石油危機を境に急激に悪化して以来、厳しい状況が続いているフランスの雇用・失業構造の実態と特徴が詳しく分析され、次いで、ジスカールデスタン・ミッテランの両政権がこれに対応すべく相次いで打ち出してきた多彩かつユニークな雇用政策の内容と、フランスに独自の「協約失業補償保険」制度の概要が紹介されている。とくに84年以降の雇用政策の現状についての説明部分（第5節）は

単なる紹介ではなく、分析をそえた明快な解説であるが、現状にいたるまでの経過を整理した「雇用政策の歴史」(第3節)の部分はやや平板な叙述となっている。また、84年の制度改革で枠組みがつけられた現行「失業給付制度」(第4節)についての概要説明も、それが、79年の「抜本改革」とその後の「補償の爆発」による財政破綻を経て、協約制度の社会的パートナー相互ならびに政府間の確執の産物であったという重要な事実関係についての説明が割愛されているために、結果(事実)としての制度の紹介にとどまっているように思われる。

第9章は、社会扶助の「歴史」「法的性格」「認定条件・手続」ならびに「各論」を解説した論稿(小野暁史氏執筆)と、「各論」の一部(老齢扶助)の補論と併せて「社会扶助の財政」状況(費用「負担の原則」「規模」「構成」などの実態)を、各種の統計資料を厳密に吟味しながら、日本との対比もおりまぜて丹念に分析した論稿(城戸喜子氏執筆)からなっている。とくに後者の論稿では、財政分析に先立って、「フランス社会扶助の特色」についての考察が行われ、その性格的特色が①公的扶助と社会福祉サービスとが併存していること、②範疇別・対象グループ別制度であること、③社会保険制度との関係が「補足的」と「独立的」の二重性でとらえられること、④全国一律の法定扶助と地方自治体ごとに異なる任意扶助の二種を含むこと、⑤前借りの性格を有する事後回収制度であること、の5点にわたって明解に整理されているのは出色である。本稿は、現に「存在する」制度についての客観的・論理的考察に徹しているが、このようなフランス社会扶助のあり方は、社会保障政策論の観点からどのように評価されるのだろうか。

第10章は、フランス医療保障の供給サイドをとりあげた(A)「医療制度」(伊奈川秀和氏執筆)と、需要サイドに焦点をあてた(B)「医療保険」(大田晋氏執筆)の2節からなる。(A)では、病院制度の概要、医師・薬剤師等医療従事者の概況、今なお「自由医療」の理念を色濃く残す医師(養成)制度のフランス的特徴と問題点(医師数

の過剰と地域間格差、医師の身分格差)、そして80年代に入ってから医療供給システムの改革状況が詳しく説明されている。(B)では、一般制度を中心とした疾病保険制度の仕組み、保障内容・財政状況についての紹介・説明にとどまらず、フランスに独特な協定医制や医療費改定方式、さらには入院費抑制策として84年に導入された「総枠予算」についても、日本との対比・評価をおりまぜながら分かりやすく解説されている。しかし叙述内容の一部に問題がないわけではない。たとえば、「医療保険の歴史」のところで、ドイツではビスマルク段階で「医療保険を含む社会保険制度全般の整備」が行われていたという記述(p. 265)や、日本のような「老人のみを対象とした医療保険制度はなく、退職後もそのまま退職前に属していた医療保険制度に残ること」がフランスの特徴であるかのように叙述されているのは(p. 267, p. 281)問題であろう。

第11章(松村祥子氏執筆)は、内容的には、(A)フランスにおける社会福祉サービスの史的展開過程を、筆者自身の「社会福祉論」の立場から分析的に考察し、社会福祉全般の今日的課題を明らかにしようとした「一般論」の部分と、(B)フランスにおいても近年「最も重大な社会問題の一つとして」クローズ・アップされている高齢者福祉の現状(現行システム、在宅・施設サービスなどの実態)とその問題点を克明に整理した部分からなっている。(A)で強調されている論点を要約すれば次のようになる。社会福祉サービスは「国民生活の向上のために展開される社会福祉従事者の活動」で、社会保護制度を構成する社会保障と社会扶助の諸制度を「実現する過程で介在する」方策であるが、第2次大戦後の社会福祉サービスは、「社会保険や社会扶助の現金給付優先の風潮の中で、補完的・対処的方策として位置づけられる」傾向にあった。ところが60年代以降の「国民生活の変化」は、非貨幣的サービス・ニーズの量的増大・質的多様化をもたらし、これに対応すべく社会福祉の役割が重視されるようになっている。「福祉国家」のそれとは異なる「総合的社会福祉」の案づくりや、地方分権化政策にもと

づく「福祉の分野における地方……の権限強化」はその表れで、それらは現金給付を中心とした「時代を経過した後に直面した新しい事態への対応」である。資本制社会の生活問題を超歴史的・普遍的概念で捉えようとする手法の有効性、現金給付優位の「時代を経過した」という表現の含意は何か、など疑問もあるが、筆者自身が語っているように、社会福祉の概念や制度体系上の位置づけが不明瞭な学問状況の下で、あえて〈一般論〉が提示されたことの意義は大きいように思われる。

第12章（出雲祐二氏執筆）は8節から構成されているが、大まかには、(A) フランスにおける現在の障害者政策の基軸となっている1975年「基本法」が成立するまでの歴史的過程を4つの系譜（制度的枠組み）から整理した部分、(B) 「基本法」の成立事情とその後の障害者政策の展開を「国・県の社会扶助、社会保障制度との関連」という視点から分析した部分、(C) 現行制度（障害の認定と給付、施設・在宅サービス、労働関連政策）の概要と問題点について紹介的に考察した部分の三つからなっている。その中でとくに(B)の分析結果に注目したい。そこでは、75年「基本法」は、障害者の人権擁護・社会的地位改善を求める第2次大戦後における一連の社会的批判運動に「呼応」する形で成立したものだが、制度「統一の試み」には失敗した。だが、①多様な障害者ニーズを「社会扶助の枠」から社会保障という「より一般的なサービス」の中での保障へと移行させ、②障害児の義務教育化、障害労働者の最低所得保障と労働・雇用保護という三つの基本方向をおしすすめ、③その結果、国は、障害者政策の費用のうち教育と労働のみを分担し、大部分は社会保障機関、とりわけ疾病保険の負担となっている、とされている。社会保障なり社会福祉の〈費用負担のあり方〉の観点から、そのような動向・結果をどう評価すべきかについての見解や、日本の障害者政策との対比という視点が示されていないのはやや物足りないが、(A)、(C)の叙述を含めて、全体にわたってよく整理された論稿である。

第13章（宇野正道氏執筆）では、児童福祉の

各分野のうち、最近フランスで問題となっている“単親家族”・“未婚の母”への対応を中心とした「母子福祉対策」、長い歴史と伝統を有する「要養護児童対策」、母親の就労とかかわりをもつ「保育制度」がとりあげられ、その実態が詳しく紹介されている。

第14章（原田純孝氏執筆）では、「住宅政策は社会保障が機能するための重要な前提条件である」という観点から、まず、(A) 第2次大戦後のフランスの住宅政策が、1977年の制度「改革」を転機として、「住宅建設促進策」（「石への援助」）から、「住居費援助策」（「人への援助」）へと移行していった過程が実証的に考察され、次いで、(B) 77年「改革」で導入・強化された住宅費の対人援助制度を中心に、現行の住宅保障システムの内容・効果・問題点等が克明に分析されている。そして筆者は、この「人への援助」が現在（1984年）、住居費実額の52%（AF=家族住宅手当の場合）、37.4%（APL=応能住宅援助の場合）をカバーし、中高・低所得層の住居費負担緩和に大きな効果を発揮しているという事実を踏まえ、「フランスの住宅保障のシステムがわが国のそれに比べれば格段に整備・充実したものである」と結んでいる。住宅保障政策の財源問題についても言及してほしかったが、本書の終章を飾るのにふさわしい、示唆に富む論稿である。

最後に、本書全体について注文めいたことを二点述べておきたい。一つは、本書の構成についてであるが、日本の社会保障問題を意識した外国研究という観点からすれば、フランス社会保障制度の一大特色である〈管理・運営機構〉については、関連する各章に分散させるのではなく、単独の章もしくは第3章あたりの節で、まとめて取り上げてもよかったのではないかという点。いまひとつは、現行の政策・制度に関する評価的検討の際に用いられている資料・見解のほとんどが政府サイドのもので、社会保障を要求する国民・労働者側の対応・意見が必ずしも十分に踏まえられていないことである。フランスにおける社会保障政策や制度の形成過程で果たしてきた要求運動の役割を顧みるならば、この点は無視できないように思わ

れる。

これらの問題はあるにせよ、本書は「現状認識の概観を得ること」（“はしがき”）という課題を十分に達成したものであり、フランス社会保障の

本格的研究のための〈跳躍台〉となる画期的業績といえる。

（くどう・つねお 中央大学教授）

書評

社会保障研究所編 『西ドイツの社会保障』

(東京大学出版会 1989年)

藤田 伍一

最初に私事で恐縮であるが、評者は社会保障制度審議会のお世話で1989年の春に西ドイツを訪れる機会を得た。現地の空気に触れ、厚生省アタッシュの高原弘海氏の話をつき、西ドイツの社会保障もわが国と同様にひとつの節目にさしかかっていることを実感した。とくに社会保障における財政抑制への努力は相当なもので、医療保険では構造改革にまで踏み込んで抑制しようとしている。このような状況は同じく社会保障を制度の柱とするわが国にとって他人事ではないはずであって、この時期にタイミングよく刊行された本書の意義を一層高めるものとなっている。

本書は西ドイツ社会保障を制度論・政策論的に概観した論文集であるが、その特色のひとつは、目次でわかるように、社会保障の制度解説にとどまらず、経済・社会の枠組みのなかで流れを理解し、方向を捉えようとしていることである。この点は第1部の章立てを見ても第6章の克明な労働市場分析を通じて窺うことができる。まず本書の構成を目次で示しておこう。

第1部 西ドイツ社会保障の背景と特色

第1章 社会保障の歴史と現代的課題 (保坂哲哉, 柄本一三郎)

第2章 経済社会と福祉財政 (大西健夫, 樋口清秀, 三上英美子)

第3章 行政機構と立法過程 (田中耕太郎)

第2部 社会保障制度の現状と課題

第4章 年金制度 (六戸伴久)

第5章 医療保険と医療制度 (石本忠義, 高智英太郎, 土田武史)

第6章 失業保険と積極的労働市場政策 (島崎晴哉)

第3部 社会福祉サービスと関連施策

第7章 福祉供給システムと公的扶助制度 (柄本一三郎, 曾原利満)

第8章 家族政策と児童青少年対策 (網野武博)

第9章 老人福祉と介護問題 (古瀬 徹)

第10章 障害者福祉サービス (春見静子)

第11章 住宅政策の現状と問題点 (佐藤 誠, 大本圭野)

わが国における西ドイツ社会保障の研究状況は、たとえばイギリスのそれと比較して、立ち遅れている感は否めない。これにはいろいろな理由が考えられるが、著者の1人は次のように説明している。「西ドイツの現行社会保障制度は、一定の構想に基づき体系的につくられたものではなく、19世紀80年代のいわゆるビスマルクの社会立法以来の歴史的発展過程に則して、個別的制度の改革の積み重ねと新制度の創設によって形成されたものである。したがって統一的原則を欠くことも多く、制度間の給付の重複や不統一も存在し、現在、複雑多様な社会保障制度全般を展望することはますます困難となっている」と。しかし本書を一読すれば、その限界を克服し、ひとつの展望を切り拓こうとする執筆陣の意欲は十分に伝わってくる。そしてそれはひとまず成功しているように思われる。

西ドイツ社会保障の全体像を描こうとする第1章では、時代区分を通じて社会保障の課題を引き

出そうとする。そして1950年代がドイツ社会保障の基本的フレームワークを形成したとする通説的理解に本書も同意を与えているようである。基本的枠組みを形成した要因としては、第1に、G. マッケンロートの「社会計画」構想が挙げられている。その結果社会保障収支を体系的に表示する「社会予算」が組まれることになり、これは1959年以降今日まで続いている。第2に、伝統的社会政策の観点から社会保障の統一的な体系を作ること提案したH. アヒンガーらのローテンフェルス建議もこの時期の産物である。これも基本的に受け入れられた。第3に、10年間の「中期財政方式」による生産性年金を提唱したW. シュライバー計画が取り上げられる。これも具体的な年金改正に大きく投影している。

これら3つの構想や提案は互いに相反する点もあるが、1957年の年金と医療の改革に決定的な影響を与えたのである。さらに「平等処遇法」の成立を通して、労働者と職員の不平等な取り扱いを是正しており、平等を理念とする社会保障の確立に貢献した点も評価されている。まさに1957年は西ドイツ社会保障の新しい時代を劃したものだといえよう。

また、社会保障の政策課題については、高齢化社会に入りつつある西ドイツの現状から年少人口の保護と老年者の保護が優先課題であると考えているようである。マッケンロートやシュライバーの提案は家族を新しい社会保障の基本単位に据えて消費生活の確保を図ったものと見る解釈は当時の大衆消費時代を背景にすれば説得力のある論点となろう。

この家族対策という課題は2つの面をもつという。1つには、従来の社会政策の視野に入らない未組織の社会的弱者（子供、主婦、高齢者）の貧困状態を救済するために新しい社会的給付を考えるという点、もう1つは、児童手当制と養育手当制度による家族政策の狙いが出生率低下や人口減少に対応するというよりも子供のいる家庭とない家庭との負担面での均衡、ひいては世代間の負担の均衡を目指すものであるとする点である。このような家族を志向した福祉政策は、1962年のヨ

ーロッパ審議会の「社会憲章」以後、EC諸国の共通の施策となっている。これは高齢化の先進国であったアメリカにおいても、やはり1939年の社会保障法の改正（すなわち遺族年金保険の成立）の際に取り上げられた論点であった。

それでは次に、社会保障を社会保険、公的扶助、社会福祉の3つに分けて各制度を概観していこう。社会保険は西ドイツ社会保障制度の中心をなすもので、社会保障財政の約80%がこれに投入されている。その社会保険支出の約半分を年金が占め、疾病保険が3分の1を取っている。社会保険の運営は組織、財政とも独立管理が原則となっているが、このところ支出が収入を10%強上回っており、その差額は主として連邦政府が補助している。社会保障のなかで財政収支がもっとも悪いのは年金保険と医療保険である。そのため財政抑制は社会保険分野では至上命令となっている。

西ドイツの年金保険は歴史的にも古く、国際的に見て、職域主義に立つ点では1つの典型をなしている。すなわち1889年のビスマルク年金保険の成立以来、伝統的に社会保険方式が採られている。ドイツの年金は賦課方式で出発したが、いったん積立方式に転換したあと、戦後の1957年改革によって「中期財政方式」（本書では「期間充足方式」と訳されている）が採用された。そして1969年と1972年の修正を経て現在は賦課方式となっている。本書では触れられていないが、このような財政方式で高齢化社会を乗り切れるのか、他にどのような政策で補完していくのか興味をもたれるところであろう。

医療保険については、西ドイツはオイルショック後、いち早く医療保障政策を転換した国であり、その対応ぶりは各国の注意を集めたといわれる。この国では1976年から医療費抑制策が始められたが、その様子は本書でも詳しく展開されている。抑制の狙いは第1に、疾病保障の費用を抑制し保険料負担の増大を防ぐことにあったが、それだけに留まらないようである。本書では1985年以降、費用面だけでなく、供給制度と保険構造の改革まで進展していることが詳述されている。医療保障を社会保険で提供するわが国でも大いに参考にす

べき点である。とくに1989年1月から実施しつつある改革は疾病保険財政の安定を第1目標としながらもこれによって予防、健康管理、在宅ケアの財政強化を図るもので、いわば高齢化社会に向けて構造改革が行われているのである。つまりその改革は需要面だけでなく、供給サイドをも併せて規制するものである。わが国でもその必要がいわれながら踏み込めないでいる点であるが、西ドイツの取り組み方はひとつの断固とした解決方向を示唆するものといえよう。また叙述にあたって、運営主体である疾病金庫制度の組織や医療費支払い方式の説明が丁寧に図解を添えて理解を助けているのはありがたい配慮である。

また、失業保険でもいろいろと問題が生じてきているようである。西ドイツの失業者は1983年以降、年間平均で200万人台の水準にある。失業率でいえば、9%のラインであって西ドイツはじまって以来の高い水準である。ドイツの失業保険はワイマール期の1927年に成立したが、その内容は保険給付としての「基本手当」と「緊急扶助」、「救貧扶助」の3種類からなっている。つまりここには保険と扶助の混在が見られるのであるが、それはこの分野で先行したイギリス失業保険が辿りつつあった保険から扶助への転落を目の当たりにして、保険と扶助を最初から混合するという現実への妥協があったためであるという。この妥協の構造は戦後の西ドイツにおいてもそのまま踏襲されているといわれる。

こうした「反応的」政策から「治療よりも予防」に重心をおいた「積極的労働市場政策」への転換が図られるのは景気に翳りの見られ始めた1969年の雇用促進法においてであった。こうした経済・社会の構造をしっかりと見つめて制度の動向を見定めようとするのが本書の大きな特徴となっている。一方、失業保険の内在的問題としては、保険受給者が近年減少傾向にある点が挙げられよう。たとえば受給者数で見ると、1975年から85年にかけての10年間に失業者数は2倍強に増えているが、保険受給者はわずか18%の増にすぎない。その理由については、連邦雇用庁の財政構造に制約された給付抑制が原因と見られている。抑制方向は83年

の「予算随伴法」の施行に伴っていちだんと強化され、とくに若年者の失業給付額は大幅に削減された。そのため失業保険受給者の減少は非受給者の増大となり、結局は社会扶助への依存を高め、扶助受給者の急増を招くことになったのである。これはおそらく国家、地方、民間団体の間の責任と財政に帰着する事柄であろう。

次に、公的扶助についてであるが、この問題は本書でも詳しく取り上げられている。公的扶助支出を規模別に見ると、社会扶助44%と児童扶助28%が大きな比重を占め、青少年保護の6%と住宅手当の5%がこれに続いている。中心となる社会扶助の中身は人的給付（相談、指導、介護などのサービス給付）、現物給付、現金給付であるが、最近はとくに社会扶助の受給者数が増加している点が注目される。わが国の生活保護の生活扶助にあたる生計扶助は対人口1,000人比で37であって、わが国と比べて約2倍高い水準にある。また外国人の社会扶助受給者の増加が著しく、最近では社会扶助受給者数の13%強を占めている。公的扶助全般については丁寧な説明が付されてよく理解できるのであるが、あえて難点をいえば、頻繁に使われる公的扶助、社会扶助、国家扶助、等の語彙は一般読者にとっては馴染みがなくわかりづらい。語彙の異同については補足説明などの工夫が必要ではないかと思われる。

最後に社会福祉についていえば、西ドイツの福祉制度は、それが歩んできた歴史的経過と福祉関係立法の仕組みから他の西欧福祉国家には見られない特色がある。それは「団体主義」という点である。本書では、まず1794年のプロイセンの一般ラント法に注目する。これは「市民」に対してはじめて救済責任を明示した法律であるが、とりわけゲマインデやゲノッセンシャフト（ツンフト共済の伝統をもつ職業集団）に救済義務を負せわた点を評価する。このような団体に入らない者だけを救貧院やワークハウスに収容する体制が一般ラント法で確立されたというのである。この団体主義的な救済原理が現代の高度産業社会にあっても維持されているとする論点は興味深い。

また都市貧困の救済は19世紀半ばに成立するエ

ルバーフェルト制度が有名であるが、本書でもフランクフルト型との類似性を指摘しながらこれを評価している。これらの制度を通してドイツでは帰属団体の成員に対する救済という団体主義的な考えが強いことが語られる。また近代的な社会事業が都市の市民自治の形成とともに生まれており、自治という概念が今なお強固であると結論する。西ドイツの社会扶助は国家の責任で行われるが、金銭給付以外のサービスについては民間福祉団体に任せられ、その活動が優先される。すなわち市民自治による福祉、民間のイニシアティブによる福祉が今でも脈々と続いているのである。このようなドイツ的伝統を敷衍化すれば、著者が述べるように、社会保障の「民営化」論議にひとつの収束点を示すことになるかもしれない。

そのほか、本書ではわが国と同様に深刻化しつつある老人の介護問題や家族問題、ドイツ的制度として関心の高い財形制度、先進的な取り組みを示している身障者問題などが取り上げられている。いずれも問題意識が鋭く、質の高いモノグラフィとして高評価されるであろう。なかでもとくに評者の注目を引いたのは、地域介護組織としてのソーシャル・ステーションである。今後高齢化社会の進展に合わせて真剣に検討されるべきであろう。

終わりに2点ほど総合的なコメントを付して書評の責めを果たすことにしたい。

1つは、社会保障の枠組みの問題である。本書では1957年を戦後体制の出発点と見ているように思われるが、この時期の経済政策をリードした「社会的市場経済」との関連はどのようなのであろうか。この点は西ドイツに関心をもつ者ならば聞いておきたいポイントである。W. オイケンなどのフライブルク学派の政策理論やそれを実践したといわれるエアハルト経済政策のなかで、企業福祉や社会保障はどのような位置を占めていたのであろうか。とりわけ企業福祉は市場経済の枠内で分配されるものであって、第1次分配に属するものである。この点で第2次分配の社会保障とは分配過程が異なっている。両制度を比較し総合しては

じめて社会保障の特質も理解できると思われるのである。

もう1つは、社会保障の内在的な問題である。西ドイツ社会保障制度は「社会保険」、「扶助」、「援護」の3つのカテゴリーに大きく分けられる。社会保険（年金、医療など）については、本書でも歴史分析を加えて詳細に考察されており、また扶助についても綿密な検討が加えられている。そして「団体主義」と「自治主義」という西ドイツ的特色の析出に成功しているように思われる。だが、援護については本書ではほとんど取り上げられていない。戦後過程において戦争犠牲者等を対象とする援護政策は国民生活の安定確保の観点から必要であった。したがって戦後が遠のくにつれて援護はその存在意義を失い、むしろ消滅すべきものといえるかもしれない。その限りでは本書があえて取り上げなかったのも頷けるのであるが、援護を国家賠償という次元でなくて社会保障で行うというユニークな発想は何処からきているのであろうか。それに、本書が刊行されたあと、東ドイツを中心に東欧情勢は一変し、難民の西ドイツ大量流入に始まって東西両ドイツの自由往来が一気に実現してしまった。この戦後体制の流動化によって今後、援護政策の新たな展開が必要となるのは必至である。この問題は社会保障の枠内だけで解決できるものではないが、これによって援護政策のありかたが大きな政治課題になることは間違いないであろう。

もとより以上の2点はいわば「ないものねだり」に類するものであって、これにより本書の価値はいささかも失われるものではない。本書はドイツ社会政策、社会保障の第一線の専門家を動員して研究水準の維持を図りつつ、一方では一般読者に向けて丁寧な解説を心がけるなど行き届いた配慮をもつ第一級の総合研究書である。本書によって西ドイツへの関心が触発され、研究水準がさらに高まることを期待したいと思う。

(ふじた・ごいち 一橋大学教授)

季刊社会保障研究 (Vol. 25, No. 1~4) 総目次

凡例: I, II, III…は号数, 1, 2, 3…は頁数を示す。

福武直先生を悼む……………小 山 路 男	II	110
In Memory of Professor Tadashi Fukutake……………MICHIO KOYAMA	II	110

卷 頭 言

生存権という権利をふり返って……………佐 藤 進	I	2
家族の現代的变化について……………森 岡 清 美	II	113
社会文化問題としての外国人労働者……………倉 沢 進	III	222
社会保障再考——経済社会システムのワーカビリティの中で——……………宮 澤 健 一	IV	326

Preface

Looking Back on the Right to Live……………SUSUMU SATO	I	2
On Recent Changes in the Family……………KIYOMI MORIOKA	II	113
Foreign Workers and the Sociocultural Problem……………SUSUMU KURASAWA	III	222
Social Security Reconsidered in Relation to the Workability of the Socio-Economic System……………KENICHI MIYAZAWA	IV	326

論 文

賦課方式から積立方式への移行と財政収支……………八 田 達 夫・小 口 登 良	II	166
「社会福祉士及び介護福祉士法」の立法過程……………北 村 喜 宣	II	176
平均医療費の経済分析……………権 丈 善 一	II	189
——医療保障政策指向モデル——		
社会保障研究における法学の使命・方法・課題……………高 藤 昭	III	263
——故福武直前社会保障研究所長に捧げる——		
国民健康保険の保険料賦課方式……………岡 崎 昭	III	273
八田・小口案に代わる賦課方式の修正案……………塚 原 康 博	III	283
年金政策と遺産行動……………岩 本 康 志	IV	388

Articles

Changes in Financing Methods of Public Pensions and Fiscal Deficits……………T. HATTA & N. OGUCHI	II	166
The Law for Social Workers and Care Workers and Its Legislation……………YOSHINOBU KITAMURA	II	176
Economic Analysis on the Average Cost of Medical Services……………YOSHIKAZU KENJO	II	189
The Aims, Methods, and Theoretical Issues of the Legal Approach to the Study of Social Security……………AKIRA TAKAFUJI	III	263
The Pay-as-You-Go System in National Health Insurance……………AKIRA OKAZAKI	III	273
Modifying Public Pension Systems:		
An Alternative to the Hatta-Oguchi Proposal……………YASUHIRO TSUKAHARA	III	283
Social Security and Bequest Behavior……………YASUSHI IWAMOTO	IV	388

特集: 税制と社会保障

福祉財政と税制改革……………丸 尾 直 美	I	46
-----------------------	---	----

社会保障と税制	野口悠紀雄	I	58
——シミュレーション・モデルによる検討——			
賦課方式から積立方式への移行	八田達夫・小口登良	I	66
税制改革と公的年金制度	跡田直澄・大竹文雄	I	76

Special Issue: Reform of Taxation and Social Security

Financing Social Security and Taxation	NAOMI MARUO	I	46
Social Security and Taxation-Analysis by Simulation Model	YUKIO NOGUCHI	I	58
Transition from a pay-as-you-go System to a Funded System in Social Security	TATSUO HATTA & NORIYOSHI OGUCHI	I	66
Tax Reform and the Public Pension System	NAOZUMI ATODA & FUMIO OTAKE	I	76

特集：家族と福祉

家族とスウェーデン社会保障法	竹崎 孜	II	116
アメリカの家族と福祉	渡辺 秀樹	II	126
相続による世代間資産移転の構造	野口悠紀雄・上村協子		
——首都圏における実態調査結果——	鬼頭由美子	II	136
家事労働の行方	山田昌弘	II	145
——「義務」と「自発性」の間——			
離婚と子供の養育費	下夷美幸	II	156

Special Issue: The Family and Welfare

The Family and the Law of Social Security in Sweeden	TSUTOMU TAKESAKI	II	116
The Family and Welfare in United States	HIDEKI WATANABE	II	126
Inheritance and Intergenerational Transmission of Wealth	Y. NOGUCHI, K. UEMURA & Y. KITO	II	136
Changes in Household Work	MASASHIRO YAMADA	II	145
Divorce and Child Support Payments	MIYUKI SHIMOEIBISU	II	156

特集：福祉とコミュニティ

地域医療と福祉計画	西三郎	III	225
地域福祉と高齢者の就労	和田修一	III	236
過疎地域における老人問題	星野貞一郎	III	244

Special Issue: Welfare and the Community

Community Health Care and Social Services	SABURO NISHI	III	225
The Occupational Position of the Elderly and Community Welfare	SHUICHI WADA	III	236
Problems of the Aged in the Depopulated Areas	TEIICHIRO HOSHINO	III	244

第23回社会保障研究所シンポジウム

テーマ「医療と福祉の連携」			5
レポート：医療と福祉の連携について	岡本祐三	I	6
レポート：医療と福祉の連携について	郡司篤晃	I	14
レポート：医療と福祉の連携について	大本圭野	I	19
コメント	大谷藤郎	I	31
コメント	田端光美	I	35
討論	(司会) 小山路男	I	39

The 23rd Symposium of Social Development Research Institute

Subject: Cooperation with Medical Services and Personal Services				5
Report	YUZO OKAMOTO	I		6
Report	ATSUAKI GUNJI	I		14
Report	KEINO OMOTO	I		19
Comment	FUJIO OTANI	I		31
Comment	TERUMI TABATA	I		35
Discussion	Chairman: MICHIO KOYAMA	I		39

研究ノート

政府の世代間所得移転政策が資本蓄積に与える効果.....	栗 沢 尚 志	II		204
福祉国家の財政負担——OECD 諸国の比較分析——	赤 間 祐 介	III		289
社会保障支出の財源代替がもたらす対外的効果.....	栗 沢 尚 志	IV		402

Research Note

The Effect of Intergenerational Transfer Policies on Capital Accumulation	TAKASHI AWASAWA	II		204
Fiscal Burden of the Welfare State: Politics and the Extractive Role of Government in OECD Countries	YUSUKE AKAMA	III		289
The Consumption Tax, Social Security and Foreign Assets	TAKASHI AWASAWA	IV		402

平成元年度研究プロジェクト報告

研究課題Ⅲ 21世紀の社会保障に関する研究

『年金分科会』

公的年金制度の成熟時の給付と負担.....	花 田 恭	IV		331
21世紀の公的年金制度——その長期的安定のための方策——	堀 勝 洋	IV		342
21世紀における年金制度に影響を与える主要因	伏 見 恵 文	IV		354

『社会保障計量モデル分析分科会』

超長期社会保障モデルによる社会保障給付費の推計

——21世紀の社会保障研究会計量モデル分科会中間報告1——	岸 功	IV		364
社会保障給付費の将来推計(見通し)方法について	曾 原 利 満	IV		379

Report on a Research Project for Fiscal 1989: Project No. III

“Study on Social Security for the 21st Century”

“Pension Workshop”

Benefits and Contributions of Public Pensions for Future Maturation	KYŌ HANADA			
Public Pension Schemes in the 21st Century: Policies for Attaining Long-Term Stability.....	KATSUHIRO HORI			
Some Factors Affecting 21st Century Public Pension Schemes in Japan	YOSIFUMI FUSIMI			
“Workshop on the Econometric Model for Social Security”				
An Econometric Model for the Cost of Social Security in Japan	ISAO KISHII			
A Tentative Project on the Cost of Social Security in Japan	TOSIMITU SOHARA			

書評

池上直己『成熟社会の医療政策——イギリスの「選択」と日本』				
西村周三『医療の経済分析』	漆	博	雄	I 94
社会保障研究所編『フランスの社会保障』	工	藤	恒	IV 413
社会保障研究所編『西ドイツの社会保障』	藤	田	伍	IV 419

Book Reviews

Naomi Ikegami: <i>Medical Service of Mature Society</i> —Choice of England and Japan—				
Syuzo Nishimura: <i>Economic Analysis of Medical Service</i>	HIROO	URUSHI		I 94
Social Development Research Institute, ed., <i>Social Security in France</i>	TSUNEO	KUDO		IV 413
Social Development Research Institute, ed., <i>Social Security in West Germany</i>	GOICHI	FUJITA		IV 419

動向

社会保障法判例（広川等訴訟第1審判決）	堀	勝	洋	I 87
社会保障法判例（森岡訴訟第1審判決）	堀	勝	洋	II 210
社会保障法判例（塩見訴訟上告審判決）	堀	勝	洋	III 303
障害福祉年金の国籍要件が憲法や条約などに違反しないとされた事例				
昭和62年度社会保障給付費	社会保障研究所			III 313
社会保障法判例（古川訴訟控訴審及び上告審判決）				
——居宅での保護を望む被保護者に対して行った保護施設で保護を行うという				
処分が違法違憲でないとされた事例——	堀	勝	洋	IV 407

Report

Social Security Law Case	KATSUHIRO	HORI		I 87
Social Security Law Case: Lower Court Ruling in the Morioka Case	KATSUHIRO	HORI		II 210
Social Security Law Case	KATSUHIRO	HORI		III 303
Costs of Social Security Benefits in Fiscal 1987	THE SOCIAL DEVELOPMENT RESEARCH INST.			III 313
Social Security Law Case	KATSUHIRO	HORI		IV 407

平成元年度研究プロジェクトについて……………社会保障研究所 I 100

Research Project for Fiscal 1989……………THE SOCIAL DEVELOPMENT RESEARCH INST. I 100

社会保障研究所日誌……………I 104

Diary of Social Development Research Inst.……………I 104

季刊社会保障研究 (Vol. 25, No. 1~4) 総目次

General Index of the Quarterly of Social Security Research (Vol. 25, No. 1~4)……………IV 423

編集後記

本号は、研究所が5ヶ年間にわたって取り組んできたプロジェクト「21世紀の社会保障に関する研究」の年金分科会および社会保障計量モデル分析分科会の研究成果を掲載したものであります。

今後の高齢社会に対し危機論が出ているなかで、パラダイム転換か、供給拡大論か論争のあるところではありますが、研究プロジェクトでは21世紀の社会保障諸制度がどうあったらよいか、そのためには何をどうするか等の課題を、社会保障の主要領域において基礎的研究を行ったものであります。次号もひきつづき健康分科会の成果を掲載する予定であります。その他、家族、労働、介護等の分科の成果は所内の資料として報告書が作成される予定であります。本報告が何らかの資料提供になれば幸いです。(大本)

編集委員長	小山路男	(社会保障研究所長)		
編集委員	京極高宣	(日本社会事業大学教授)	三浦文夫	(日本社会事業大学教授)
	郡司篤晃	(東京大学教授)	村上雅子	(国際基督教大学教授)
	地主重美	(千葉大学教授)	宮澤健一	(一橋大学名誉教授)
	高藤昭	(法政大学教授)	庭田範秋	(慶応義塾大学教授)
	野口悠紀雄	(一橋大学教授)	堀勝洋	(社会保障研究所調査部長)
	保坂哲哉	(上智大学教授)		
編集幹事	大本圭野	(社会保障研究所主任研究員)	武智秀之	(社会保障研究所研究員)
	栗沢尚志	(社会保障研究所研究員)		

季刊

社会保障研究 Vol. 25, No. 4, Spring 1990

(通巻107号)

平成2年3月26日発行

定価 2,060 円 (本体 2,000 円)

編集・発行所

社 会 保 障 研 究 所

〒107 東京都港区赤坂2丁目19番8号
赤坂2丁目アネックスビル内
電話 (589) 1381

製作・発売

財団法人 東 京 大 学 出 版 会

〒113 東京都文京区本郷7丁目3番1号
電話 (811) 8814 振替東京 6-59964

印刷・製本 三美印刷株式会社